

福祉建設経済委員会記録

福祉建設経済委員会

委員長 田 邊 学

- 1 日 時 令和5年10月5日(木) 開会：10時00分 閉会：17時01分
福祉保健部
令和5年10月6日(金) 開会：10時00分 閉会：17時02分
経済部、建設部
令和5年10月10日(火) 開会：10時00分 閉会：14時48分
建設部、都市政策部
- 2 場 所 光市議会第1委員会室
- 3 出席委員 大田 敏司、河村 龍男、小林 隆司、笹井 琢、田中 陽三、田邊 学、
中村 譲、萬谷 竹彦、森戸 芳史
- 4 事務局職員 西 優、起本一生
- 5 説明員
吉本副市長
【福祉保健部】 松村福祉保健部長、加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長、田中健康政策担当次長兼健康増進課長兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室長、岡村福祉総務課長、安池高齢者支援課地域包括支援担当課長兼基幹型地域包括支援センター所長兼西部地域包括センター所長、中本介護老人保健施設民営化準備室長、温品子ども家庭課長、和久子ども相談担当課長、山野井子ども家庭課保育指導担当課長兼学校教育課幼児教育指導担当課長、都野健康増進課健康対策担当参与兼新型コロナウイルスワクチン接種対策室参与
【経済部】 芳岡経済部長、西村経済部次長兼農林水産課長、弘中有害鳥獣対策担当課長兼有害鳥獣対策センター長、影土井地産地消担当課長、萬治商工振興課長、久山観光・シティプロモーション推進課長、太田農業委員会事務局長
【建設部】 酒向建設部長、沖本建築担当次長兼建築住宅課長、秋友監理課長、山口道路河川課長
【都市政策部】 松並都市政策部長、山本都市政策課長、山本都市政策課技術担当課長、邊見下水道課長、弥益下水道課下水道技術担当課長、坪根公共交通政策課長
- 6 議事の経過概要 別紙のとおり
- 7 その他(傍聴) なし

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：岡村福祉総務課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、御質問させていただきます。

まず、主要施策の成果についての73ページです。三島温泉健康交流施設運営事業についてお聞きをします。

令和4年度の入浴者の実績というところが、前年度より3万2,460人増の10万2,450人になったというところで、先ほど、要因のところにも触れていただきましたが、大幅な要因となった要因というところを改めてもう一度お願いいたします。

○岡村福祉総務課長

利用者が大幅な増加になった要因として、第一の要因としては、コロナウイルス感染症が落ち着いて、緊急事態宣言等が令和4年度は発出されなかったことが、一番の要因であると思います。

ほかにも要因はあると思いますが、県内東部の温浴施設が廃止されたとか、その辺も少しは影響があるのかなというふうに考えております。

○小林委員

理解いたしました。外的な要因というところで、東部のところの、いわゆるそういう施設が廃止になったというところも影響したというところで、もう一点だけ、先ほどの運営側の企業努力の中で、様々なイベントをされたというところの回答があったと思うんですが、いわゆる運営側として、例えば、三島温泉の事業というところを周知するような取組、令和4年度中に、そういうものというのはやったんでしょうか。

○岡村福祉総務課長

周知の方法といたしましては、月に1回市広報が出されますけど、市広報のほうにゆーぱーくの御案内、それから自主事業の御案内を掲載させていただいているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

承知しました。よろしく申し上げます。

○森戸委員

決算書の99ページですけど、海浜荘の管理運営事業なんですが、これはもう解体をされたということによろしいですか。

○岡村福祉総務課長

令和4年8月末で解体が完了しております。

○森戸委員

現状は更地のようなものだろうと思うんですが、今後この部分に関しては、どのようなものになっていくんですか。

○岡村福祉総務課長

海浜荘の跡地につきましては、農林水産課のほうで利用の意向が示されましたので、農林水産課のほうに移管をしております。

○森戸委員

分かりました。またそちらで確認してみます。

それと101ページの、ちょっと項目が違ったらすみません。共同生活訓練事業費だったと思いますけれども、グループホームが新たに新設されて1,155万円増ということだったかと思います。

今後の見込みとして、令和4年度は新設されたから、これだけ増額されたということなんですが、今後はどうですか、まだまだ新たに新設されていく余地といたしますか、そういうものがあるんですか。

○岡村福祉総務課長

グループホームについては、国全体の施策として、増やしていくという方向性がありますので、大きな視点で言えば、利用者が増えてくるのではないかと考えていますが、今年、それから来年についての新設について、近隣での予定は今のところ聞いておりませんので、現状での推移になるかとは思っております。

以上です。

○森戸委員

了解しました。

それとちょっと元に戻りますけど、99ページで、説明されたのなら申し訳ないんですが、生活のしづらさ調査報奨金というのが、障害者福祉費の中にあると思いますけれども、これはどんなものだったですか。実際に調査をされた結果が分かれば、教えていただけますか。

○岡村福祉総務課長

生活のしづらさ調査は、国が障害者施策の推進に向けた検討の基礎資料とするため、

在宅の障害児者の実態調査とニーズを把握することを目的とされています。調査票の配布は市のほうでさせていただくのですが、調査票は直接国のほうに郵送して提出になりますので、結果はまだ国のほうからも示されておりませんで、分からない状況です。

○森戸委員

例えばでいいんですけど、どんな状況が分かるんですか、これをすることで。

○岡村福祉総務課長

調査票の内容としては、市内では、調査区としては、国勢調査の調査区の3か所が国から指定されて調査がされます。その中で手帳の等級や手帳取得の原因となった疾患、それから難病の方も含まれますので、難病の診断名と、現在使っているサービスや支援者の状況についての調査が主となります。

○森戸委員

分かりました。

それと、107ページの三島健康交流施設の管理運営事業の修繕費で、流用されたということなんですけど、この流用に関してお尋ねいたしますけれども、この修繕に関しては、当初から見込んでおいたものではなく、突発的なものだったという理解でよろしいですか。

○岡村福祉総務課長

突発的に生じた水漏れによるものでございます。

以上です。

○森戸委員

こういった水に関する事業でありますし、建設からどのくらいたちますか、10年以上たっていると思うんですが、そういう修繕が頻繁に起きてくる頃なのかなと思いますが、その辺は、事前にできるだけ見込みを立てて、予測を立てて、最初に予算化をしておくという流れが必要だと思うんですけれども、その辺はどのようにやっておられますか。

○岡村福祉総務課長

機器の修繕、交換につきましては、修繕計画、営繕計画に基づいて対応しているところでございます。実際、予算要求の際には、専門業者の方の御意見も伺いながら、継続して利用が可能なものは後にして、緊急的に必要なものについては、繰り上げて対応するように心がけているところでございます。

○森戸委員

何年ぐらいたっていますか、設置から。

○岡村福祉総務課長

平成24年の10月のオープンですので、もう11年になろうかと思います。

○森戸委員

分かりました。できれば予測をしながら、指定管理者とも相談をしながら、適切な修繕を行っていただけたらと思います。

○河村委員

決算書の97ページの一番下、行き倒れになるんか、対策事業34万5,000円。ちょっと内訳を。

○岡村福祉総務課長

行旅病人等対策事業の内訳についてのお尋ねでございますが、まず、通信運搬費は緊急連絡のための携帯電話の料金でございます。それから、手数料につきましては、これは行旅人が死亡した際の官報の公告費用についてでございます。

それから、行旅死亡人取扱委託料につきましては、これは行旅死亡人が発生した場合の火葬に必要な棺等の費用で、4年度は2名分となっております。それから、行旅病人浮浪者等一時扶助費は、1人当たり500円をお渡しして、旅費の足しにさせていただいているものでございます。以上でございます。

○河村委員

通信運搬費、携帯電話がどうのこうのと言うちゃったけど、どういうこと。

○岡村福祉総務課長

行旅病人の連絡、土日をかかわらず連絡が入ってくることがございますので、担当職員が非常連絡用として所持しているものでございます。

○河村委員

当番というか、職員になった人が、電話が非常時にかかってくると、はい、分かりました。

真ん中辺に、社会福祉協議会の補助金ということで4,881万円、金額的に517万円の増額という話なったんですが、不用額のほうでも、職員が退職としたからということで、結構な金額が不用にもなっていたんですが、どういう内訳というか、社会福祉協議会の業務内容で、行政的にどうしても必要な部分についての、恐らく補助金を出しているんだと思うんですが、その辺の区分はどうなっているんですか。

○岡村福祉総務課長

補助金の支払いの区分としての整理のお尋ねだと思うんですけども、まず社協の運営に必要な事務的なことをする事務職員に係る費用として、組織運営の事業が一つ、そ

れから地域福祉権利擁護事業、今は日常生活支援事業と名前が変わっておりますが、判断能力が低下している方の金銭管理等を行う事業が一つ、それから心配事相談等に係る事業として一つ、それからふれあい・健康フェスティバルの開催に係る事業として一つ、それから小地域ネットワーク事業として、子育てサークル等、地域で活動されるサークルへの支援事業が一つ、それからボランティア団体への支援を行うボランティア振興事業が一つ、それから福祉車両の貸出事業が一つ、合計7つの事業で区分して支出を行っている状況でございます。

○河村委員

それは何人分。

○岡村福祉総務課長

人件費といたしましては、正職員が、組織運営のほうで7名、地域福祉権利擁護が1名、嘱託職員が、組織運営のほうで3名、地域福祉権利擁護が1名、それと組織運営のほうの会長の人件費、地域福祉権利擁護のほうの生活支援員が2名、そういった状況でございます。

○河村委員

社協は正職員全部で今7人。確か。全部で。

○岡村福祉総務課長

介護保険事業を除きますと、正職員が今9名いらっしゃいます。

○河村委員

何か、4,800万円というのは、人件費だという話を聞きましたが、今の話でいくと、ほとんど全部市の持ち出しということになるんですか。

○岡村福祉総務課長

人件費9名のうち、生活困窮者支援事業のほうで委託事業で1名。基本的には市の持ち出しがほとんどになるかと思えます。

○河村委員

ほとんどの人件費、ほかに社協って収入はなかったっけ。

○岡村福祉総務課長

介護保険事業のほうの収入は、事業収入として上がっているように認識しています。

○河村委員

すると、今の社協の給与体系というのは、どういうふうになっているんです。市の職

員に準じる規定とか、なんかそんなものが入っているんですか。

○岡村福祉総務課長

社協の職員の給料については、市の給与表に準じて運用されていますが、その運用については、社協でまた個別に規定をつくられて運用されているというふうに聞いています。

○河村委員

そのことについて、要は、おまかせする中で、うちの補助金を払う中で、運営については自由ですよ。その中身は、例えば、役職手当とか、いろんな手当があると思うんですが、そんなものについては自由ですよ。

市との意思疎通というとおかしいですけど、同じような業務をやる中で、あまり最近、意思の疎通がないような気がするんですが、そんなことはないですか。

○岡村福祉総務課長

必要に応じて連携なり、連絡調整を図るようにはしているつもりでございます。

○河村委員

分かりました。何か自主運営をする中で、収入が確保しているというならともかくとして、そうでないのなら、市の出先としての、もう少し命令系統というのではなくて、意思の伝達をしっかりとされる方がいいのではなからうかなと、足りてないのではなからうかなというふうに思います。

決算審査参考資料、7ページ。民生・児童委員活動運営費50万3,000円の不用額で、まあ研修がなかったと、こういう話なんですけど、そもそも活動運営費の目的というか。

○岡村福祉総務課長

民生委員さんとか、児童委員さんの資質の向上を図るために、各種の研修とか、民生委員さんが独自に行われている啓発活動とかに対して、事業費の助成を行って、活動の充実を図ることを目的としているところでございます。

○河村委員

平素のいろんな業務をお願いして、活動量がすごいじゃないですか。そんな中で、通常の会計の中でいくと、恐らく研修費というのは、外へ視察のようなもので出られることじゃろうと思うんですが、そうでない場合の使い方なんかも、工夫できないんですか。

別に手当を出して、運営しているわけではないんで、もっと研修の方法についても、外に行くだけではない、うちで、コロナのはやったときなんかには、特にそういうことができるような研修っちゃんないんですか。

○岡村福祉総務課長

今、委員さんがおっしゃられたように、外に出ていく市外の視察研修のようなものも実施されていますし、年に1回自主的に講師を呼ばれて、集団研修をされております。

○河村委員

分かっちゃるんです。そうじゃなくて、コロナなんかでは、みんなが集まって、できないケースのような場合にも、個別の、そういった研修に代わるようなものがないのかなど。

○岡村福祉総務課長

今現時点で、どういったものがあるかというのは、すぐにはお答えできませんが、どういったものがあるか、ほかの市町村でも、そういった事例があるかもしれませんので、研究してまいりたいと思います。

○河村委員

それから、生活と健康を守る会に2万5,000円というのがあるんですが、これも、補助金だったですか、何を幾らという内訳が分かったら教えてください。

○岡村福祉総務課長

生活と健康を守る会の補助金に対する御質問であろうかと思いますが、この補助金の対象事業といたしましては、暮らしや健康、教育や税金などの相談会の実施、それから、各種県大会への参加に必要な費用、それから、守る会の新聞やニュースの発行などの教育宣伝活動、暮らしに役立つ制度や生健会運動などの合宿、集会の開催などを助成の対象としているところでございます。

以上です。

○河村委員

残った金の話をしたい。

○岡村福祉総務課長

2万5,000円程度残余がありますが、これは、当初36万円で予算計上しておりましたが、訪問活動とかの実績で、当初の予算額に至らなかったため、不用額が生じたものでございます。

○河村委員

訪問活動っちゃ何ですか。さっき言われた中には入っていないですが。

○岡村福祉総務課長

暮らしや健康、教育、税などの相談会の中に、訪問しての相談活動が含まれているという認識でございます。

以上です。

○河村委員

そもそもの話になるんですが、市のほうでそういった低所得者に対する説明会とか、相談会のようなものがあると思うんですが、ここでなければできないそういう訪問活動なんかがあるんですか。

○岡村福祉総務課長

生活と健康を守る会でなければできない活動があるのかと言われると、そうではないかもしれませんが、生活と健康を守る会は、あくまでも生活困窮者の方、それから低所得者の方々の暮らしを守る会として活動する団体ですので、市と協力して、そういった訪問活動等の支援は、必要なのではないかと考えています。

○河村委員

その会員というのは、新聞を購読している人が会員なんですか。

○岡村福祉総務課長

新聞を購読している方に限るといふふうには聞いておりません。

○河村委員

そういったこともよく耳にするので、新聞を購読しなければ会員になれないのかどうか、その辺は確認をしておいていただけたらと思います。取りあえずここまで。

○大田委員

今の何ページですか、扶助費で7ページ、参考資料、不用額で、負担金補助金及び交付金で、社会福祉協議会が365万3,000円の不用額が出ておるんですが、先ほど説明では517万円の増額をされたのに、これが363万円の不用額が出たというのは、ちょっとどうかなと思うのですが、そこんどこ説明してほしいんですが。

○岡村福祉総務課長

補助金全体として、昨年度比で500万円程度の増額が生じております。年度末の見込みにおいては、人件費がさらに増加しておりましたので、対前年比800万円程度の増加を見込んでおりましたが、途中で、年度途中で退職された方や、育児休業を取得された方、産前産後休暇取得された方がいらっしやいまして、その方の人件費が300万円程度と、事業費を合わせて360万円程度の残余が生じたという状況になります。

○大田委員

だからこれ決算でしょ。決算というのは、それを全部精算して、517万円程度の社会福祉協議会に補助金が増えたわけでしょ。それなのに、不用額363万円が上がっている

というのは、要するに決算、決算というのは、それが全部終わったのを決算という意味ではないんですか。違うのかな。私の聞き方が悪いのかな。

決算で517万円の増額しましたよ。

○岡村福祉総務課長

社会福祉協議会の予算といたしましては、5,247万2,000円が令和4年度の予算の総額でございます。支出額が4,881万8,000円でございます。これに対する不用額が365万3,000円ということでございます。

先ほど申し上げた517万9,000円の増額というのは、3年度の決算4,369万3,000円に対して、令和4年度の支出額4,881万8,000円の差額が517万円ということでございます。

○大田委員

これ違うんです。お宅じゃないから。介護保険特別会計繰出金7億7,000万円が違うのかな。いいですよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

すみません。2点訂正をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、決算書の98ページ、99ページの行旅病人手数料の1万5,800円の説明の際に、官報掲載料と申し上げましたが、これはお医者様の診断書の記載料でございます。訂正いたします。

もう一点が、グループホームの建築予定について、ここ二、三年ない予定というふうに申し上げましたが、現在、1か所、1事業所から設立の御相談を受けている状況にございますので、近年中に設立される可能性がございます。

以上です。

説 明：加川福祉保健部次長 ～別紙

○河村委員

105ページ。上段の生きがい対策事業の中で、牛島憩いの家のデイサービスセンター運営管理委託料ということで、1,226人延べということなんですが、今、島民そのものが20人ぐらいだというふうに聞いておりますが、正味の人数が分かります。

○加川福祉保健部次長

令和5年3月31日時点で申しますと、島民の方は30人でございますが、令和4年度に、牛島憩いの家デイサービスを利用された実人数は21人でございます。

○河村委員

不用額が、何ぼちょっとあるんですか。出ちよったと思うんですが、真ん中辺です。老人福祉費の真ん中の4万2,000円ですが、管理運営委託で、ある程度人数も限られた中で不用額が出るものですか。

○加川福祉保健部次長

委託業務の中で、週1回看護師を派遣するというのを、中止となった期間があったというところで、ちょっと看護師の採用が少し手こずったということもあって、看護師派遣を中止となった期間があったというところで、その分だけ執行残が出ております。

○河村委員

島民の中に看護師がおったちゅうんじゃなかったんですか。

○加川福祉保健部次長

この施設は、平成6年からの整備で、その後ずっと社会福祉協議会のほうにお願いしておりまして、昔はおられたかもしれませんが、現状では、島民の中で看護師としてしていただける方はおられない状況です。

○河村委員

老人クラブの補助金の中で、結構な人数の激減といいますか、減っておるんですが、何か実態は把握しておられますか。

○加川福祉保健部次長

単位クラブから報告書は出ておりますので、そういった書面での確認はしておりますが、現場に出向いて等の確認は、団体数も多いので、現状ではできておりません。

○河村委員

まあ、来たって60しかない、全部でも、そのあたりはしっかり整理をしていただきたい。幽霊ということではなかろうかと思いますが、実態のないクラブがあるとしたら、そのあたりについては整理をされることが望ましいと思います。

その下の緑化事業。高齢者の福祉対策事業ということで、現在38人の方がおられて、先般も源泉徴収の話が出たりして、事務的にどうなのかなと思いつつ、最近、今5か所の待機所について車が止まっちゃう。だからそこで作業においでなる方は車でおいでなる。本来の目的は何ですか。

○加川福祉保健部次長

目的といたしましては、高齢者の生きがい対策、就労対策の一環というところもございまして、不特定多数の方が利用する公共性の高い市内の公園等の緑化、こういったものが目的となっております。

○河村委員

それなら、こういった募集をかけています。

○加川福祉保健部次長

募集につきましては、広報等での周知等は現状しておりません。

○河村委員

あなたが言われた生きがい対策とかというなら、広く市民の方に、公募するような制度にしていかなければいけないじゃないですか。そうじゃない。要は低所得でという当初始めたときのいきさつがあるんで、そのあたりのところを忘れて、この事業を推進することは、やっぱりあっちゃならんというふうに思うんです。

そのために、もう少し、地域ですると、草刈りやなんかすごい丁寧にやってもらうからありがたいんじゃないけど、だけど、それとお金はセットだから、もうちょっと目的とあれを全部整理をせないけんと思います。

38人まで減ったことは、それはそれで一つの成果というんじゃないけれども、それだけの範囲が狭まってきて、実際には困っちゃうところもようけあるんです。この代替を考えてくれんから。縮小して人がおらんようになってくら、給料払わんでもようなるから、それはそれでええじゃけど、じゃあ今までやりおった仕事はどうなんかと。

いや、それは福祉の仕事と関係ないと、あなたのほうからすりゃ思うてんじゃろうけど。

そうじゃない。市全体の話の中で、どういうふうにつじつまを合わせるかというのは、しっかり考えていただきたいというふうに思います。

それから、その下の敬老行事、敬老行事委託料941万1,000円。これの内訳を教えてください。

○加川福祉保健部次長

941万1,000円の内訳でございますが、10の地区社協のほうに委託をしております、それぞれの人数に応じた委託料の支出ということでございますが、支出額を地区ごとに申しますと、ちょっと端数の関係がありますので、一致はしないかもしれませんが、室積が176万7,000円、光井が146万2,000円、島田小学校区が73万8,000円、浅江地区が242万円、上島田地区が52万円、三井地区が93万7,000円です。周防地区が44万7,000円、岩田三輪地区が150万4,000円、塩田地区が34万6,000円、それから東荷地区が18万5,000円でございます。大変失礼しました、今申し上げたのは収入全体でございますので、委託料に合わせて各地区において、ほかの収入を充てられているところがございます。大変失礼しました。

今申し上げたのはそういった収入込みの金額でございます。

改めて委託料の額を申し上げさせていただきます。室積が176万6,000円、光井が124万2,000円、島田小学校区が71万4,000円、浅江地区が242万円、上島田地区が48万4,000円、三井地区が83万3,000円、周防地区が40万6,000円、岩田三輪地区が114万9,000円、

塩田地区が22万4,000円、東荷地区が16万9,000円でございます。端数はちょっと切り捨てておりますので、先ほど申し上げたように、合計とは若干誤差があらうかと思っております。

○河村委員

これは何をするためのお金なんです。

○加川福祉保健部次長

敬老の日や老人週間等に行事を行うための委託料でございます。

ただ、令和4年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事自体は行われておらず、全ての地区が記念品の配布という形で、この委託料を使用されております。

○河村委員

記念品の配布、通常、今の敬老祝い品というのは、その下にあります。それとは別に何か記念品を配ったということ。

○加川福祉保健部次長

その下にあります長寿者祝い品につきましては88歳である方とか、100歳以上の方を対象に、別に市のほうから祝い品や、祝い金を支給しているものでございまして、敬老行事につきましては、各地区社協、それぞれでいろいろ考えられて、記念品をお配りをされております。記念品につきましては、本当に簡単なもので、味付け海苔であるとか、タオルであるとか、お菓子であるとか、そういったのを地区社協のそれぞれがお決めになられて配布をされております。

○河村委員

行事と言われたんで、ちょっと理解しにくかったんですが、今、敬老行事を各地区でやっている中で、それぞれやり方が違う中で、昼食の弁当があつたり、あるいは送迎用のバスの運行をされたり、その差は何が原因かと思うわけですが、これ以外にも行事をやるための、要は敬老会を行事としてやったりするための費用というのは、別にお金があるでしょう。

だから、この行事は70歳以上の方に対して650円が原資でやっておられるわけですが、ある程度その使い道についても、整理があるんじゃないですか。公平感が阻害をされることは、あまり好ましいことではないと思うんですが、総括で全部統一して同じことをやらなきゃということじゃないんです。

それぞれの地区の特徴はあるけれど、なんか不平が出ているような気がします。敬老会そのものに、そんなところは把握しちよってんですか。

○加川福祉保健部次長

令和4年度の実績で申しますと、先ほど、初めに申し上げた金額と後に申し上げた金

額の差額が、実際にはそれぞれの地区で、別のところから持ってこられているお金でありまして、現状といたしましては、令和4年度で申しますと、委託料が全体の9割を超えております。各種費用を当てられているところというのは、数%でございますので、それぞれの地区社協の創意工夫によってなされているものではないかと、考えており、市としては、現状はそのあたりを容認しているところです。

○河村委員

敬老会のお金の原資は、これ以外にも共同募金のお金とかがあって、ある意味では十分あると思います。トータルでいうたら1,000万円くらい共同募金のお金があるわけだから、分かりました。

それから、107ページ、下段の憩いの家の運営費で、東部憩いの家と西部憩いの家の指定管理なんですけど、何をしていますか。変な話ですけど、もうお風呂業務がなくなっただけで、そうするとお楽しみといいますか、自分たちのいろんな楽しみ方をここでやってもらえるわけです。

そのお楽しみをやるのに、要は人件費をかけて、そこでいろんなお願いをせんないけんのかどうか、その状態をちょっと教えてください。

○加川福祉保健部次長

指定管理者ということでございますので、通常の施設の維持管理だけではなく、それぞれの施設で自主事業もやられております。

特に、西部のほうであれば、年に1回餅つき大会等もされておりますし、なかなかコロナの影響で、少しその状況は、停滞はしているところではございますが、例えば、あと申しますと通信カラオケを自主事業として取り入れて、利用者に楽しんでいただいているというようなこともございます。

○河村委員

コミュニティでは、そういったことをやってもらえるわけです、地域の人がお互いに知恵を出しながら。

ここは何ですか、利用者がそういった管理費の中を使って、餅つきをやったり、カラオケ通信をやったりしているわけです。

○加川福祉保健部次長

その経費は指定管理者のほうが出しておりますので、利用者がその費用を負担しているということはございません。

○河村委員

通常コミュニティであり得る中は、ほとんど自分持ちです。コミュニティでは、多くの地域の方々が、自前で持ち寄っているいろんなことをやっているけれども、ここの憩いの家については、中身は同じようなことだけれども、無料でできると。そういうふう

に解釈してええんです。

○加川福祉保健部次長

老人憩いの家につきましては、古いんですけれども、昭和40年に当時、厚生省の方から文書が出ておまして、まだ高齢者が多くない時代ではあったんですけれども、老人憩いの家の利用者については、60歳以上とするとした上で、利用料については、原則無料とするということがございますので、我々としては、それにのっとった形で無料で使用をしているというところです。

○河村委員

利用料が無料というのと、実費を負担するというのは違うよ。中身が。利用料は無料でもええと思います。けどいろんな行事をやったりするときの実費は、カラオケ通信って幾らかかるんです。結構なお金いるんじゃないですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

憩いの家のところで1点お尋ねをするんですけど、行事をやらなかったと、指定管理者が、今、話がありましたけれども、例えば、そういうやらなかったことに対して、不用額とかは出ないのか、要は指定管理料が決められていますけれども、コロナ等で行わなかった場合に関して、お金を戻す、そういうようなことはないですか。

○加川福祉保健部次長

一部できてないものがあるというふうには申しあげましたけれども、餅つき大会等多くのことはやっていただいております、それから、当初指定管理料として組んでおったものに対して、若干ではございますが、電気料金等の値上げ等もございますので、そのあたりも勘案いたしまして、事業総額としては返還というのは求めておりません。

○森戸委員

その明細といいますか、それがはっきりしていればいいんですけど、お金が足りないんで、増額ということで、市が支援をする形は取っておりますけど、やらなかった部分に関しての部分は、あまり明らかにされないんです。そのところの詳細の部分がどうなのかというのがよく見えないので、そこははっきりするべきではないんですか。勘案というよりは、勘案のところははっきりさせるべきではないかということ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加川福祉保健部次長

指定管理料についてでございますけども、指定管理料の中には、市として、こういう

事業をやってくださいということで、費用を積み上げて算出をしております。

その中には自主事業に関するものというは入っておりませんので、そこは指定管理者が独自に出されるところでございますので、そここのところは、先ほど変な言い方をしてしまいましたけども、やらない場合は、別途の収入が少なくなるというところでございます。

○森戸委員

分かりました。自主事業に当たる部分だからということが、正当かなと思います。

○笹井委員

予算書でいうとこの103ページの一番下、高齢者福祉送迎事業委託料がありまして、これの実績を聞きたいんですが、総括的なものは、主要施策の成果の69ページの一番下に出ておるんですけど、たしか何路線かあったかと思うので、それぞれの内訳を教えてください。

○加川福祉保健部次長

高齢者福祉送迎事業でございます。令和4年度は延べ636人、主要施策の成果のほうに出ておりますが、東部憩いの家からの便が129人、それから西部憩いの家からの便が507人でございます。なお、大和コミュニティセンターからの便は、令和4年4月1日から廃止をしておりますので、この2路線の利用者でございます。

○笹井委員

これ1年間の延べ人数だと思いますけれども、何人の人が利用しているか、いわゆる頭数というような数字というのは、つかんでおりますでしょうか。

○加川福祉保健部次長

昨年8月から10月にかけて、利用者アンケートを実施しております。その期間ということでございますが、実利用でいきますと、東部が2人、西部は9人という状況でございました。

○笹井委員

分かりました。大和から三島温泉にかけての便は、従来から少なかったから廃止になっとるというのは、前にもお聞きしたとこなんですけど、この現在の人数を見られて、どう評価されているのか、あるいは今後のことも考えてられるのか、お尋ねしたいと思います。

○加川福祉保健部次長

令和4年度、先ほど申し上げたとおり、アンケートを実施して、実利用人数の状況は3か月ではありましたが、こういう状況を我々把握いたしましたので、この事業の

見直し等につきましては、令和4年度に着手をしておるところでございます。

○笹井委員

分かりました。今後、私もこの辺を見させていただきたいと思います。終わります。

○大田委員

先ほどもお聞きしようと思ったんですが、介護保険特別繰出金7億7,118万円という、決算書の99ページです。あれの当然把握されていると思うんですが、内訳とかいうのをちょっと教えてほしいんですが。

○加川福祉保健部次長

7億7,118万3,000円の内訳でございますが、かなり項目が多いんですけども、申し上げますと、介護給付費、いわゆる介護給付費の12.5%分、これが5億7,575万7,000円、それから介護予防や総合事業のために充てられる地域支援事業分が1,962万4,000円、それから包括的事業、それから任意事業に充てられる地域支援事業が1,831万9,000円、それから同じく包括的任意的事業に充てられる、過年度分がございましてこれが286万円、その他として、低所得者保険料軽減にかかるものが6,540万8,000円、その他事務費に充てられるものが3,147万7,000円、それからその他として職員給与費に充てられるものが5,677万1,000円、主なところは、そういったところでございます。

○大田委員

7億7,000万円もこういうふうに出されておるんですが、現在は出されていないんですが、1億円ぐらい、1億何千万ぐらいしか出されていない、こんときにはもうこんなに出されておったんですか。ちょっと分からなかったんですが、これまではこんなに出されてなかったです。もう一遍ここんところ7億7,000万円も出したという理由がちょっと理解しにくいんですが。

○加川福祉保健部次長

古いものを、今資料を持っていないですけども、先ほどもちょっと説明の中でも申し上げましたが、昨年と比べますと、216万円の減でございますので、ほぼほぼ昨年とは変わっておりません。

やっぱり一番最初に申し上げた、保険給付費の12.5%部分は市の負担として当たっておりますので、当然介護の負担が増えれば、給付が増えれば、増えてくるという仕組みにはなっておりますので、介護給付費が伸びれば、当然のように傾向としては伸びてくるというふうに理解をしていただければと思います。

○大田委員

はい、結構です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問をさせていただきます。まず1点目としましては、主要施策の成果についての79ページ、子育てサポーター事業についてお聞きをします。先ほど説明の中で、令和4年度は3つの補助施設に対して、月10万円支給されているというところで、総計すると360万円が支給されているというところではございますが、例えば、それぞれの施設に子育てサポーターが配置されているというふうに思いますが、それぞれの配置状況について、まずお示しをください。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの子育てサポーター事業の活用園の配置状況でございますが、3園とも1名ずつ配置しているところでございます。

以上でございます。

○小林委員

1名ということですね。理解をしました。例えば、子育てサポーターに認定をされるというときには、どのような教育が必要なのか、これについても併せてお示しをください。

○温品子ども家庭課長

お尋ねのサポーターの研修でございますけども、国が定める子育て支援研修、基本研修がございまして、これは、県を通じて、8時間の実習と講義を終了後、山口県の山口子育てサポーターバンクに登録するということになっております。

以上でございます。

○小林委員

理解をいたしました。では次の質問ですが、こちらの主要政策の成果についてということで、92ページ、デジタル保育推進事業についてお聞きをします。令和4年10月に公立保育所4園に対して、保育士の業務負担の軽減や業務の効率化等を目的に、ICTシステム機器等を導入されましたが、どのような実績が出ているのか、また、本事業をより効率的かつ効果的に進めていく上での課題、こういうものがあれば、併せてお示しをください。

○温品子ども家庭課長

お尋ねのデジタル保育でございますが、昨年10月から、公立保育所4園に、タブレッ

ト機材、事務所に1台と、登園確認用に1台、それにQRコードをセットでやっております。この目的は、登園の確認と、コロナとか災害時の緊急一斉連絡を、今まで電話でやっていたのを、デジタルで配信すると、この2つの目的で実施を開始したところでございます。それで、実績でございますけど、保護者からはスムーズに忙しい時間帯にできるようになったということで、おおむね好評をいただいております。それから職員の方につきましても、確認のツールの手段が1つ増えたと、当然目視はやっているんですけども、ということでダブルチェックができるようになったということが、実績でございます。一方、課題としては、2点課題がございます、保育士がまだ慣れていないというところで、手間取っている職員もまだ一部にいるというところがございます。もう1点は、今、登園確認のQRコードと申し上げましたけど、それが各園に1台ということなので、雨の日とか、登園が集中する時間帯には、QRコード、スマホをかざすリーダーの前に行列とか混雑ができるといったところが課題であると思っております。以上でございます。

○小林委員

実際の実績という部分と課題についてというところも、よく理解ができました。やはりICTというところで、それを扱う人が、より効果を呼び出すためには、しっかりと教育が必要だと思いますので、個々の状況に応じた形で、適切なフォローのほうをよろしく願いしておきます。

あと加えて、デジタル保育推進事業に関連してもう1点だけお聞きをさせていただきたいんですが、デジタル保育を推進していく上で、令和4年度中に新たに検討しての項目、こういうものがあれば教えてください。

○温品子ども家庭課長

令和4年度中に検討ということで、先ほど申した2点の登園確認と、一斉配信と加えて、システムの中には、園だよりとかクラスだよりとか、そういったものを作れる機能がパッケージとして入っておりました。今までは職員が全て手作りで作って、紙で保護者にお渡ししていたのが、そういうパッケージがあるということで、令和4年度は、これは費用がかかりませんので、試験的にデジタルで園だよりとかクラスだよりを保護者に発信しました。それが今、大分根付いてきましたので、今、全園で令和5年度はやっているということでございます。

以上でございます。

○小林委員

状況もよくわかりました。やはりデジタル保育というところでいくと、それを使う人の能力がすごく関わってくると思うので、繰り返しになりますが、先ほどの新たなことをやるときにも、しっかりと教育のほうはよろしく願いしておきます。

私からは以上でございます。

○河村委員

さっきちょっと説明があったんですが、真ん中辺、児童福祉費負担金のところで、不納欠損が32万7,000円あるんですが、これの内訳をちょっともう一回教えてください。

○温品子ども家庭課長

不納欠損についてのお尋ねですが、これは全て、その21ページのその枠にある、保育所、入所、児童、保護者負担金の過年度分のほうでございまして、4世帯、全て29年度の滞納者についての不納欠損でございます。

以上でございます。

○河村委員

平成29年からの未収金について、4世帯が32万7,000円、今回不納欠損にしたということなんですが、ほかに該当するというか、5年経過をしたからという話をするんですか、それとも本人が、例えば亡くなりになったとか、何か不納欠損にした理由があるんですか。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの不納欠損の理由ですが、最終納付日から5年が経過したことによる不納欠損でございます。

以上でございます。

○河村委員

5年経過したから不納欠損にしたというんですが、その4世帯の方は、現実的には光市にまだお住まいということなんですか。

○温品子ども家庭課長

4世帯のうち3世帯が光市内、1世帯は現在市外に居住されております。

以上でございます。

○河村委員

じゃあその3世帯について、これまでどのような回収方法を取られたんでしょうか。

○温品子ども家庭課長

まず基本的には臨戸訪問、それから電話での催促ということがあります。それから本人の申出があればということなんですけど、児童手当とかそういったところからの徴収もルールとしてはありますので、その辺の届け出、御理解をいただくようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

お願いをしとるんじゃないなくて、そういったものについて、何ていうんですか、この間もどこであったんですか、クレジットカードで納入をすとか、納入方法を変えたあれがありましたけれども、そういう違った納入アタックとか、要は話合いをした中で、全く払う意思がないんかね。

○温品子ども家庭課長

本音の部分はちょっとわかりませんが、こちらとしてはお願いをしているんですけど、結果的にちょっと払っていただけていないということになります。

○河村委員

そういったときに、今のクレジットカードとか、あるいは分割納付とか、そういった話にも一切応じないということ。

○温品子ども家庭課長

先ほど申したとおり、児童手当のほうから、申出があれば、本人の承諾があれば、児童手当のほうから引くというルールもありますので、当然そういったこともお願いしているんですけど、ちょっと聞いていただけない。

○河村委員

ルールがあるとかないとか言っているんじゃないなくて、御本人の意思として、払う意思があったかないかの確認は誰がするの。

○温品子ども家庭課長

徴収する職員が確認しているんですけども。

○河村委員

あなたはそういうところで徴収に行くことはない。

○温品子ども家庭課長

私は行っておりません。

○河村委員

最終的には、不納欠損に落とすようなときは、しっかり当事者と話合いをすることが大事だと思いますし、これまだ保育所じゃないですか。まだ小学校、中学校、これから大きくなっていく中で、昔は給食費から何から、一切払わない家庭というのがようけあった。ようけいっっちゃうことではない、確実に件数があったんで。今はそういったところについては除外できたというふうに思いますから、そういう話合いをしっかりしてこんど、5年たったから不納欠損で落とすという話は、当事者、相手に、頭に残るよ。ほ

かに何があっても、未納にしておけば、5年たったら不納欠損になると。それじゃあちよっと運営そのものに差し支えるし、周りにも影響があると思いますよ。そういったときには、しっかり対応していただかなきゃいけませんし、例えば夜間収納等についても、相手と話し合いをするというのが大事だと思いますから、しっかり対応していただいたらと思います。

それから、53ページ。民生費の雑入のところ、ここ一緒なのかいね。違うよね。不納欠損が35万7,000円。これのちょっと説明をしてもらっていいですか。（「これは福祉総務です。あと全体で一括でお願い」と呼ぶ者あり）

下段のほうに親子遠足等バス借上げ料っちゅうのは、これも違うかい。これについて、実態というか状況を教えてもらえますか。

○温品子ども家庭課長

親子遠足等バス借上げ料保護者負担金でございますけども、昨年度、浅江東保育園、それから大和保育園で行いました遠足時に借りたバスの中で、参加者全員が乗り込むバスの中で職員以外の利用者の分を負担金としていただいているものでございます。

○河村委員

その中に未収金というのはない。

○温品子ども家庭課長

ございません。

○河村委員

117ページ。下段の保育料の収納委託料。私立の7園で園の方へ委託して収納をやっておられるわけですが、ここでの未収とかいうことはないんですか。

○温品子ども家庭課長

令和4年度収納率100%でございます。

○河村委員

現年度分は100%なんですが、過年度分というのはないですか。

○温品子ども家庭課長

過年度分で申し上げますと、今現在収入未済が7世帯109万円ございまして、平成19年度に1世帯、平成20年度に1世帯、平成21年度の滞納1世帯、平成29年度、30年度の滞納1世帯と、平成30年度の滞納3世帯の7世帯で、令和元年度からの滞納はございません。

以上でございます。

○河村委員

平成19年から今言うたね。えらい年数が経過をしておるんですが、これについての状況はどんなんですか。

○温品子ども家庭課長

滞納している滞納額のうち、一部納付を定期的に何度かしていただいているという状態でございます。

○河村委員

これの収納についても、全部園任せということなんですか。

○温品子ども家庭課長

過年度分については、行政のほうで対応しております。

○河村委員

とするならば、どういうふうな収納方法、臨戸訪問されるのか、夜間徴収をされるのか、どういった方法。

○温品子ども家庭課長

先ほど公立園のところと同様でございまして、臨戸と電話でのお願い、それから先ほど申した児童手当からの徴収のお願い、こういったものを基本的に行っているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

平成19年と言ったら、もう16年ぐらい経過しているのかな。もう子供だって大人になっちゃるわけ。それが残っていて、どうするの。5年を経過したら、ほかのものは今、不納欠損にしたわけですが、ここはずっとそのまま継続で置いておく。

○温品子ども家庭課長

不納欠損というのは、最終納付日から5年ということになっておりますので、今、滞納額のうち一部納付を少しずつやっただいただいておりますので、完納するまで今の取組を進めていくという形になろうかと思えます。

○河村委員

ということは、この過年度分の7世帯109万円については、あなたも相手というか、話をしているということではないんですか。

○温品子ども家庭課長

申し訳ございません。私は直接しておりません。

○河村委員

その収納方法について、定期的に、月額毎月納めるとか、そういう状況なんですか。それとも年に幾らかという話なんですか。

○温品子ども家庭課長

年に幾らかというような形でございます。定期的に、計画的にずっと毎月入れていただいているという形ではございません。

○松村福祉保健部長

今も収納といいますか、夜間徴収とかの状況は変わっていないと思いますので、私が当時担当していたときの状況で申し上げさせていただきますと、担当者のほうが、未納者のお宅に訪問させていただきます。その際に、その時点での収納もお願いしますし、その後については分割納付の可能性についてもお願いしてまいります。その時点で、毎月納付書で幾らずつ、1,000円ずつとか2,000円ずつというお話もいただくこともありますので、その場合には分割納付の納付書を、送付の場合もありますし、持参の場合もございますけれども、お渡しして納付してもらうというような手続を取っております。その中で、またそうは言っても、今月は苦しかったからということで納付いただけないような場合もありますし、そういったことが続いた場合には、改めて夜間徴収なり臨戸なりをさせていただいて、納付を促していくというような手続が、過年度分の一般的な対応かなというふうに考えております。

○河村委員

一般論は分かります。そうじゃなくて、7世帯の109万円ということは、15万円程度世帯であるわけじゃないですか。それを毎月払ってもらうというのは、払う意思がある。そうでない、年に何千円とかという納入というのは払う意思はないけれども、来たらしよがないからというふうにも受け止められるんで、何か方法はほかにないんですか。

○松村福祉保健部長

現在もあるかどうかは分かりませんが、確かにおっしゃるとおり、分割納付をお願いしたときも、なかなか金融機関とか窓口に行く時間がないので、毎月取りに来てくださいというようなお話をいただいたこともあって、私のほうでも毎月お伺いしたこともございます。先ほどクレジットカードとかというお話もいただきましたけれども、現状のシステムの中ではクレジットカードの取扱いというのは行っておりませんので、ここについては今後どういうふうにしていくのかというのは、状況等を見極めながら考えていく必要があるのかなと思いますけれども、その場でやっぱり払いますよと言っていただければ払っていただけるものという認識の下で徴収の事務のほうは進めさせていただく。その場で払えないですよと言われた場合でも、毎月というわけではございませ

んけれども、日を置いて改めて収納のお願いに上がるというような状況で対応しているところでございます。

○河村委員

定期的に、例えば毎月1回なら第3木曜日の19時に行くとか、そんなことの決め方をした方がいいのと、ほかの徴収方法を何かうまく、あまり手間がかからないような徴収方法というのをやっていかなければいけないんだろうと思いますし、そのまま、保育園なんで、これからずっと年数は上がっていくわけですから、そのあたりのところはしっかり徴収していかないと、ずっとほかの面でも影響が出てくると思いますから、お願いをしたいと思います。

それから121ページの上段。保育所給食調理等業務委託料。この間、広報であったですか、給食調理の話が出て、辞めますとこういうような話がありまして、この契約はどういった事業者で、契約の中身についてちょっと教えてもらっていいですか。

○温品子ども家庭課長

給食調理業務につきましては、調理のみを基本的には委託しております。それで令和4年4月から令和7年3月までの長期継続契約といたしまして、月額でお支払いをしているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

意味が伝わらなかったかね。この間、高校の調理業務の中で、ああいうやめ方ができることに、要するに契約期間中でも、採算が合わんけやめますというようなことをやってしもうたわけじゃないですか。この契約については、7年までは分かりましたよ。だけどその契約の中身で、例えば途中でやめるときには何かペナルティがあるとか。その契約の中身をもう少し具体性をしないと、調理業務をずっと続けてもらうための担保を何かとっているのかどうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

121ページ下段の16万3,000円の土地借上げ料があるんですが、これはどこであったんですか。

○温品子ども家庭課長

浅江東保育園の駐車場でございます。

○河村委員

それから、保育所整備事業のところ、修繕費が74万1,000円、それから、施設整備

工事が8万8,000円、施設用備品購入費が71万5,000円、これをちょっと内訳を教えてください。

○温品子ども家庭課長

保育所整備事業のまず修繕料でございます。各園の4つの公立園の修繕になりますが、主なものとして、例えばみたらい保育園のガラス壁の修理、9万6,000円、大和保育園の雨漏り修繕、9万1,000円、それから浅江東保育園の給食室エアコン修理、8万7,000円、それから浅江南保育園の2階の床シートの補修4万9,000円、こういったものが主な修繕でございます。

それから、施設整備工事費、8万8,110円でございますが、これは先ほど御説明いたしましたICTの関係のインターネット回線を接続するための工事でございます。

それから、施設用整備購入費でございますが、これも先ほどICTのところでも触れましたけども、QRコードの購入費、それから浅江南保育園のエアコン購入、36万800円、それから浅江東保育園のブラインド購入8台、21万1,200円、こういったものが主なものでございます。

以上でございます。

○河村委員

みたらい保育園の壁を修理した。もうやめたよね。まだやれるのかな。

○田中委員

まず、予算書の115ページで、主要施策だと91ページの辺りになるんですけど、乳幼児医療費と子ども医療費についてなんですけど、当初予算と比較すると随分減額になっているんですけど、その状況について、実績でなんですけど、御説明いただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

お尋ねの乳幼児医療費助成制度でございます。当初予算との比較で申し上げさせていただきますと、乳幼児医療制度、未就学児が対象でございますけども、当初予算が8,402万4,000円に対して、令和4年決算が7,365万円、当初比で1,037万4,000円の減となっております。理由といたしましては、予算要求当初の助成対象者と、あと一人当たりの助成額の見込みを下回ったものと考えております。助成対象者については、当初、県制度対象者を当初1,500人と見込んでいたのが、1,287人となっているところが主なものでございます。

それから、一人当たりの助成額の差額ですけど、市単独のほうが、当初、予算当初、4万1,994円で見込んでいたものが、令和4年決算で3万3,700円であったということが主なものかと思っております。

続きまして、子ども医療費助成制度でございます。この制度は、令和4年度当初予算が1億1,152万2,000円であったのに対し、令和4年度決算が9,793万2,299円ということ

で、当初費で1,358万9,701円の減ということになっております。こちらも、乳児医療と同様で予算当初と決算を比べまして、助成対象者の見込みからの減と、一人当たりの助成額の減といったところが主なものと考えているところであります。

以上でございます。

○田中委員

見込みと実績でというところだと思んですけど、子ども医療費のほうにつきましては、説明のときにもありましたけど、令和3年の8月から所得制限を撤廃して、令和4年は1年間走ったということだけ、その辺の状況について、増額がどれくらいなったのか、増額がその影響でどれだけなかった頃から増えたのかを教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

令和3年度に所得制限を撤廃したのは子ども医療費でございますので、子ども医療費の通院費、まず通院。小学校1年生から中学校3年の通院でございますけれども、先ほど通院部分の決算が8,755万9,000円だったのが令和4年度決算でございます。それに比べて令和3年度が6,623万4,000円ということで、2,132万5,000円ぐらいの増となっております。

それから、入院分、ここは小1から高3までが対象になりますけれども、令和4年度決算が1,037万3,000円に対し、令和3年度が747万6,000円ということで、約290万ぐらいの増になっているというところでございます。

以上でございます。

○田中委員

先ほどの乳幼児医療と子ども医療費の分、当初予算見込んでいた部分と決算の差額で、合算すれば2,300万から400万円ぐらいの減があったということになると思うんですけど、ちょっと確認をさせていただけたらと思って、高校生の医療費の助成を所得制限なしでかけたときに、どれぐらいかかるかというの、以前も回答されていたと思うんですけど、もう一度教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

高校生までの拡充した場合ということですが、今入院分に所得制限をつけておりますので、その入院分を撤廃した場合で約200万円ぐらい。通院、入院、いわゆる高校生全てを対象にした場合が2,800万円。合わせて年額で3,000万円ぐらいの影響があるというふうに試算しているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。決算で見て可能性があるのかなというところで自分は感じたんですけど

ど、周辺の市町でも取り組むということを発表されていると思いますので、この決算を受けて、次年度以降に期待をしておきたいと思いますので、確認をさせていただきました。

次に、予算書の117ページになります。一時預かり費の補助金についてなんですけど、これも予算から減額になっているんですけど、その理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

一時預かり事業でございます。こちらは未就園児を対象にしてスポット的に保護者の方の諸事情があったときに使えるという制度でございますが、令和4年度決算額が1,159万4,000円ということで、予算額が2,225万8,000円ということとなっております、不用額が1,066万3,000円ということになっているところでございます。

○田中委員

自分で調べた上でなので、事業的に減になった理由について、実績が減ったからということだと思うんですけど、減った理由についてお聞かせいただけたら。

○温品子ども家庭課長

失礼いたしました。この一時預かり事業は、国の法律に基づいて実施している事業で、私立が実施する事業でございます。ですので、予算額を積み上げるときの補助申請、要は各私立園が出してくる補助申請は、利用者見込み区分によって申請をしております。光市の場合は、利用人数の一番低い区分、年間300人未満という区分で、1施設当たり267万9,000円を7園で掛けたもので申請をしているものでございます。

一方で、決算額を出すときの実績の報告時には、実際の利用人数で算定して精算するという形になっておりまして、令和4年度は1園の延べ利用人数が、300人の区分の補助申請額に対して、約1園当たりの平均が80人程度にとどまったというところの差額となっております。

以上でございます。

○田中委員

今、数字のほうは分かったんですけど、現場の状況として、一時預かり保育というものの自体が保育園の余裕がないと受け入れられないという状況だと思うんですけど、その辺りで預けたいけど、園のほうを受け入れられなくて預かれなかったというような、そんな状況とかはない。

○温品子ども家庭課長

今現在、保育園、特に私立園の方は利用者の数も増えてきておりまして、特に配置基準の厳しい3歳未満児の保育ニーズが高まっております。そういったことで、スポット的に、本当に短時間なら預かれるなど、今完全に一時預かりが全然預かれていないかと

いうと、そういうことではないんですけども、8時間とか11時間とか1日見てほしいとなったときに、今、職員が保育園に入っている子の保育に手がいっぱい、未就園児まで手が回らないというところが、現実なところでございます。

以上でございます。

○田中委員

少しそういうことがあるということが確認できました。そして、次に、2つ下の障害児の保育費、補助金ということで、予算1,050万4,000円だったものが、1,336万5,000円ということで増額になっているんですけど、その理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

障害児保育でございます。こちらは、特別児童扶養手当を受給している子供、それから園の判断で気になる子ということのカウントしたところに、手当の受給者については単価9万円。園判断の気になる子と判断した子について4万5,000円を支給しており、これは最終的には各園の保育士の加配、補助専用職員の人件費とかに当たってくるものだろうと思うんですけども、こういった、今、障害児の数が増えているところでございます。それで令和3年度、手当受給者が23人分だったのに対して、令和4年度は延べで44人分。それから園の判断で気になる子と判断しているのが、令和3年度が186人分だったのが209人分と、それぞれ今増加しているというところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。今、障害児のほうが増えて現場にとっては加配等で体制がしっかりしたものが必要になって、きつい状況だというのが何となく見えたのではないかと思います。その119ページの保育士、幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業費補助金につきましても、予算が2,048万4,000円だった部分が1,680万5,665円ということで、基準以上の賃上げを9月まで行うということだったんですけど、これが減額になった理由についてお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

これも先ほど御説明したとおり、国の10分の10、全額補助の制度でございまして、予算当初は、市内幼稚園4園、それから市内私立保育園7園、それからこども園1園、全ての金額を積み上げて申請いたしましたけど、そのうち園児数の多い施設1園が結局申請をされなかったと、この補助申請をされなかったということでの減額ということでございます。

○田中委員

申請をされなかったということは、その方たち保育士は賃上げが行われなかったとい

う理解でいいんですか。

○温品子ども家庭課長

令和4年度の9月分までにおいて、市を通じて国のほうに申請がされなかった園が1園あったということでございます。

○田中委員

それは行政として何か確認等はされたんですか。お知らせが行ってなかったからとか、何か特別な理由があったんですか。

○温品子ども家庭課長

もちろんこの制度の実施していることは当然伝えておりますし、職員の給与の改善は各園で今されるところでございますので、申請があったところについても台帳の提出を受けて、確実に職員の賃上げがされているというのを確認して、国のほうに申請しております。最終的に1園から申請されてなかったところがどういった形で申請されてなかったのか、もちろんその辺はちょっと園のほうで、このたびは申請されなかったということなんですが。

○田中委員

前段等でも現場の保育士たちの厳しい状況というのが見えてきているので、ぜひそこはちょっと確認していただいて、10月からは国の通常メニューの中でということだったんですけど、取り組んでいただけたらと思いますので、お願いいたします。

そして、主要施策の79ページに、保育士等の就労促進給付金事業ということで載っております、これ受給者数等ということで載っているんですけど、保育の現場として、離職者数とか保育士の全体的に人数の状況については把握されているのかどうかお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

私立保育園の7園の職員の状況ですけど、主要施策、このたび対象でございます。令和2年、令和3年、令和4年度について、まず令和2年に15人の就職、令和3年に7人の就職、令和4年に10人の就職されております。一方で離職されているのが、もちろん正規職員でございますけど、令和2年が8人が離職、令和3年が5人が離職、令和4年が7人が離職となっております。

以上でございます。

○田中委員

結果的に微増な状況なのかなということがわかりました。ありがとうございます。全体について保育の状況についてお聞きしたいんですけど、一般的によく待機児童ということと言われるんですけど、利用状況について光市内で、令和4年度にはなるんでしょ

うけど、待機児童が発生していたのかどうか、そして、いわゆる入りたくても、まず待機児童がいたのかどうか、そして、受入状況についての部分で、市内と市外の割合がどの程度になっているのかお聞かせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

待機児童の状況でございますが、待機児童というのは基本的に、特定の保育園、ここを希望して、ここが空いていないから入れない、あとは空いているけど入れない、これは待機児童には含まれません。基本的に市内保育所どこにも入れないというところが、基本的に待機児童という定義となっております。令和4年度につきましては、待機児童は発生しておりません。令和4年度の状況でございますけども、市内の施設に対して市民が入っているのが1,213人で、全体の98.6%が市民の方が入っております。

それで、市外からの住民が光市内に入っている数が40人と、あと参考になりますけど、光市民が市外の施設に入っているのが17人ということで、約99%は市内の施設に光市民の方が入っておられるという状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

令和4年度については発生していなかったということであるんですけど、今の保育士の状況とか障害児についてサポートでつかないといけないとか、厳しい状況がある中で、光市の保育として施設のキャパとしてもっと受け入れられるのかどうか、要は保育士が足りていなくてこの人数になっているのか、それともキャパの目いっぱいどおりの保育士がいて、今マックスの受入状況でマックス埋まっているのかどうかをお知らせいただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

まず私立園につきましては定員に対して今100%を超えるような状態で、こういう子供が入っています。一方で公立については約7割ぐらいの定員に対する入所定員数の割合になっているという状況でございます。

以上でございます。

○田中委員

つまりそれは保育士がいなくて受け入れられないのか、それともニーズが7割分しかなくて待機児童がないという状況になっているのか、そこで教えていただきたい。

○温品子ども家庭課長

2点の観点があると考えておりまして、まず1点はこれまで基本方針でお示ししておりますように公立園は民間のそういった動向に勘案しながら全体の量の補完機能としての役割があるということで、まず私立園の入所状況を今見極めているという状態です。確かにそういった中で、公立園での職員の数が十分足りていないというか、今会計年度

職員とかで対応はしておりますけども、全て100%受け入れるだけの体制が取れているかというところと今ちょっと厳しい状態というところがございます。その2点の理由でございます。

○田中委員

済みません。ちょっと僕は分からないかもしれない。私立は100%超えでも入れているということだったんですけど、施設のキャパを超えて100%超えで入れているのか、例えばキャパが施設に100%あるけど、保育士が例えばその定員マックス受け入れるだけの人数がいなくて、例えば8割ぐらいしか受け入れられなくなって、それで受け入れられる状況の8割を超えているのかどうか、施設としての定員、施設的なところと人的なところがあるじゃないですか。施設が大きくても保育士がいなかったら受け入れられないと思うので。

○松村福祉保健部長

私立も公立もそうなんですけれども、一応施設のほうで定員というものを設けております。これは施設の規模に応じて何名程度ということで定めておるんですけども、私立の場合、私立というか公立も含めてなんですけれども、この定員を一定程度であれば超えて入所させることは可能でございます。ただ、面積基準というものもありますので、一定の保育に必要な面積が確保される規模の施設であること、それから先ほど言われました保育士の基準、配置基準もありますので、その保育で預かる子供さんの人数に応じた保育士が確保されていること、この2点があれば、一定の定員を超えて預かることができるというような状況になっています。その上で、私立については、おおむね100%、もしくは100%を超える入所者がある、公立については今、課長のほうから話がありました7割程度ということで、職員配置のお話もありましたけれども、前年度、入所者数を見込んで職員配置をいたしておりますので、年度当初におきましては、入所者数に応じた職員配置を市の方でもしているという状況はございます。確かにおっしゃるように保育士が不足しているというようなこともありますので、年度途中で公立保育園で受け入れてほしいというようなときに、なかなか厳しい状況というのもございますけれども、初めから保育士不足で断っているというような状況は現状ではないというふうに考えております。

○田中委員

分かりました。施設的にマックス入れる部分だけの保育士は確保できていて、それを若干超えているぐらいのやつを受け入れているということで理解をさせていただいたらいいですね。今、令和4年度についてはこういう状況ということが分かったんですけど、厳しい状況というのが見えますので、今後、何か年度途中という部分もございまして、体制づくりとして、受け入れられない状況は防ぐように取り組まないといけないと思うんですけど、その中で何か取組があれば教えていただけたらと思います。

○温品子ども家庭課長

職員の採用につきましては市全体で当然考えることですので、ちょっとこちらからなかなかお答えできる場所はありませんけども、例えば会計年度職員であれば、このたび8月下旬に出ました広報紙で保育士の募集をやっておりますし、ホームページ等々で周知しております。また今年度は私のほうで県内の保育関係の短大のキャリア担当にも回りまして、リクルート活動とかをしながら、できるだけこの光市の保育士が選んでもらえるような取組をしているところでございます。

以上でございます。

○田中委員

分かりました。保護者間での話かもしれないけど、よく市外の保育がいっぱいなところを光市が受けているとかいうような噂なんでしょうね、そういう話も出たりするので、やっぱり市内の方たちがやっぱり市内の保育園に通わせたいよといったときにしっかり受けられるような体制づくりを進めていただけたらと思いますので、そのことをお願いして終わりにします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

ちょっと何点か、数点ですが、お尋ねします。

豊かな社会に向けたまちづくりレポートの22ページと主要施策の成果の81ページの子ども相談センター事業の流れで聞きたいと思うんですけど、まず、豊かなレポートのほうの真ん中辺にある子育てに関する不安や悩みへの相談対応件数の数値があるんですけど、近況値として5,763件、この件数はどこを合わせたものなんですか。というのが、主要施策の成果の81ページでいうと、令和4年度は対応の部件事数で4,988件となっているんですけど、この5,763にはきゅっとの分も入っているのか。アプリなんかの部分も入っているのかその辺はどう捉えたらいいですか。

○和久子ども相談担当課長

この5,763件のうち、子ども相談センターきゅっとで対応した件数は4,988件で主要施策の成果の81ページに掲載している件数になります。その残りの775件は健康増進課のほうで相談を受けた件数ということになりまして、その775件の内訳も御説明したほうがよろしいですか。（「いいです」と呼ぶ者あり）ということになっています。

○森戸委員

分かりました。それと、次のページの、主要施策の成果の82ページに（ア）虐待の下のところ、相談種類別件数ということで、トータルで児童虐待があった件数が25件ということだと思うんですけど、この25件の数なんですけど、この状況というのは人口一人当たりのどう見たらいいのかわかりませんが、出現率とか、そういう数値があるのかどう

か分かりませんが、比較をすれば比較ができるのか、類似団体なり他市町なり、その辺のところはどう見たらいいですか。光市は多いのか少ないのかその辺はどう捉えたらよいのでしょうか。

○和久子ども相談担当課長

児童虐待の通告件数というか相談件数で今お話のあったような出現率というようなのは、全国的にもそういった率は公表されておられません。

児童虐待の相談件数が増えるということは単純に虐待が増えているということではなくて、社会的関心の高まりによるということも要因の一つと考えられております。全国的には児童虐待の件数というのは年々増加をしておりますが、本市におきましては、毎年増減があります。82ページの下から2つ目の表で見いただきますと、令和4年度は児童虐待25件でしたが令和3年度の46件というのが特に多かったかなと考えておまして、令和4年度は例年並みの件数と認識をしております。

以上です。

○森戸委員

それと、子どもセンターきゅつとにどういう相談が流れてくるかなんですが、次の83ページを見ると、どういうところから相談があるかという流れが書いてあるわけなんですけれども、1つお尋ねするのは、いち早くの番号がありますよね。それは24時間だろうと思うんですけれども、そこを受けるとどういう流れでこの光市に入ってくるのか、その辺がわかれば教えてください。

○和久子ども相談担当課長

189、いち早くの3桁のダイヤルを押していただくと、居住地を管轄する児童相談所に転送をされる仕組みになっています。児童相談所につながった後は相談の内容や状況により児童相談所のほうで対応の方法を判断をされています。泣き声通告と言っているんですけど、子供の泣き声がこの辺りから聞こえるというような通告であれば市のほうに送致という形で市に対応を任されることもあります。

以上です。

○森戸委員

分かりました。ちょっとざっと分からないこと聞いたんですけど、きゅつとも含めて、健康増進も含めて、数多くの相談件数があるわけなんですけれども、その相談件数5,000とか6,000とかそういうふうになるときゅつとの体制、この相談件数に耐えられる体制なのか、その辺のところはどのように思っているのでしょうか。5,000とかの数であれば1日数件は対応する流れになって、その電話を受けて話を聞いていろんなところに振り分けたりとか、主要施策の成果の81ページに書いてあるようないろんなところに流れていく流れになるんだろうと思うんですけれども、相当な仕事量があるのではないかと推測されるんですけれども、その部分は十分なのでしょうか。その辺のところ

はいかがですか。

○和久子ども相談担当課長

子ども・子育ての総合相談機関である子ども相談センターきゅっとでは様々な資格を持った職員で対応しておりまして、確かに職員も目いっぱい頑張っているというか精いっぱい対応させていただいているところです。なので、この相談というのはなかなか相談される方もいらっしゃる事なので、もし相談を受ける中でこのきゅっとの中だけでは解決できない、より高度な相談先につながらないといけないというようなことがあったときには、例えば弁護士さんとか臨床心理士さんへの相談が必要となったときにはそういった相談先も紹介させていただいて連携をして対応しております。

以上です。

○森戸委員

以前ですけど、きゅっとの職員さんから委員会としてお話を聞く機会がありました。非常によくやられているというもとに質問するんですけど、まちづくりレポートに戻るとその相談への対応に関しては皆さんの評価はDじゃないですか。皆さんが判断された評価はDというふうになっているんですけども、その辺については確かに4年度でいうとコロナで相談の件数は減っているとは思いますが、目いっぱいやられているような状況だと思いますので、その辺についてはどういうふうに思われていますか。御自身といいますか、所管でDというふうに評価されたというのは。

○和久子ども相談担当課長

令和4年度は相談対応件数が少なかったので評価としてはDということになっておりますが、相談に来られた市民の方からは「話を聞いてもらっただけで気持ちが楽になりました」とか、「なかなか誰にでも話せることではないので、相談することができてやっと話すことができました」というような御意見もいただいているところです。

○森戸委員

コロナなので、しょうがないといいますが、チャイベビのほうもそういったことで来所者数が減っていると思いますので、そこをDというふうに評価するというのはなかなか厳しい見方だなと逆に思っているところなんですけれども、実際にこれだけの件数をすぐ解決するような問題ばかりではなくて、本当にいろんなところにいろんな人が保健師さんも含めて関わって、があると思いますので、Dじゃなくてもいいんじゃないかなというところではありますけれども、大変な部署でもありますし、光市のおっぱい都市としての相談体制というのはとても大切ないろんな芽を摘んだり、芽というのは虐待の、非常に重要な部門であると思いますので、今後もしっかり頑張っていたらということになります。

以上です。

○大田委員

決算書の117ページの下の方に、副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金が載ってあって、またその次には121ページ、公立保育所のところでも同じような文章が載ってあって、教育費の193ページも公立幼稚園のところでも載っているんですが、そのところはちらっとおおまかな説明がありました。改めて事業概要と補助金の算定方法をもう一度教えてもらいたいと思うんですが。

○温品子ども家庭課長

令和4年度に行いました副食費の補助についてのお尋ねでございます。

私立保育所、それから公立保育所、公立幼稚園において補助したところでございます。この事業は物価高等の中においても園児にバランスの取れた食事を確保しようということで、3歳児以上の子供の令和3年度から令和4年度にかけての食材料費の増加分を保育園の場合は施設に補助する上昇しないように施設に補助をする。幼稚園のほうにつきましては、増加分を保護者のほうに補助するという県の補助制度に基づきまして実施したものでございます。補助金の算定方法でございますけど、保育園のほうにつきましては、令和3年度と令和4年度のそれぞれ一人当たりにかかった食材料費の差額に令和4年度の各月初日における対象児童数を乗じたもの、これがまず1つ、それと、もう一つが単価が決まっております。主食費、御飯代であれば600円、おかず代であれば900円に先ほどと同様、令和4年度の各月初日における対象児童数を乗じたもの、この2つを比較して少ないほうを補助するというのが保育園でございます。

一方で幼稚園のほうにつきましては、上昇分ですので令和3年度と令和4年度の上昇分に対して園児数に提供回数を掛けたものを補助するといったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

主要施策の成果にも載っておるんですが、88ページの保育所の副食費は180万7,000円、これは施設に出されると言われていたんですが、これは、いろいろな保育所に何園かぐらい、分けて出されるだろうと思うんですが、そのところも教えてもらいたいです。

また、92ページには公立保育所に対しては1万2,000円の給食会計に出資しましたと書いてあるんですが、その内訳と同じく197ページの公立幼稚園に対しては2万3,000円の給食費の割増増加負担に対する補助を2億円をしましたというふうに書かれているんですが、その内訳を教えてくださいなんですが、1万2,000円とか2万3,000円とか、えらい安いような感じを覚えるんですが、これを教えてもらいたいです。

○温品子ども家庭課長

まず私立保育所の180万の内訳でございます。5園からの申請がございました。これについては県から全額補助されますので、県と全く同じ制度設計の中で5園から申請されたものが決算額として180万7,000円ということで、残りの2園は令和3年度と令和

4年度の食材料費を比較して超えなかったということで申請がされなかったというのが私立保育所でございます。それから公立園につきましても1園ございましたが先ほど御説明した補助金の算定方法で一旦計算して公立につきましても、公立園から保護者が徴収する給食費月額6,000円がございますが、差し引いたものを比較して少ない方の額を施設に補助したということでどうしても金額が1園の1万2,000円といったものになっているところでございます。

それから公立幼稚園でございます。公立幼稚園につきましても、令和3年度と令和4年度において、主食費、おかず代である副食費もともに15円ずつ上昇しておりますので、それに提供回数と対象児童数を掛けたものが結果的に2万3,000円となったものを保護者の方にお返ししたというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

7園あって5園が申請があって、それが180万7,000円ということらしいんですが、これ、5園に幾らずつ渡したのか。

○温品子ども家庭課長

幾らずつ渡したかというか、各園からの申請額を補助しているものですので、一番補助申請が大きかったところは100万円を超える額を申請されてきた保育所もございまして、それぞれ各園で令和3年度と令和4年度の食材料費の差額を比較して出されたものを申請されてきたというものでございます。

以上でございます。

○大田委員

公立保育園に対しては保護者に渡したというふうに一番最初的时候にはお聞きしたと思うんですが、今の答弁では施設に1万2,000円を出したような答弁だったと思うんですが、そのところはどういうふうになっているんですか、お答えください。

○温品子ども家庭課長

公立保育所については施設に補助、公立幼稚園については上昇分を保護者に補助ということでございます。

○大田委員

保護者に、何名か分かりませんが、2万3,000円総合計出したという感じなんですか。

○温品子ども家庭課長

やよい幼稚園に通う児童の保護者に総額2万3,000円をそれぞれお返ししたということになります。

以上でございます。

○大田委員

それで保護者の負担があつてそれを足らなくなったからようけもらったからまた戻したと、または施設のほうに補助したということで解釈しました。まあそういうふうにいるろいろいただいたりしたときには、いろんな計算が出てくるだろうと思いますが、今後ともしっかりと精査してやってもらいたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

1 福祉保健部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：田中健康政策担当次長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問のほうさせていただきます。

まず、1点目としましては主要施策の成果についての102ページ、風疹の追加的対策についてお聞きをします。令和4年度は無料クーポン券を3,640人に送付しており、そのうち抗体検査を受検した人は181人とどまっていますが、その要因、そして今後の対策等についてお示しをください。

○田中健康政策担当次長

風疹の追加対策は風疹抗体保有率が低い年代の男性5,582人を対象に、風疹の抗体検査と風疹第5期の定期接種を令和元年度から3年間の時限措置で実施し、その後、全国的に受検率が低かったため、同じ対象及び同じ内容で令和4年度から6年度まで3年間実施期間が延長されたものとなります。

令和元年度の当初から対象者には個別通知しており、令和4年度は抗体検査未受検の3,640人、当初対象者の65.2%に当たる方に3回目の再勧奨の通知を送った結果、181人、約5%の受検があったというものでございます。

再勧奨ということから、受検者が伸びなかったと考えております。今後については、本事業については、令和6年度までの時限措置となっております。国や県においてもポスターを作られたり、企業等への啓発等、受検促進キャンペーンを展開している状況です。市においては、未受検者への個別接種再勧奨を引き続き6年度まで実施していく計画にしております。

以上です。

○小林委員

分かりました。少し数字だけこの表だけを見ると、年々当然再勧奨というところもありますので、なかなかその効果の部分でいくと抗体検査受検者のところに行く人数とい

うところが徐々に減ってきているところはあるんですが、そういう中でポスターとかあるいは企業への周知というところで、今後、令和6年までは個別への対応を含めてやっていただくということで、可能な限りこういうところもやっていただいでやはりこの風疹というところが妊婦さんに与える影響等を考えると、ここについては1人でも多くの方に抗体の検査の受検というところをやっていただきたいと思っておりますので引き続きの取組をよろしくお願ひいたします。

では、次の質問でございますが、主要施策の成果については109ページ、がん検診等事業についてお聞きをいたします。がん検診の受診率向上に向けて、いわゆる肺がん、大腸がん検診等の検査対象、初年度の自己負担額の無料化、あるいは集団検診における日曜日検診を実施するなど、多角的な視点を持って様々な取組が行われていることにまず敬意を表しておきたいというふうに思います。ただ、その一方で、各種がん検診の受診率というところが依然として低い傾向にございますが、その要因というところと今後の対策を含めてお示しをいただけたらというふうに思います。よろしくお願ひします。

○田中健康政策担当次長

がん検診受診率については各種対策をしておりますが、横ばいの状況が続いているという状況でございます。この横ばいの状況ということにつきまして、この受診率の出し方というのは種々の方法がありますが、こちらでは対象者全てを分母として受診率を出しております。例えば大腸がん・肺がん検診は40歳以上の方になりますが、分母は3万4,050人となりますので、分母が大きく、今回、胃がん検診早期割引等も前年度比141人の受診者の増加があったところが1.4ポイントの増加にとどまるということで、なかなか受診率には大きく反映されてこないという状況があります。また、この主要施策で示しているがん検診受診率データはあくまで市が行う検診の受診率となりますので、職場で受けたがん検診等の受診状況は反映されていないという状況でございます。

一方、国はがん検診受診率の指標を3年に1度国が実施する国民生活基礎調査の69歳までの年齢を限定した方のデータとされています。これは、市が行う検診であろうと職場で行う検診であろうと区別なく受けた、受けないの質問に答えるアンケート方式によるものとなっております。本市におきましても次期健康づくり推進計画において指標となる受診率の算出の仕方を整理していきたいと考えております。

また、受診率向上に向けた今後の取組についてですが、対象者全員への個別通知や啓発は既に実施していることから、受診を促す取組が必要と考えてはいますが、御紹介いただいた日曜日の集団がん検診については、平日に比べて受診者が少なく、費用対効果の面からも内容の見直しが必要と考えているところでございます。

また、胃がん検診早期割引事業のように、お得感があるものについては、今回受診者数も上がりましたので、一定程度効果があるものとは考えておりますが、費用対効果等も含めて今後の対策は研究してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○小林委員

状況はよくわかりました。本当に多様な視点で様々な取組が行われていることに対しては私も理解していて、なかなか日曜日の検診というところがなかなか受診率が上がらないというところや、当然早期の割引をやったとしても今は1.5%というところだったと思うんですけど、それぐらいの上昇率にとどまったというところですよ。なので、やはり今後の取組としては、お得感を出すということも大事ですけど、既に取り組まれていると思いますが、対象者という意識の向上が必要になってくると思うんですよ。やはり自分事としてそういう検診を捉えていただく、そういう考えのもとで、いわゆる人に対するアプローチというところをしていただきたいなというふうに思います。

私からは以上です。

○森戸委員

ちょっと聞き漏らしたんですけど、さっきの休日診療所の収入未済のところ、監査意見書を見ると、26ページで4万5,890円ということですよ。良かったですかね。薬代かなんかの。

○田中健康政策担当次長

診断までにかかる診療代の自己負担分ということで、合計が4万5,890円未収となっております。

○森戸委員

これは何件、先ほど説明あったかもしれませんが、何件ですか。

○田中健康政策担当次長

11件になります。

○森戸委員

さっき説明がありましたけど、感染するというところで、紙でも感染するというところで請求の郵送ということだったんですけど、大きな金額ではないんですけども、これは今後どういうふうに徴収といたしますか、していくんですか。

○田中健康政策担当次長

新型コロナウイルス感染症が5類疾病に移行された5月8日以降は陽性の方も現金を徴収しております。ただスタッフの感染拡大防止というところもございますので、徴収する場合は袋に入れていただくか、トレイに置いていただいて、消毒液をコインでも紙でも一緒ですが消毒液をふりかけて乾いてからしまうという形で対応しております。

○森戸委員

それはどこでもそうやって対応していると思うんですけど、この金額の部分をどう徴収するんですか。

○田中健康政策担当次長

この金額の部分につきましては、令和5年度に入っても3回の請求の通知を出しております。その結果、お1人はお支払いいただいたのですが、まだ今現在10人が未収となっております。今後、また通知を出すことと電話また訪問徴収等も検討していきたいと考えております。

○森戸委員

この10人の方は市内の方なんですか。その辺の分布。

○田中健康政策担当次長

10人中8人が市内の方です。残りの2名に関しても、近隣の方となっております。

○森戸委員

3回文書で出されただけで、コロナの診察の問題が残っているというのもある意味ショックなところなんですけど、何回も郵送しているだけでは徴収できないんじゃないかと思えますけれどもいかがですか。

○田中健康政策担当次長

今後電話等対応も考えていきたいと思っております。

○森戸委員

分かるんですが、市外の方も含めて、光で診察をしてそのまま何ていうんですか、ある意味逃げられたといいますか、それではちょっとどうなのかなと思うので、何か釈然としないといいますか、突っ込める論点がこの辺までしかないのもまたどなたかにお任せいたします。

以上で終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

127ページ、上段、牛島診療所の施設用備品の購入費108万円のうち、天井のエアコンが壊れたということで3台106万7,000円というんですが、何か集約ができなかったんですか。部屋が3つあるから3台であったような気がするんですが、2部屋にするとか。

○田中健康政策担当次長

牛島診療所のエアコンにつきましては、天井埋め込み型空調機がかなり広範囲をカバーするものでございましたが天井埋め込み型空調機をまた新たに設置するということになると工事費がかかるということもございまして壁掛けエアコン3台に変えたという

ところでございます。

○河村委員

今みんなどこでも天井から降りてくるやつはやりたいようなんですよね。だから、今週1回でしょう。そうすると期間が短い、そうは言いながら、海のそばですから、傷むのは早い。そうすると台数を減らすとか何かを考えなければいけないのではないかなど。やり替えたものはしょうがありませんけど。

その下、病院事業の会計繰出金6億6,000万円、繰出基準で出すというのは分かるんですが、この繰出基準で出したお金は光市民のためになっていますか。どうもそこだけが不満が残っちゃうんです。いろんなことをやられていますが、来られた患者さんに差別をするというわけにはいかないんですよ。この6億6,000万円が有効に市民のために役立っているのかどうか、そのお考えをどういうふうに思ってお持ちかです。

○松村福祉保健部長

病院の運営にも関連する部分ではありますけれども、私どもといたしましては、基準どおりに繰り出すことによって病院の経営が一定程度保たれているという面からは市民のために役立っている繰出金であると認識しております。

以上であります。

○河村委員

それじゃあ病院の今入院者あるいは通院者で、光市の割合はどの程度でしょう。（「副市長が答えます。所管が違うというところで」と呼ぶ者あり）いや、所感が違やしょうがない。

○吉本副市長

河村委員さんが質問されたその内訳については、今、手元に資料がないのでちょっと分かりませんが、繰り出し基準の中には、救急医療の負担分であったり、保健衛生の負担分であったり、それから病院企業債の元利償還、これの一般会計の持ち分であったり、いわゆるルールに則って出しておりますので、これについては、いずれにしても、光市民の皆さん、または近隣の患者さん、そういう方々のために役立っているというふうに考えております。

以上です。

○河村委員

意外に高くない、要は光市民の割合がですよ。大和なんかでいえば国保病院ですから、その周辺から来るのは当たり前ですから。じゃあこの繰り出し基準は、うちがもらった交付税の中から出しているわけでしょう。そうすると、そのお金は市民のために使われると。そこがどうも欠けているんですよ。病院がもらったお金を繰り出し基準に基づいて、いろんな計画を作ってますけど、それは、じゃあ市民のためか。そうじゃないで

すよね。来院者のためのものになっているんで、そこらの辺りの考え方を少し整理をしていかないと、ずっとこれ6億6,000万円、6億円以上のお金をつぎ込みよるわけですから、莫大な金額なんですよ。

もう随分昔には、これ繰り出し基準と言いながら出してませんでしたから。そういう時代もあったね、出せんときもあった、繰り出し基準で。だからそんなことは、出すほうが考えて、相手と交渉していかんと、今までどおりこうなんじゃからこうですというやり方では、これからは通用しませんよと。

○吉本副市長

確かに過去には一般会計から交付税算入分のみ繰り出すという時代もありました。そのことが結果的に、病院事業会計の方で赤字を作るようになった。現在、光市ではこれは公営企業だけではなくて、他の特別会計への一般会計からの繰り出しも基本的には、総務省が示した繰り出し基準、これに則って支出しています。

確かに今、委員がおっしゃられるようにあくまでも基準なので、そうじゃないやり方も選択肢としてはあるかも分かりませんが、双方の会計において、健全な運営、経営、この辺を勘案しながら適正な繰り出しというのは、やはり行政としてやっていく必要があるのかなというふうに考えております。

いざというときのための市民の皆さん、あるいは近隣の住民の皆さん、特に市民の皆さんのいざというときの救急病院ですので、それから、特に光総合のほうは2次診療を担っておりますし、または大和病院については、主に療養病床ということで、一部大和地域の1次診療を担っておりますけども、これは市民の皆さんの役に立つ施設であるというふうに考えております。

以上です。

○河村委員

建前としては当然そういうことを言うわけですが、そうは言いながら、繰り出しをするということについて、どういうふうな使い道をしてほしいということも考えた交渉、病院にもこの出どころのお金が当たり前だというふうには思ってはほしくない。そこだけはしっかり対応していただけたらと思います。

それから、131ページ。光市の医師会交付金の35万円というのがあるんですが、どういう用途になっているのかお尋ねをいたします。

○田中健康政策担当次長

光市医師会の交付金35万円についてでございますが、市の方では光市医師会と連携を図りながら市民の健康づくりを推進しておりまして、光市医師会におきましても、また独自で地方紙へのコラムの掲載や、イベントでの健康相談、講演会の開催等、独自の取組を展開されているほか、市が実施しております各種予防接種や検診等が円滑に実施できるよう協力をいただいております。

こうした専門的立場での社会貢献に対して、交付金35万円を交付しているという状況

でございます。

○河村委員

35万円しかないのよ。この35万円で何をされているんですかと、こういう話をさせていただいたんです。

○田中健康政策担当次長

35万円での取組というところでございますが、令和4年度を取組で申しますと、幼稚園、保育園、学校関係者及び園医、学校医の集いを開催して、アレルギーについての勉強会を予定されて、それぞれに案内もいただいておりますが、コロナ禍でこちらは中止になっております。

そのほかでは、ふれあい健康フェスティバルで、医師会の先生が健康相談を市民に対して実施をされております。

また、市が実施する各種予防接種や検診等の必要書類等を各医療機関に配付、回収していただいたり、情報の取りまとめや一斉の情報提供、また、診療状況につきまして、市民の問合せ等に対応できるよう、お盆や年末年始等の診療日の確認及び一覧表を作成していただいて情報提供をいただくなど、保健事業等の円滑な実施の支援や、医療体制の情報提供など、様々な支援をいただいているところでございます。

○河村委員

大変お世話になっていると思っておりますよ。今、幼保、学校医の集いというお話をされましたが、開催されなかったら各種団体は返金をしておりますが、そういった手続はいかがですか。

○田中健康政策担当次長

こちらの交付金の申請時に実績等も添付していただいておりますが、実は、市が実施する予防接種や検診等の市内医療機関の取りまとめ等に関して、令和4年度は年間346回の支援をいただいております、その部分での経費の部分等も含めると、交付額、基準額は超えているという状況でございました。

○河村委員

予防接種やなんかは、別に確かお支払いをしていると思うんですが、聖域なきと言うとおかしいんですけど、もっと名目はたくさん、いろいろつけて金額が増えても、僕はいけないとは思ってないんですよ。ただ、名目の整理が必要なんじゃないかなと。今、大きい市立病院なんかは、初診のときのやり取りが今度変わってきますから、今まで以上に診療医とつながりを深めていかなければいけないという状況が来ているので、その辺りの仲立ちをするのは福祉ではないのかなと、調整も含めてね。

病院は病院で当然そういったことはやる必要があると思っておりますけど、やっぱり市役所のほうが中に入ってしっかりお手伝いをしてあげないとうまくいかないから、それはいい

いと思うんですが、この35万円のような金額が出てきたときには、その中身については整理をしていただいて、余分にかかるなら余分にあげたらいいと思うんです。だから、その整理をしっかりしていただきたいということです。

その下の、みんなウォーキングのYABさんじゃったですか、それでちょっとお尋ねをしたいんですが、結果として参加者は何人だったんでしょうか。

○田中健康政策担当次長

主要施策の成果の105ページから106ページの方にこの事業のまとめを行っております。(イ)の6のところになりますが、本事業は光市健康づくり推進計画に基づいて、令和3年度から5年度の3か年計画で実施していますみんなとウォーキング事業の一部分を委託したという形になります。このbの(a)、(b)、(c)が委託した内容でございます。

こちらの事業は、3か年計画で実施しておりましたが、令和4年度はコロナ禍がやや落ち着いてきている状況を踏まえて集中啓発を図ることとして実施しております。

実際のキックオフイベントについては、残念ながら、コロナがまた増えてきた時期でしたので、オンラインでの参加ということも可能にはしたのですが、60組134人という参加状況でございました。

ウォーキング大使の任命につきましては、6月から12月の期間で元サッカー日本代表の坪井慶介氏を大使として任命させていただいております。この坪井氏におかれましては、自身が出演されているテレビ番組において2回、光市のウォーキングコースの啓発といえますか、ご紹介を番組の中でしていただき、またSNSに投稿していただくということも積極的にしていただきまして、そちらはかなり啓発効果が高かったと考えております。

(c)のプロモーション映像については、坪井氏の映像ということで9本のプロモーション映像を作成していただいて、インスタグラム、フェイスブック、ツイッター、LINE、オープンチャットに情報配信を全219回実施していただきました。こちらの閲覧回数というところが、なかなか取りにくいところではありますが、「いいね！」をつけていただいたとか、反応をいただいた回数でいきますと、インスタグラムが一番多く、プロフィールへのアクセスが1,004件、投稿へのアクションが732件、フェイスブックがついで多く、ページへのアクセスが279件、次がツイッターですが、ツイッターは「いいね！」を押された数が41件、4番目がLINE、オープンチャットですが、こちらは、トークを入れていただいた件数は40件というような状況でございました。

○河村委員

結果も良かったというならずと継続してやられたらと思いますけど、実際には、YABさんに298万円だったですかね。参加者でいくと、随分数字が少ないというふうに思いますので、何て言うんですかね、事前のアピールといえますか、当日はたくさんの人に参加をしていただけるような体制づくりというのが必要なのではなかろうかなと思います。

133ページのがん検診のところ、がん検診がさっきの中でも低かったという数字が

出ておったと思うんですが、何かその対策として、年代別とか職域とか団体とか、何かそういったことを考えておられるんですか、向上策といいますか。

○田中健康政策担当次長

がん検診につきましては、全ての対象者に個別通知を実施しております。また、色々な機会を通じて啓発ということも行っております。がん検診を受けれる、個別で受けれる医療機関の体制づくり、また集団検診の体制づくりという部分は対応しておりますので、先ほどもございましたが、個人個人が自分のこととして積極的に受けていただけるよう、また啓発等も考えていきたいと考えます。

○河村委員

去年受けていないので、大変申し訳ないとは思いますが、ただ、はがきをもらっただけではなかなかそういう気持ちになれないので、要は団体とか、あるいは企業とか、年代別とか、サークル的な受診の機会というのを作られるのがいいような気がするんですけどね。もらったら、行かんにゃいけんというふうになってくれりゃ一番いいわけですが、この率を見たら、そうじゃない、全くそうじゃないということをちょっと何かで、対策の中で生かせるほうがいいと思うんですけどね。

以上です。

○大田委員

決算書の135ページの公立診療所事業についてちょっとお聞きしたいんですが、下から5行目、診療業務等委託料で2,058万8,000円という金額が上がっているんですが、その内訳を教えてください。

○田中健康政策担当次長

診療業務委託料の内訳でございますが、まず医師の診療業務に対するものでございますが、診療日当たり、内科の先生がお一人、外科の先生がお一人の2名体制で執務いただいております。こちらの委託料が1,435万7,420円。次に薬事業務委託料ですが、こちらは通常薬剤師1名の体制で御執務いただいております。こちらが285万6,210円。次に医療事務業務については、開設日に通常一、二名の体制及び平日に診療報酬明細書の点検及び電子レセプトデータ請求書の作成業務に3日程度、執務いただいております。その委託料合計が337万5,108円となっております。

以上です。

○大田委員

医師と薬剤師と、多分この3日程度のあれというのは事務員だろうと思うんですが、先ほど、医師執務手当が看護師さんという話をちらっとお聞きしたんですが、この診療業務委託料の中には、なぜ看護師さんが入っていないのか、なぜそこの上の方の、医師執務手当の方に入っているのか、ちょっと教えてください。

○田中健康政策担当次長

看護師さんにつきましては、委託できる団体や事業所がないため、この決算書3行目の医師執務手当等の報償費として個人にお支払いしている状況です。1日2から3名の執務体制で、こちらの費用で年間支払総額が291万523円となっております。

○大田委員

となると、看護師は個別に頼んでいると言われたんですが、頼むのは、あいば一くのほうから頼むんですか、委託をお願いするのは。

○田中健康政策担当次長

看護師さんにつきましては、ほぼ市内の医療機関で、常勤で勤務されている方の副業として市の方に登録いただいております、今10名のローテーションで回しているという形になっています。個人をお願いして、報償費で支払っているという状況でございます。

○大田委員

市の方から個人で10人のローテーションで組んでお願いしているという理解でよろしいわけですね。

○田中健康政策担当次長

個人個人に依頼をしているという形になります。

○大田委員

医師とか薬剤師とかは、医師会とか薬剤師会に頼んでお願いしているという理解でよろしいですか。

○田中健康政策担当次長

医師につきましては、光市医師会、薬剤師につきましては、山口県薬剤師会光支部に委託をしております。

○大田委員

今度から分かりました。それでは、休日診療所が2,804万4,000円何がしかの支出があって、収入が2,435万9,000円ですかね、23ページ、多分これだろうと思うんですが、収支がちょっとという感じなんですが、どのようになっているのか教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

支出の方は、135ページの一番下の段の休日診療所運営事業費2,804万4,159円、収入の方は、23ページの中ほどの休日診療所診療代2,435万9,908円、また、このほかの収入

といたしまして、27ページの下から2段目、備考欄の下から2段目の一番下の診断書等手数料1万1,550円、また、41ページの備考欄の一番下の段の一番下の行になりますが、インフルエンザ及びコロナ感染症の同時流行が懸念された時期に診療機能強化のための事務員増員をしております、その報償費が全額補助に当たっております、こちらが21万4,000円の収入となります。歳出から歳入のほうを差し引きますと、345万8,701円の赤字でございます。

以上です。

○大田委員

収支的には345万8,000円何がしの赤字となっているということでお聞きしたのですが、主要施策の成果の132ページ、患者数が、令和3年度は865人で、令和4年度は1,583人と、前年度比で比べたら718人ですかね、増加となっております。これは、令和3年度までの患者数の推移と収支状況を分かりましたら教えてほしいんですが。

○田中健康政策担当次長

3年間の患者数の推移につきましては、主要施策132ページの6の表にございます、診療区分というところの計のところ、内科、外科の合計の患者数になっておりますが、令和2年度が868人、令和3年度が865人、令和4年度が1,583人となっております。

収支につきましては、毎年実施しております休日診療所運営協議会のほうでも、毎年お示しさせていただいているところですが、令和2年度は1,633万7,448円の赤字、令和3年度は1,752万7,738円の赤字となっております。

○大田委員

患者数の推移を。

○田中健康政策担当次長

失礼しました。元年度は、こちらの主要施策の成果には載っておりませんが、元年度の患者数は2,334人です。元年度の収支は40万9,518円の赤字という状況でございます。

○大田委員

2年度の患者数は。

○田中健康政策担当次長

2年度の患者数は868人でございます。

○大田委員

元年度が2,334人で40万9,500円の赤字と、現在は345万円の赤字ということになっておるんですが、黒字になかなかないんですよね。では、過去10年間で黒字に出たことがあるかどうか、あったら何年度と何年度、どのぐらいあったか教えてほしいん

ですが。

○田中健康政策担当次長

過去10年間で黒字となっておりますのは、平成28年度、29年度の2年間のみとなっております。平成28年度は2万856円の黒字、29年度は61万7,594円の黒字となっております。

○大田委員

過去10年間で28年と29年度が黒字ということでございますが、その黒字になったとき、患者数が分かったら教えてください。また、1日の平均の患者数も教えてもらいたいのですが。

○田中健康政策担当次長

平成28年度の患者総数は2,252人、1日平均が32人、29年度は2,478人、1日平均34人となっています。

○大田委員

2,252人、1日が32人ぐらいと、2,478人で34人ぐらいで、2万円とか61万円の黒字になったということでございますが、収支を考えると、どのくらいの患者数が来ればいいのかというのが、そういうところを、どのように考えておられるのか教えてほしいのですが。

○田中健康政策担当次長

休日診療所は年度によって休日がずれたりしますので、開設日数については70日から75日程度ということで、毎年度、異なっています。患者数もまた毎年度、異なっておりますが、黒字であった年の患者数からいきますと、1日あたり32人から34人程度の診療が必要ではないかと考えますが、ただし、医療機関ですので、突発の医療機器の故障や、備品が壊れるなど、いろいろな支出が生じる可能性もありますので、一概に何人受診すれば黒字になるというのは、なかなかちょっと難しいのではないかなとは考えております。

ただし、今、できるだけ収支の均衡が図れますように、先ほども御紹介しましたが、毎年開催している休日診療所運営協議会においては、毎回過去5年間の収支状況を報告するとともに、会議終了後には、医師会、薬剤師会の先生方に集まっていただいて、薬剤の適正購入や、可能な範囲でのジェネリック医薬品の導入などということの検討もいただいているところです。

以上です。

○大田委員

必ず黒字でとは言いませんが、やっぱりある程度は収支が認められる方がいいと思っ

ておるんですよね。大体1日平均32人から35人ぐらいが収支均衡になっているというふうにお聞きしたんですが、その中で今、答弁もありましたが、医療機器の故障やら更新なんかがあるから、その32人から35人だと難しいところもあるというような答弁もありました。

また、薬剤の購入に関しても、運営会議が開催されている医師会や薬剤師会、また、市とも厳密に連絡を取られているというように、無駄をなるべく省いているような言い方でありましたので、今後ともそれを推進してもらいたいと思います。

ある程度、収支はやっぱり考えないといけないと思うんですよね。でも、本市の日曜、祝日に市民の健康を守り、安全、安心の糧となる休日診療所でありますから、これからは医師会ないし看護師さん、また薬剤師会なんかと緊密な連携を取りながら、これからは休日診療所を末永く、また市民の安全、安心のために行っていてもらいたいと思っておりますので、ぜひともそのところをよく考えながら行っていてもらいたいと思っております。

終わります。

○河村委員

105ページ、真ん中辺ですね、災害時要援護者把握事業ということで、主要施策の成果に、71ページ、登録者数、民生委員の方に御苦労いただいて調査をしていただいておりますが、その他の登録者は在宅で、高齢者、障害者の登録者以外で、情報提供に同意したと書いてあるんですが、同意していない人がどのくらいおるのかとかと、実数がどういうふうになっているのか分かりますか。

○加川福祉保健部次長

登録者数全体で言いますと、5,758人いらっしゃいます。民生委員さんが調査に行かれて、実際には調査に行ったけど会えなかったとか、あとはどうしても調査に御協力いただけなかったという方につきましても、前年からの登録があれば、登録者数には入っております。ただ、同意しませんでしたというところにチェックが入って書いておきますので、ここにある登録者数は、下に書いてあります対象者は、おおむね網羅をしている状況で、例えば高齢者であれば65歳以上1人暮らし、または75歳以上の世帯、それから障害者であればそれぞれの手帳を所持されている方等々の人数と、登録者数というのは一致しているというような理解でございます。

○河村委員

登録者については、今おっしゃったように、全部の中でこれだけの方が、要援護者、援護が必要であろうと見込まれる人がいたと、その中で同意した人は3,400人だと。では、その他の7人というのは同意はしたけれども、一体何で援護を求めておられるのか。

○加川福祉保健部次長

その他の方は、ここで下に書いてある高齢者であるとか障害者であるとかというところ

ろの、定義とは少しはずれておりました、例えば、寝たきりの状態ではありますけども、家族と同居されている方、本来であればここでいうこの調査の対象からは外れる方なんですけれども、いわゆるどっちじゃないけれども、ちょっと寝たきりの状態である方。それから、例えば障害者手帳をお持ちではありますけども、等級が、例えば身体障害の3級であるとか、療育手帳のBをお持ちであるとか、そのように本来対象としている区分から少し外れているけども、同意をされた方ということでございます。

ここのその他の登録者数というのは、イコールで同意をされている方ということでございます。

以上です。

○河村委員

ちょっと飲み込みが私が悪いです、今、寝たきりで同居をされているとか、あるいは手帳で3級でここに載せていないという意味なんだと思うんですが、その中で同意をした人が7人、じゃあ同意をしていない人を含めて何人ですかと。

○加川福祉保健部次長

この調査の対象が下の米印で書いております高齢者、障害者のそれぞれの区分がございまして。その他というのは、ここの調査の対象には当たらないけども、同意をされた方ということで、民生委員さんのほうから気になられる方を調査されている件数でございまして。

○河村委員

分からんかね。だから、それ以外にも同意をしない人で、そういう、ここには該当しない、高齢者や障害者にも該当しない人が何人くらいおられるのか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

今の災害時の要援護者については理解をいたしました、要は、何で把握せんにゃいけんかというたら、災害のときにどうやってその避難につなげるかと、こういう話なので、結果を見据えた対策というのをお願いをしておきたいと思っております。

それから、107ページ。先ほど下段の東部憩いの家と西部憩いの家のところでお話の途中じゃったんですが、自主事業をやっておるということで、餅つきとかカラオケとかという話がありました。その憩いの家というのは何をするための施設なのかということを含めて、先ほどの答えの続きと一緒に併せてしてください。

○加川福祉保健部次長

東部憩いの家、西部憩いの家でございますけども、それぞれ設置条例がございまして、そこに掲げている目的等を申し上げますと、高齢者の休養及び交流の場を提供し、もっ

て高齢者の福祉の増進を図るためというところがございます。

こういった目的を踏まえて、様々な民間事業者のノウハウ等も踏まえて、ということで指定管理をやっておりまして、その中で施設の管理だけではなく、こういった自主事業をされておって、先ほど申し上げた目的等の達成に向けて取り組まれているところがございます。

それから先ほどのカラオケの件でございますけれども、カラオケにつきましては、1人1日100円を徴収しておるというところがございます。

○河村委員

高齢者の休養とかあるいは交流という話があったんですが、コミュニティセンターと一体、何が違うのか、お答えいただけますか。

○加川福祉保健部次長

まずはこの憩いの家につきましては、対象年齢等をもう限っておりますので、その辺りはコミュニティセンターとは違うのかなというところはございます。活動内容等については一部重複する部分もあろうかと思いますが、違いとしたらその対象年齢のところがあるというふうに考えております。

○河村委員

対象年齢が違うというのは、60歳以上の高齢者しか使えないと。コミュニティセンターについて、日曜日とか土曜日については子供たちの運用もあるわけですがけれども、通常はほとんど似たようなもんなんですけどね。利用者の実態というのはですね。

その中で、片一方は自主事業、公民館には教室がありますから、趣味の会のいろんな教室をやっているわけですが、ここでの要は持ち出しといいますか、費用負担については、全部自分持ちなんです。この自主事業という名のもとに、一体この自主事業の金額、幾らあるんですか。

○加川福祉保健部次長

先ほどの自主事業の金額でございますけれども、令和4年度報告をいただいた資料によりますと、西部憩いの家で58万3,000円ほどかかっているところがございます。

それから、東部につきましては、東部はカラオケがございまして若干状況が違いますけれども、2万6,000円というふうな報告を受けております。

○河村委員

費用をとってそういったカラオケをやろうというところで、やるのが悪いというふうには思っていないんですが、この間たまたま、下松の福祉センターのところに同じような、うちと、昔はお風呂もあって、そういう宴会をやったり宴芸をやったりするところがあるんですけど、朝9時からもうカラオケをやりよったたからびっくりして、そういうお年寄りがおるんじゃないかと。

うちはここもあれですか、朝9時じゃったかいね。8時半からか、すごいな。今何時からというか。

○加川福祉保健部次長

憩いの家の開館時間は、8時半から午後5時15分まででございます。

○河村委員

じゃあ、中でやる自主事業というのは、お金が幾らかかっても、要は利用者負担を求められることがあっても、こういったことをやってもいいということなんですね。

○加川福祉保健部次長

我々の方から提出しております指定管理料の中には入っていないということで、それぞれで利用者のサービスの向上等のためにやっていただいているというところで、そのところは特段の我々としての指導等は入っておりません。

○河村委員

通常で言えば、何ちゅうんですかね、コミュニティでそういったことをやるのにいろいろと制約がかかるんですが、このいこいの家については、そういった利用についての制約はないと。

○加川福祉保健部次長

指定管理の募集に当たっていろいろな、こちらのほうからの定めをしておりますけども、ルールの基本としては、施設の安全確保であるとか、管理運営を適切に行う等々でございます。その利用に関しては、当然、利用者というのは、先ほど申しましたけれども、高齢者というところがありますので、その、満たしている方の利用は認める。指定管理なので、利用、使用の許可等についても、指定管理のほうで行っておりますので、目的に沿った利用であれば、その部分は問題ないですし、現状はそのような受付をされているというふうに考えております。

○河村委員

要は高齢者のそういった施設と、地域のコミュニティとの整合性というものは、どこかで必要なんだろうと、こう思いますので、御検討いただけたらと思います。

それから、121ページの、さっきの保育所の給食業務ですが、契約内容について。

○温品子ども家庭課長

現在、民間事業所と締結している契約書の中におきまして、給食提供の確保という項を設けております。それで、乙の責任、起すべき理由により、業務の遂行が不可能になった場合は、乙はこの使用書、契約書に規定する、給食の提供を責任を持って確保する。この場合の経費は、乙、事業所において負担するということになっております。

そのほか、全体として、業務の遂行上、疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとするというふうに、契約書に規定しているところです。

以上でございます。

○河村委員

この間の広島ของホーユーちゅうんだったかな、業者は、テレビを見ちよる範囲内如果说、いや、もう赤字になって運営できないからやめたという発想で、結果的には、事業所がいくつもあって、親切なところは何日か営業したところがありましたけど、そうでないところは、もうそのまま知らん顔で撤退をしたわけですが、今の契約内容で、そういうものに対応できるか。

○温品子ども家庭課長

この契約書の今の規定で対応できるかということですが、規定上、乙の民間事业所の責任をもって、必ず確保するというを、今、うたっておりまして、その場合の経費についても、事业所の方できちんと確保するというのを、今、契約書上に規定しております。

ただ、委員が言われるように、ぱっと逃げられたときに、これで担保できるかという、ちょっとそれは難しいのかもしれない。

○河村委員

差し支えなければ、今の契約の相手先は公開できるんですか。

○温品子ども家庭課長

株式会社一富士でございます。漢字の「一」に「富士」でございます。

○河村委員

それは何、全国大手。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○温品子ども家庭課長

お待たせしました。一富士フードサービス株式会社で、本社は大阪にございまして、全国展開をしている事业所でございます。

○河村委員

分かりました。そういった事例は、当然、皆さん方が考えておられるとは思いますが、契約の見直し等の折には、ぜひそういった対応も取れるような契約にしていいただいたらと思います。

125ページ。上段の生活困窮者自立支援事业。新規の144人というふうに言われたんで

すが、生活困窮者を自立を誘うとこういう話なんですけど、対象者へのアタックといいますか、相談業務というのは、どういうところから発生するんですか。

○岡村福祉総務課長

基本的には困窮されている方が直接、現在、社協にこの事業を委託しておりますので、社協の自立生活相談支援センターのほうに相談に来られるというケースがほとんどであると思います。

以上です。

○河村委員

生活困窮者が、例えば生活保護に申請をしたいというような方のことをおっしゃられているんですか。

○岡村福祉総務課長

生活困窮者自立支援事業の対象者、生活保護を受けたいとおっしゃる方も中にはいらっしゃいますけれども、生活保護になる手前の段階で生活が回らなくなったので、これからどうしたらいいだろうかというような相談をお受けすることがほとんどのように思います。

○河村委員

そういう人にとって窓口、今、社協がやっていると思うんですが、どういうふうにして相談に来るの、電話で。

○岡村福祉総務課長

数はちょっと持ち合わせていないんですが、電話でまず相談をいただくこともありまして、民生委員さんとかにそういう御相談をされて、民生委員さんを通じて窓口を紹介されて、来所して相談をされる方も多くあります。

○河村委員

なんて言うんですかね、喉越しがこう、場面がよく見えないといいますか、これから生活保護になるかもしれないような方が、例えば会社が倒産したとか、あるいは借金が膨らんだとか、そういったときに、社協のそういった相談窓口がすぐ入ってくるのかなど。なんて言うんですかね、よく電話相談みたいなのがたくさんありますよね、最近は。そういった類は、もしもそういうことに陥った場合には、すぐさっと思ひ浮かぶもんですかね。

○岡村福祉総務課長

主要施策の95ページの方に掲載をさせていただいてはいるんですけれども、基本、本人から直接、来所による相談、4年度で言えば97件お受けをしている状況でございます。

この御本人さんがどういった手段を持って、社協の相談窓口を知り得たかどうかというところは、そこまでは確認ができてはおりませんが、社協の方でも社協だよりとか、あと、コミセンとかにもチラシを配付しておりますので、そういったところから情報を得られて、御本人さんが相談に来られているのではないかというふうに推察しているところではあります。

以上です。

○河村委員

社協だよりとか、コミセンにも今、いろんなその施策のやつが状差しにこう差してあるんですけど、余り見る機会はないですよ。このくらいの方が、これはあくまでも相談があった数で、その人たちが相談の結果どうなったというのは、ここの実績のほうにあるのか、なるほど、分かりました。

結構な、1,600万円以上の金を出していますので、しっかり結果が出るような、それと、こういう組織があるというか、こういう受付があるんだというのが、もっと周知されるようなことが必要なんだと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○大田委員

先ほど、海浜荘の件、聞かれたんですが、繰越明許で1,839万6,400円というのは、これは請負金額になると思うんですが、違いますかね。（「大田委員、何ページでしょうか」と呼ぶ声あり）決算書の101ページ。

○岡村福祉総務課長

海浜荘解体工事、繰越明許の1,839万円は解体工事に要する費用、請負工事費になります。

○大田委員

請負工事費ですね。これ100%ですね。この1,839万6,000円は。

○岡村福祉総務課長

解体工事にかかった費用全体の金額ということです。

○大田委員

それで、61ページの収入部分で、これは国からだったかな、市債か。市の方から出ているんですよ、1,680万円。それで、その残りは、これは市の一般会計から出ているということで。

○岡村福祉総務課長

工事費のうち1,680万円が、市債が当てられており、それ以外は一般財源が当てられ

ます。

○大田委員

それで、参考資料の7ページに、不用額が1,420万4,000円と不用額が上がっているんですね。こんなにすごい金額の不用額が上がって、1,839万6,000円の請負金額で、資債から1,680万と、不用額が1,420万4,000円というような、ちょっと信じられない数字が出ているんですが、そここのところお教え願いたいと思います。

○岡村福祉総務課長

この差額についても、入札による価格ですので、価格減となっております。

○大田委員

1,839万6,000円が改定費用の価格、請負金額、言われたようにね、100%。その中で1,420万4,000円が不用額と上がっているんですよ。工事費は400万円なんですよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

令和3年度の繰越金額が3,260万円繰越しをしておりますので、その中から実際に工事の費用として、請負金額が、1,839万6,000円ということになります。

○大田委員

もう一遍ちょっと初めからゆっくり言ってください。

○岡村福祉総務課長

令和3年度の施設解体工事費の繰越額が3,260万円、実際に施設解体工事費に要した額が1,839万6,400円、そこから残った解体費の不用額が1,420万4,000円となります。

○大田委員

だから一番最初にお聞きしたんです。令和3年度の繰越明許で1,839万6,000円ですか、ほかにないんですかって。そしたら、それが100%と言われたから、1,420万4,000円、とんでもない額が不用額になったなと思ってお聞きしたんですが、もう一遍、ゆっくりよく説明してください。

○岡村福祉総務課長

説明をし直しますと、令和3年度の施設解体工事費で繰越明許をした額については3,260万円でございます。実際に解体費用工事として支出した額は1,839万6,400円。よって1,420万4,000円が不用額となったということでございます。

○大田委員

だから、1,420万4,000円というのはどういう理由で不用額になったんですか。

○委員長

大田委員、今の差し引きで、差し引きの今の、3年度から4年度に繰り越した3,000幾らと、工事の全体の額1,800万円の差し引きの額が1,400万円というところで。

○大田委員

だから、その理由を教えてくださいと聞いておるだけです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○岡村福祉総務課長

決算書の98ページ、障害者福祉費の繰越費の欄のところに3,260万円の繰越額が上がっております。これが令和3年度、施設解体工事費繰越明許額の全額でございます。ここから実際に工事費としてかかったのが101ページ備考欄の一番上、令和3年度施設解体工事費繰越明許の1,839万6,000円でございます。

不用額となったのが、これを差し引きして、決算審査参考資料の7ページの社会福祉費の工事請負費1,420万4,000円となります。

繰越事業につきましては、減額補正ができませんので、不用額となったものでございます。

以上です。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

②追加認定第7号 令和4年度光市介護保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：加川福祉保健部次長兼高齢者支援課長 ～別紙

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

2 経済部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：萬治商工観光課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か質問させていただきます。

まず1点目としまして、主要施策の成果についての165ページ、中小企業等金融対策事業のうち、創業資金の融資の状況をお聞きします。令和4年度の創業資金の融資というところが5件発生しておりますが、創業者の業種及びその所在地等についてお示しをください。

○萬治商工振興課長

5件の内訳は、製造業が1件、運輸業が1件、教育学習支援業が1件、サービス業が2件となっています。

また、創業資金は市内に居住または市内に居住する予定があり、かつ市内で事業を営む者が条件となっていますので、所在地は全て市内となっています。

以上です。

○小林委員

はい、理解いたしました。

では、創業支援に少し関連してお聞きをさせていただきますが、創業支援事業計画の中で、年間目標数として創業支援者件数として年間116件、創業者数として年間13件を定められておりますが、ここ数年の実績、こういうものについても併せてお示しをください。

○萬治商工振興課長

創業支援件数から申し上げます。令和4年度が101件、令和3年度が101件、令和2年度が57件となっています。

次に、創業者数は4年度が21件、3年度が19件、2年度が18件となっています。

以上です。

○小林委員

はい、理解いたしました。創業支援というところとか、あるいは中小企業支援全般として、非常に光市として今強化されているというところで、例年実績が得られているというところで、私理解をいたしました。

もう1点、主要施策の成果についての166ページ、コロナ克服商品券発行事業についてお聞きをします。

商品券の換金率は共通券は98.5%、小規模店舗専用券は98.1%でありまして、非常に高い換金率であることがうかがえます。

ただ、その一方でいまだに換金をされていない方がおられますが、その方々に対するフォロー、こういうものをどのようなフォローをされているのかお示しをください。

○萬治商工振興課長

商品券の換金率は、共通券、小規模店舗専用券を合わせた全体で98.3%で、残り1.7%は商品券が使用されなかったこととなります。あらかじめ使用期限を決めておりましたので、期限内の10月から1月に使用してもらえるように市広報やメール、LINE、フェイスブック配信、自治会への回覧を通じて、使い忘れがないように周知を図ったところです。

以上です。

○小林委員

はい、分かりました。

私からは以上でございます。

○森戸委員

確認の意味でいろいろ教えてください。

今創業支援の話がございましたけれども、主要施策の成果の165ページの数値の確認ですが、令和4年度の5件の中で女性の起業というのはございましたか。金利優遇されていたと思いますけど。

○萬治商工振興課長

創業支援5件のうち、女性の創業者は2件となっております。

以上です。

○森戸委員

そのうち、先ほど属性といいますか、言われたと思いますが、それで分けると、どこに該当しますか。

○萬治商工振興課長

製造業と教育学習支援事業になります。

以上です。

○森戸委員

はい、分かりました。

この創業支援はいつからスタートしていましたか。

○萬治商工振興課長

創業支援のこの創業支援資金は、平成28年度に創設しております。
以上です。

○森戸委員

トータルでどのくらいの件数、今までこの創業資金を活用されて創業されたのか。

○萬治商工振興課長

平成28年度から令和4年度までの累計は22件でございます。

○森戸委員

令和4年度までの累計ということですよね、今の数値は。

創業することもなかなか大変なわけなんですけれども、それ以上に続けていくということも非常に大変なわけなんですけど、創業されて、その後追いというのはやっていらっしゃいますかね。どんな状況なのか、うまくいっているのか、倒産したのか、廃業したのか、その辺のところはつかんでいらっしゃいますか。

○萬治商工振興課長

商工会議所や商工会を通じて創業されたものは、その後のフォローアップがされておりますが、それ以外は把握しておりません。

○森戸委員

はい、分かりました。商工会か商工会議所につながれていると思いますので、その辺もぜひ聞いてみていただけたらと思います。廃業も含めて多いと思いますので、しっかりフォローしていただけたらと思います。

それと、決算書の歳入で25ページの商工観光使用料の土地使用料のところがありましたけれど、もう一度詳しく内訳を教えてくださいませんか。ちょっと聞き漏らしましたので。

○萬治商工振興課長

土地等使用料は、周防工業団地と大和工業団地とひかりソフトパーク、それから一部石城山もありますが、その例えば電柱や資材置場等としての土地の使用料になります。
以上です。

○森戸委員

なるほど分かりました。

資材置場と言われましたけど、電柱は分かりますけど、そんな活用があるんですか。

○萬治商工振興課長

空いている場所を、近くの事業者さんが貸して欲しいということで、貸しているケースがあります。

○森戸委員

それはどこですか。どこというのは、周防工業団地なのかソフトパークなのか、例えば広さといいますか、どのくらいなのか、その辺も分かれば。

○萬治商工振興課長

場所は、周防工業団地になります。広さは80m²のところと420m²のところの2か所がございいます。

以上です。

○森戸委員

80m²と420m²ですから、もともと売りに出しているとかそういうところではないところですかね。何か団地のような。どうなんですか、その辺は。

○萬治商工振興課長

もともと売り出しているところではなく、市が所有している土地になります。

以上です。

○森戸委員

はい、分かりました。

ちょっと、ひとまずそこで。

○河村委員

163ページ、雇用の日事業ということで115万2,000円の支出があるんですが、講演とか仕事紹介とかキューチューブというようなことだったんですが、現実的な支払いの内訳というのはどんなものだったんですか。

○萬治商工振興課長

雇用の日の内訳は、パンフレットや記念品といった広報費が13万9,000円、プランターや消毒液の設置等の会場設営費で5万7,000円、中学生を送迎したバスの借上料が19万8,000円、講師の謝金や司会業務委託等の式典講演会費が75万6,000円でございます。以上です。

○河村委員

結構講師の謝金というのが多かったということなんですね。

それから、次のページの融資制度の状況の中で、令和4年度は小口融資が11件、不況対策特別融資が1件、コロナの不況対策が37件ということなんですが、過年度分、今ま

でやった中での返済状況がもう出ていると思うんですが、それについての状況を教えてください。

○萬治商工振興課長

昨年9月末に金融機関に残っている融資残高で申し上げますと、小口融資が49件で約1億3,500万円、不況対策特別融資が4件で1,200万円、新型コロナ対応融資が91件で4億9,400万円、合計144件で6億4,100万円でございます。

以上です。

○河村委員

返済が始まった会社の状況。

○萬治商工振興課長

融資によって借りる期間と据置期間が違いますが、例えばコロナ融資でいうと5年以内、据置期間が6か月なので、コロナ融資が令和2年度に貸付実績がありますので、既に元金部分の返済が始まっています。

○河村委員

返済の状況で、何か変わったことはないのですか。滞りなく返済も行われているということですか。

○萬治商工振興課長

基本的にはコロナの関係も順調に返済されていると思っております。

貸倒れとなれば信用保証協会が代位弁済することとなるわけですが、コロナ関係では5年度までの数でいうと1件となっております。

以上です。

○河村委員

それは返済が滞った、あるいは倒産、何かその中身については。

○萬治商工振興課長

代位弁済になったということなので、倒産になろうかと思えます。

○河村委員

そういうのは調べるといえるか、あるいは反対に借りている人からそういった申出があるとか、そういうふうなケースはないんですか。

○萬治商工振興課長

借りている方から、市に直接話があることはなく、金融機関から状況を聞くか、代位

弁済については保証協会に問い合わせるなり実績を聞くなりしております。
以上です。

○河村委員

要は、市内の状況調査ということにつながるので、結構アンテナを張って調べておいていただいたらと思います。

166ページの光ブランドの創出事業で、光セクション新たな5商品ということなんですが、ちょっと私がうといんですが、5商品、どういったものが今回ブランドされたんですか。

○萬治商工振興課長

光セクションは、平成30年度からスタートしており、4年度までの累計で19品を認定しております。

4年度に認定したものを紹介すると、光クラウンケーキ、バラの味と梅酒の味のもの、牛島の塩干し光レンチョウ、光ダコ、醤油焼きそば醤油の5品を認定しております。

以上です。

○河村委員

そうか、何か見たことがあるな。何と言うんですかね、普通は光ブランド、光セクションで新たに5商品をとというと、大々的にこういったところにも載ってしかるべきだと思うわけですが、機会を捉まえてそういう宣伝、要はこの5商品になったところについてはどういう特典があるんですかね。

○萬治商工振興課長

光セクションに認定された特典は、光セクション、光のお土産として掲げることができることと、市において、例えば観光のイベント等で出展する際に紹介をするなど、市としても紹介していくことがメリットや特典かと思います。

以上です。

○河村委員

例えば、さっきレンチョウとかタコの話が出ましたが、どのくらい供給できるのか。お土産物とか光セクションになったんだけれども、商品として持っていこうといったときに、どのくらいの供給ができるのか。

○萬治商工振興課長

供給量は、手元に資料を持っておりませんが、大きい会社が生産しているわけではないので、限界はあると聞いております。

以上です。

○河村委員

限界とかということではなくて、このセレクトの基準として、光市の商品として売り出していこうというのが例えば条件であるとするれば、年間で今の令和5年度になったら、もう製造するのに忙しくてやれんというぐらいのことになってもらえたらありがたい話なんですけど、そうは言いながら、1年やったらそんなにたくさん出せんねと。それはセレクトじゃないような気もするんですが、だから供給体制、例えば年間、シーズンもありますけどね、シーズンもありますけど、その中で一体どの程度の商品を供給されるのか。例えば商工にすれば、じゃあ、それ何ぼ売ってあげないけんのかと、そういうふうな気持ちが起こるようなやり方はできないですか。

○萬治商工振興課長

認定した後、例えば東京で開催される「うまいっちゃんフェア」等に光の品を持っていく際には、光セレクト認定品に声をかけております。

ただ、事業者が販売するものなので、市として幾ら販売するというところまではやっておりませんので、機会を捉えて紹介、PRすることが現状でございます。

以上です。

○河村委員

昔からの光流のそういった役所のやり方なんだけど、商工業を活性化させようというふうにやってるんじゃないんですか。ある程度お手伝いもするけれども、そうはいいながら、じゃあ品物がそろえられるんかねと。特定の人が、じゃあお土産に持っていくというんじゃないで、一般の人でも買えるようなそういうお土産にならんやけんのかね。

○芳岡経済部長

光セレクトは、市民の代表等々も参画をしていただいた選定委員会で、光市を代表するお土産となる商品開発を目指して取り組んでいる事業でございます。民間だけの販売だけでなく、そこに光セレクトとして認定されたシール、もしくは印刷を直接刷り込むなどによって、公が選定したお土産として、ブランド化になるように試みております。当然、商品開発の後に販売し、市内経済の発展につなげていくことが大切だと思っておりますので、観光イベント等には光セレクトに認定されたものを優先的に持参し、また東京事務所やおいでませ山口館等へも光セレクトのPRを行っております。おかげさまで、一部海産物が、漁師さんが想定された分を完売した例もありますので、今後そういった人気商品についてこういった形で増産できたり、また様々な支援制度等々相談に乗って、伴走型でこういった形でいくというのは、引き続き検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○河村委員

せっかく税金を使っていたので、より多くの方に感謝されるような、そういった施策をお願いしたらと思います。

167ページの観光のところで、夏季海水浴場の運営の中で、今年のことです。今までの話を出すんですけども、幼児用プールは随分昔に私はやめたと思っていたんですが、この間再開をしておいたというんですが、いつ頃から幼児用プールというのは再開し出したんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

幼児用プールは、室積と虹ヶ浜両海水浴場に設置しておりますが、中止した期間は把握しておりません。昭和47年から48年にかけて設置し、コロナの時期には中止しましたが、それ以外では開設していると認識しております。

○河村委員

平成に入ってからですね、たしか閉鎖をしたんです。何年か閉鎖している。それを再開をしたというのがちょっと驚きじゃったんですけど、管理については、水は命にかかわる問題ですから、しっかり管理をしていただくようお願いをしておきます。

それから決算書の143ページ、上段の中小企業退職金共済等掛金補助金。もうちょっと詳しく教えていただけますか。掛金の一部の助成ということだったんですが、掛金というのは退職金で返っていくものなんですね。その返っていく分についての増額というか、その考え方をちょっと教えてください。

○萬治商工振興課長

この制度は、中小企業退職金共済制度と、特定退職金共済団体が行う退職金共済制度に定める掛金の一部を補助するもので、この掛金に対し当初1年間分1人当たり月額500円、年間で6,000円を限度に補助するものです。

掛けた分は後に退職されたときに退職金としてどれだけ返ってくるかというのは掛金や期間によって違うでしょうが細かいところまで今資料を持っておりません。

以上です。

○河村委員

はい、分かりました。要は、加入促進をするために、新規の加入者に対して1年間だけ月500円補助しよう。これでいくと、実績は幾らなんですか。

○萬治商工振興課長

実績は、57事業所分で、人数にすると159人となっております。

以上です。

○河村委員

これは商工会議所に加入しているとか、そういった条件があるんですかね。

○萬治商工振興課長

商工会議所に加入しているという条件はございません。
以上です。

○河村委員

とすると、この中小企業退職金共済というのはどこが扱っているんですか。

○萬治商工振興課長

独立行政法人勤労者退職金共済機構となります。
以上です。

○河村委員

それはどこにあるんですか。

○萬治商工振興課長

所在地までは承知しておりませんが、全国的な機構ですので、この辺にはないと承知しております。

○河村委員

要は、事務の取扱いは誰がやっているんですか。ネットで加入申込みやなんかやっているわけですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬治商工振興課長

加入促進は、市のカウンターにパンフレットを置く等を行っております。

それから、補助金の支払い等のやり取りにつきましては、東京にある機構から直接市にリストを頂き、事業者に対して、市から直接補助金を支払うという形をとっております。

以上です。

○河村委員

分かりました。できるだけ関わりを持って、要は東京の会社と関わりを持つのではなくて、光市にある企業との関わり合いをどういうふうにつつかという話だと思うんですよ。そういったところをしっかりと関わっていただけたらと思います。

163ページ、さっき地域力活用強化事業、あるいは光消費喚起補助金とか、いろいろあって、主要施策の成果にも概要は本当にあるんですが、例えば11団体とか、あるいは会議所を通じていろんな商工業者にお金を払ったとこういう話なんですけど、何で細か

いところがどこにも出てないのか、分かりますかね。通常なら主要施策の成果の中には、どういった事業者にどういう事業をやったんだと、ここに幾ら払ったというのが出るのが普通ですよ。その決算の在り方として、もう少し詳しい中身をしっかり出してください。これやりよったら時間がかかるから、一応次のあれに言うちよきますからね。中身を個別に分かりやすいように整理をしてください。

それから、その下の工業団地の整備事業。不用額のところに工業団地のあれが出てるんですよ。これで、次のページの予備費から需用が台風のあれで大きな枝を切ったのか、そういうことで49万円。これは工業団地ってたしかさっき言われたと思うんですよ。ちょっとどうも全体が分かりにくいんですが、何がどうなって、この工業団地の今回のお金のやり取りになったのか。

○萬治商工振興課長

不用額の発生は、少し複雑になりますので順を追って説明します。まず、当初予算は360万円ございましたが、当初始まってから調査業務や台風災害対応を先にやっております。台風の災害があったときに、その後、工業団地全体の草刈り等があることはこの時点で分かっておりましたが、まだ予算があるということで当初予算で対応しております。

その後、工業団地全体の草刈り業務を設計するときに台風災害対応をしたことによる予算の不足が51万7,000円になることがわかりました。このために、先に執行した台風対応分49万円を予備費で対応し、さらに、予備費だけ足りなかった分を一部流用して予算を確保しました。

ただ、この後に入札減が、11万1,000円ほどありました。

それから、精算するとき草の処分量等が減りましたので、12万4,000円減額となり、合わせて、予備費を流用したにも関わらず不用額が23万5,000円発生しております。

以上です。

○河村委員

参考資料の9ページの一番下段。工業団地の除草委託料の不用額、これ170万8,000円じゃないのかね。

○萬治商工振興課長

ここは表示の仕方になりますが、工業団地整備事業内の調査業務委託料マイナス1,473、と除草委託料1,708、これを合わせた金額が工業団地整備事業の委託料として不用額となっております。

工業団地除草委託料1,708のうち1,473は調査業務委託料に執行したということでございます。

以上です。

○河村委員

工業団地の除草は、今ここに240万円と書いてあるんだけど、それは最初から変わらないのかね。

○萬治商工振興課長

最初から変わらないというのは、当初予算のときからということでしょうか。

○河村委員

ちょっと待って。この工業団地の整備事業の調査業務委託料というのは新規かね、これ。

○萬治商工振興課長

もともと工業団地の除草委託料として360万円組んでおり、この中で工業団地内の除草であったり環境整備を行っておりますので、同じ節内から使用したということです。

○河村委員

この調査業務というのは、それじゃ何をやったのか、新規の事業を始めるのに、勝手にあなた自分らで予算を取っていいのか。

○委員長

暫時休憩いたします。そのあたり整理してもう一度。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○萬治商工振興課長

この調査は、周防工業団地の市が所有する法面部分地下約20mの深さにある暗渠排水管を主に調査したのですが、ここを調査した結果、最下部の管については常に地下水はきちんと排水されている状況で、ここに土砂が大量に流出しているのではないかといいことがありましたが、大量流出の状況にないことが確認されております。

また、深さ20mございますので、その中間地点3か所につなぎ込まれている管についても、併せて調査をしましたが、いずれも土砂が流れ出ているような、吸い出しを起こしている状況にはないという結果が出ております。

以上です。

○河村委員

その調査をやって、異常なかったと。じゃあ、何でその調査をやったのか。

○萬治商工振興課長

令和3年に団地内の企業敷地において土地の陥没が発生したため、隣接する市有地にも関わりがありますので、その地下調査をすること、また、陥没の原因調査にも協力

することになりますので、市が管理する周防工業団地北側法面にあるマンホールから団地内に続く管の排水状況や土砂の堆積状況等を調査したものです。

以上です。

○河村委員

はい、分かりました。結果は異常なかったと。

そういった調査をやる場合に、今も令和3年度にあったのをという話やから、例えば令和4年度の当初予算でも出せたはずなんで、その辺りについては対応の仕方をしっかりやっていただけたらと思います。

先ほどちょっと、じゃあ除草が今回減ったわけですが、その結果として除草の状態はどうだったんですか。

○萬治商工振興課長

除草は、当初予定した範囲を縮めたということではなく、予定した範囲の除草をするために予算が不足したので、予備費を流用し、予定どおり実施しております。

○河村委員

例えばそういう結果が出たら、じゃあそのような形で費用についても抑えられるとしたら、しっかり今後についての対応方法を変えていただかないと、税金を使うのだから、極力少ない予算で大きな結果をといるそこだけは守られるようお願いをしておきます。

以上です。

○笹井委員

1項目ほどお尋ねします。

予算書の167ページの一番上に光セクション販売促進用等作成委託料がありました。先ほどの説明で、リーフレットを印刷したというのは分かりました。ただ、今度は主要施策の成果の166ページに光ブランド創出事業で、光セクションとして新たに5商品を認定しましたとあります。

これ、主要施策の成果のほうですと、商工振興費の中にあるんですね。先ほどの予算書のほうは観光費の中にあって、これ、ちょっとページが段組が全然合っていないんですけど、なぜでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

光セクションは、認定は商工振興課が所管し、その後のPRについては観光で担当しておりますので、このような予算組みとなっております。

以上です。

○笹井委員

段がずれた理由は分かりました。

主要施策の成果については、別に記載事項をつくらなきゃいけないけど、法的な定めはない、細かい要項は決まってないんで、各自治体ごとによって違うんですけども、今の話ですと、観光費の中のリーフレット印刷は、これは主要施策の成果に載ってないというのはリーフレットの印刷だから分かるんですけども、一方で、主要施策の成果166ページにある光ブランド創出事業、これはどこの予算でやったんでしょうか。

○萬治商工振興課長

光ブランド創出事業は、光セクションとして5品を認定しておりますが、これについての事業費は発生しておりませんので、決算書に金額は出ておりません。

以上です。

○笹井委員

これは、主要施策の成果に載っておるから、それなりに大きい話だと思っております。ただ、それが予算にないゼロ予算でやったということで、私もちょっと今当初予算の概要を調べてみましたが、これどこにも出てきてないんですね。ですから、過去一時ゼロ予算でお金をかけずにやりましたみたいなのが、ちょっとはやった時代もありましたけれども、基本的にこの新規物、主要な施策の成果に載るようなものはきちんと予算を計上して、当初予算で織り込んで、総括的に説明した上でやるべきではないかと。ゼロ予算で成果だけ出てくるというのは、私はこれは、私ども審議するほうとしても数字がないんで、審議のしようがないんですけども、いかがでしょうか。

○萬治商工振興課長

光ブランド創出事業自体は、当初予算に特産品販路開拓促進補助金を計上しております。決算書には、実績がありませんでしたので出ておりませんが、予算としては光ブランド創出事業がございます。

主要施策の成果には、過去にブランド品を開発するのに補助金を出していた時期がありましたので、それと合わせて光セクション認定も載せておりましたが、先に補助金を廃止し、今続けているのはセクションの認定だけになりましたので、こういう形になっております。

以上です。

○笹井委員

はい、分かりました。もうちょっと幅広い部分では予算計上されておったというふうに理解いたしますが、ただ、やっぱり光セクションをやるのであれば、やっぱり私ども当初予算を審議する段階で光セクションをやります、こういう予算ですというのはどこかで認識したいなということを述べて終わります。

○田中委員

1件お聞きできたらと思います。決算書の143ページで、主要施策のほうも143ページ

になります。テクノキャンパス研修センターの運営事業についてお聞きできたらと思うんですけど、これは管理が替わっての1年だったと思いますので、その変化、状況について現状をお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

指定管理の頃に比べて、予約方法や利用方法等は、基本的に変更しておりませんが、直営管理後、新規の利用団体や利用者が16組程度増加したことが挙げられます。これに伴い、利用件数もコロナ前、令和元年度654件だったところ、4年度は690件の利用がございました。

以上です。

○田中委員

確かに、利用者数は前年度よりも増えているというのは比較したので分かったんですけど、それでアリーナ等の貸し館ということであるんですけど、使用状況として主に体育館部分が多いのではないかと思うんですけど、体育館部分と、いわゆる以前、過去で言ったら食堂というか広いスペースがあったかと思えますけど、こういった利用状況なのかお聞かせいただけたらと思います。

○萬治商工振興課長

現在、貸し出しておりますのが、アリーナ以外に作法室、和室、ミーティングルームがございしますが、これらは利用がなく、基本的にアリーナの利用となっております。

それから、旧食堂があったラウンジ部分は貸し出し対象になっておりません。

以上です。

○田中委員

それでは、ラウンジ部分はどのような状況になっているんですか。

○萬治商工振興課長

ラウンジ部分は、単独で貸し出してはおりません。アリーナ内が飲食禁止となっておりますので、飲食される場合はここが休憩場所として活用されることもあると思います。

以上です。

○田中委員

それでは、それは決算書の光熱水費ということで75万2,738円で、結構な金額がかかっているというのが正直な感想なんですけど、この部分について、入りのほうで利用料として13万9,350円入っていますということで先ほども説明があったんですけど、これだけ光熱水費がかかる理由というのは主には何になるんですか。

○萬治商工振興課長

光熱水費の内訳を申しますと、電気料金が約68万4,000円、残りが水道及び下水道料金で約6万8,000円なので、ほぼ電気料金ということになります。

以上です。

○田中委員

電気がそれだけかかるという理由は何なのか。

○萬治商工振興課長

やはり、アリーナを使われることによるものだと思います。

以上です。

○田中委員

分かりました。電気代がすごくかかっている中で、利用料の入りかというバランスでいうと、ちょっときついのかなという部分もありながら、市内全体の施設を見たときに、利用料とかかかっている経費というのは、ちょっと全体を考える必要があるのかなと思いますので、それはちょっと指摘をさせていただきます。

また、そもそもテクノキャンパスの物自体が、ソフトパークの進出した企業に対しての福利厚生部分の意味合いもあったかと思います。旧テニスコートにしてもそうなんですけど、現在そういった目的じゃない施設になりつつあると思いますので、先ほど言われたラウンジ部分の活用も、もう考える時期に来ているのではないかと思います。旧調理がちょっとついていたり、そういったことを生かして民間提案を頂く方法もあるかと思えますし、また子供たちの学習の場としても活用したりということもできますので、現在、今利用者の少し飲み物を飲む場所等にしか使っていないということでしたので、ぜひそういった使われていない施設の活用という意味で、今後考えていただけたらと思いますので、そのことをお願いしておきます。

以上です。

○大田委員

決算書の163ページの中段にある光消費喚起補助金1,628万4,000円ですか、それで、先ほど11団体19事業というふうなことを言われたんですが、もっと詳しくこの消費喚起補助金の事業に対して教えてほしいんですが。主要施策の成果では163ページのエのところですかね、あそこにも書いてあるんですが。

○萬治商工振興課長

光消費喚起補助金は、11団体により19事業が実施されました。このうち8団体が2事業実施しております。

実施された事業内容を大きく分けると、実施団体の会員店舗等で買物をし、一定条件を満たせば抽せんにより景品等が当たる消費喚起イベントと、これに類するようなものが12事業ありました。

また、マルシェ等のイベントを開催する消費喚起が7事業で、合わせて19事業となっております。

具体的に幾つか言いますと、例えば商店会5店舗以上のレシートを集めて応募した消費者に、抽せんで商品が当たるお買い物キャンペーンや、クリスマスやバレンタイン期間限定メニューをスタンプラリー形式でお店を巡る企画、新メニューを開発して合同飲食会で飲食してもらおうイベントの開催、それから消費喚起だけでなく、地域活性化イベントが合わさったお魚マルシェなど、それぞれの団体の創意工夫によって様々な事業が展開されました。

以上です。

○大田委員

そうすると、今これは小売業とか商店とか飲食業の事業に全部補助金を出されて、買物客を導くとかいうことの事業なんですかね、これは。

○萬治商工振興課長

商店会や料飲組合などの団体であったり、イベントを行うために事業者で集まってつくった団体であったり、そういった団体が実施された消費喚起事業に補助しております。以上です。

○大田委員

これ、申し込むにはどうしたらいいんですか。

○萬治商工振興課長

この事業は、4年度単年度事業で終わっておりますが、申込みは事業計画書を添えて市に申請頂いた後、審査するという形でございます。以上です。

○大田委員

そうすると、これは商店や飲食業の全店舗にこういうのをやりますとかいうのを啓発活動をされたんでしょうか、どうでしょうか。

○萬治商工振興課長

この事業は、事業費の対象として宣伝費、PR費も計上可能としており、団体でPRされたのもありますし、条件としてイベントをする前に記者発表をすることがありましたので、記者発表もされております。以上です。

○大田委員

それで、不用額も1,371万6,000円も出ているんですが、この1,371万6,000円の不用額

が出たという理由を教えてください。

○萬治商工振興課長

予算では、上限100万円の30事業分を確保しておりました。結果、11団体19事業でしたので、その差が不用額となりますが、予算は十分確保しておきたかったということと、3月15日まで実施するものまでを事業対象にしましたので、3月補正のタイミングではまだ確定しておりませんでしたので、このような不用額となっております。

以上です。

○大田委員

これからもこういう消費喚起補助金とかいうのが今年度でされたんですが、消費喚起を促すためにこういう事業をするというつもりはありませんか。

○萬治商工振興課長

消費喚起で言いますと、今年度は、プレミアム付商品券を実施しております。形はこの消費喚起補助金とは違いますが、その時々財源等も考えながら、そのときの状況によってできることを考えてやっていきたいと思っております。

以上です。

○大田委員

こういうふうにするということは、消費を喚起するということは、そのまち全体が活性化する一つの起爆剤にもなるかと思っておりますので、今後とも単年度事業じゃなくて、継続的というか、それで消費を促すような事業を進めてもらいたいと思っております。

次に移ります。

決算書の167ページ、岩国錦帯橋空港利用促進協議会負担金が4万円と、毎年4万円ぐらい出ているんですが、一体これはどういう事業をされているんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

令和4年度で申し上げますと、岩国錦帯橋空港が開港10周年を迎えましたことから、12月10日に記念式典を行い、翌日にかけて記念イベントを実施しております。本市もブースを出展し、観光PRとともに、光セレクションに認定されている商品を販売するなど、認知度の向上を図りました。

そのほか、利用促進に向けた取組として、PRポスターの作成や、各市町の観光名所を表紙にした時刻表の作成、マスコミを活用した情報発信などを行っております。

以上です。

○大田委員

錦帯橋空港10周年で観光イベントも開催されたと。観光地なんかのパンフレットも配ったというふうなことでございますが、岩国錦帯橋空港を利用して、光市には一体どの

ぐらいの人間が観光してきているのかどうかというのを調べられたことはありますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

市として調べたことはありませんが、協議会が4年度中、2月22日から25日の4日間で、3便を対象に搭乗者の方にアンケートを実施しており、その中で光市が目的だったという方は5%でした。調査で答えていただいた方が825人でしたので、その5%、42人の方が光市に来られ、それを年間の利用者に換算すると、あくまで計算上となりますが、約1万8,000人の方が空港を利用して光市に来られているということになります。

○大田委員

今4日間で42人で、年間1万8,000人が光市に来たではないかという答弁だったんですが、それを確信しておられますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

あくまでも推定であり、その5%を使ってということであればそうなります。

○大田委員

光市のどういうところを見られたか、その追跡調査というのをされましたか。1万8,000人に対してどういうところを観光されたとか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

それは実施しておりません。

○大田委員

4日間で825人中42人が光に行きたいと言っておられたようなアンケートやったと思うんですが、せっかくそういうような促進協議会への負担金、毎年4万円ぐらい収めているんで、光にいかにして来てもらうかという観光PRといいですかね、観光でこういうところがあるとかいうのをしっかりとPRして、光に観光客が来て金を落としてもらうということが1つの焦点になるんじゃないかと思っておりますので、今後ともしっかりと光に来てもらうように、光の観光地がどんなものがあるかというのもしっかりとPRしてもらいたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その下の周南広域観光連携推進協議会負担金29万8,000円ですかね、あれについては周南3市で行っているように説明があったんですが、今後光市に観光振興に対してどのようなメリットがあるかどうかを教えてくださいなんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

周南3市、周南市、下松市、光市で協議会を構成し連携を図ることで、観光PRや観光資源のネットワーク化を促進するなど、取組の幅が広がること、また本市の認知度の向上や、交流人口の増加による地域経済の活性化などにつながるものと思っております。

以上です。

○大田委員

では、令和4年度29万8,000円の負担金をされているんですが、取組の中で光市にお金を落としてもらおう取組というのは、どういう事業ですかね、されたのか教えてもらいたいんですが。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

協議会では、広島からの誘客を目的として、一泊二日のモニターツアーと日帰りの2つのツアーを企画しております。

その中で、一泊二日のツアーでは伊藤公資料館や里の厨をコースに盛り込んでいるほか、11月に実施した日帰りツアーでは伊藤公資料館と里の厨、2月に実施したものでは梅祭りや里の厨、その2つずつを訪れていただいております。

それからもう1つ、9月1日から11月30日の期間でぐるりんスタンプラリーを実施いたしました。これは、3市の対象施設を巡ってスタンプを獲得してもらうもので、本市ではゆーぱーくや里の厨といった10の施設を対象として、皆さんに巡っていただいております。

こうした取組により、市外からも誘客して、お金を落としてもらうことにつながったのではないかと考えております。

以上です。

○大田委員

その一泊二日とか日帰りとかで、参加人数はどのぐらいおられたんでしょうか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

一泊二日のツアーは29人で、日帰りのツアーは11月実施分が32人、2月実施分が30人です。

以上です。

○大田委員

その実績はどうなっているんですか。取組されたときの実績というのは。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

一泊二日と日帰りのツアーでどのくらいお金を落とさせていただいたのかは、数字で把握できていませんが、合わせて91の方に訪れていただいておりますので、効果はあったのではないかと考えております。

また、ぐるりんスタンプラリーは、伊藤公資料館や里の厨、ゆーぱーく、ひかり花館といった10の施設に合わせて402の方に来ていただいておりますので、効果はあったのではないかと考えております。

○大田委員

想像のとおりのお答えであったんですが、この辺、参加された方に何かお声をお聞きされたとかいうことはあるんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

一泊二日のツアーではアンケートを実施しており、少し紹介させていただくと、友人、知人に勧めたいかの質問に対しては76.9%の方がぜひ勧めたい、やや勧めたいと回答されています。また訪れたいかの問いに対しては88%の方がぜひ訪れたい、機会があれば訪れたいと回答されています。

声としては、隣の県なのに知らないことが多く、今後このようなツアーがあれば参加したい、買物をする時間が足りなかった、そういった声があったと認識しています。

○大田委員

一泊二日の29の方が参加されたんですが、これは光に宿泊されたんですか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

宿泊は光ではなく、下松で宿泊されております。

○大田委員

そうすると、光、下松、周南の3市に一泊二日で周遊されたということになるんですかね。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

そうです。光、下松、周南を周遊していただいたこととなります。

○大田委員

そういう一泊二日で来られた方でも、光に泊まれるような施設があるといいんでしょうが、光に金を落とすような取組を今後とも積極的に行ってほしいと思うんですよ。それには、光がどのような観光施設があるかとか、どのようなお店があるかというものをしっかりとPRしてから、今後とも行ってもらいたいと思っておりますので、しっかりとその事業に金をせっかく出すだけでなく、光の効果を持ってくるような取組をしてもらいたいと思っております。

また、167ページのその下のところに、観光協会の助成金が1,345万円というようになっておりますが、これに対しての把握といいますか、どういう使われ方をされているとかいう把握はされておられますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

観光協会が実施する観光振興事業に補助をしており、人件費、観光案内所として観光

案内の実施に係る経費、海水浴開設の際の安全祈願祭の実施やキャンプ場の開設、令和4年度は新たにシャワーを設置するなどの事業に補助金が使われています。

以上です。

○大田委員

今観光協会の観光案内所が冠山総合公園のところにありますが、そこに観光協会の方がいろいろおられるんですが、そこでお店なんかも利用されている人数というのはある程度把握されておられますか。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

申し訳ございません。手元に数字を持っておりません。

○大田委員

せっかく市役所の2階にあったのが、あそこの冠山総合公園の前にいい施設を造って、案内所やらを設けたのでありますから、そこに来られて、どのような観光をされるところへ行きたいとかいう案内をされるのでありますので、来訪者の人数なんかもちゃんと把握をされて、それ以上に来られるような努力をされてほしいと思っておりますので、今後ともしっかりと把握されて、事業が発展するようにして行ってください。お願いします。

○森戸委員

先ほどの気になったのでちょっとお尋ねしますが、テクノキャンパスの決算書は143ページですけど、体育館自体の照明自体は省エネタイプのものではないんですかね、当初のものなんですか。

○萬治商工振興課長

アリーナの照明は、LED化しております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。LEDもそれだけかかるんですね。了解しました。

それと、主要施策の成果の企業立地の推進事業がありますよね。166ページ。これは3タイプに分かれていて、サテライトオフィス開設型と空き店舗活用タイプ等に分かれていてということでした。それと、定住のところで、空き家改修がありましたよね、空き家改修の補助金、ちょっと主要施策の成果の何ページだったか、ちょっとページが飛んでしまったんですが、空き家改修に関して、要は何が言いたいかということ、空き家バンク自体で改修費が出るのは、調整区域の空き家に関して改修等では改修費が出ると思いますがけれども、この企業立地推進事業に関しては、そういう制限なしに空き店舗を活用する場合は調整区域、市街化区域等関係なしに交付されるものなんですか。

○萬治商工振興課長

この交付金は、その区別なく交付するものです。

○森戸委員

例えば、市街化区域内の空き家を改修して事業をしようというケース、空き店舗ではなくて、空き家という点で事業をやりたいというケースもあろうかと思うんですが、そういう場合は改修等の助成制度がありますか。もしくはそういう相談等がございましたか。

○萬治商工振興課長

お尋ねのケースで、改修費の補助はございません。そこで店舗が開けるのかという用途地域に関しては都市政策課で相談にはなるとは思います。仮に開けた場合、その改修費に係る補助ではなく、進出したものに対する奨励金の形になっています。

○森戸委員

分かりました。

一つの例として、そういった空き家を改修して事業をしたいというケースはあるのではないかと思うんですけれど、そういう部分に対して助成をするという考えはありませんか。

○萬治商工振興課長

この空き店舗等活用タイプは、空き家を改修して店舗にされる場合も対象にしております。

以上です。

○森戸委員

分かりました。例えば飲食とか、そういうケースで空き家を使ってやるというケースは相当あろうかと思うんですけれども、実際市としてそういうケースがないということなんですよね、今回の決算を見ると。ビジネスのコワーキングスペースか何かだったということなので、ということですかね。

○萬治商工振興課長

このたびは、飲食店ではございませんでした。

○森戸委員

分かりました。以前、大分前にそういう仕組みを提案したことがあるんですが、知らないうちにできていたんだなというところでびっくりしたんですけど、そのときは私有財産にお金を入れることはどうかといった回答だったので、そういうふうにな

ったということに関しては評価をいたしたいと思います。

それと、主要施策の成果の166ページの光ブランド創出なんですけれども、このブランドの創出については、この事業を始めたのはいつからだったんですかね。

○萬治商工振興課長

この事業は、平成30年度から開始し、当初3年間の予定でしたが、途中コロナで1年間実施を見送ったことと、認定品をまだ続けたいということで現在に至っております。以上です。

○森戸委員

これまでで、どのくらい認定されたんですか。

○萬治商工振興課長

今までで19品認定しております。

○森戸委員

それ自体は残っているんですかというのも聞かれましたか。要は、この19の中でどれだけ今、状況自体はどんな感じですか。

○萬治商工振興課長

19品ある中で、具体的な件数は今手元にありませんが、何品かは今作っていないと聞いております。以上です。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

昨年度リーフレットを作成する際に商品の写真撮影を行いました。3品は現在生産していないということで、リーフレットに掲載しておりません。以上です。

○森戸委員

分かりました。なかなか商品を育てていくというのは、とても大変なことでありますので、息の長い支援をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

説 明：太田農業委員会事務局長 ～別紙

○森戸委員

何点か、お尋ねをいたします。

主要施策の成果の144ページの中ほどにある農地移動あっせん事業についてお尋ねをいたしますが、農業経営基盤強化推進促進事業とありますけれども、これはどんな事業でしょうか。あっせん、こういうふうなことだろうとは思いますが。

○太田農業委員会事務局長

農業者に対する農用地の利用集積、経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するために整備された農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地の利用集積に関する農業経営基盤強化促進事業を行っています。

具体的には、法に基づく利用権の設定で、農業委員会があっせんするなどして、農地の貸し手と借り手で合意に至った内容を市に提出し、提出された内容に基づき、市は農地利用集積計画書に取りまとめ、農業委員会が承認すれば利用権の効力を有することとなります。これは複雑な手続を要することなく、農地の貸し借りができる制度となっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。この164件のあっせんのうち、新規とか継続したものの内訳が分かりますでしょうか。過去の動きも分かればお示しいただけたらと思います。

○太田農業委員会事務局長

令和4年度は、記載のとおり合計164件で、そのうち新規が45件、更新が119件となっております。

令和3年度は104件、そのうち新規が17件、更新が87件、令和2年度は150件のうち新規57件、更新が93件、元年度は197件のうち新規が101件、更新が96件となっております。

以上でございます。

○森戸委員

了解いたしました。

で、決算書の145ページの山口県農業会議負担金23万2,000円についてなんですが、これはどういった団体で、どのような活動をしているのでしょうか。

○太田農業委員会事務局長

まず、農業委員会の組織系統を説明いたしますと、市町村に農業委員会、都道府県に農業会議、全国に全国農業会議所の3つの段階から成り立っております。

山口県農業会議は、農業委員会等に関する法律に基づき昭和29年8月に設立された法人で、農地法の規定に基づき、権限を行使する法令業務の執行、また、農業生産力の発展や農業経営の合理化に寄与するための意見公表、情報提供、調査研究等の役割も担い、市町の農業委員会とともに地域の農業を守っていく活動を進める上で重要な組織となっております。

以上でございます。

○森戸委員

いつか太陽光パネル等の取扱いに関して質問したことがあるんですけども、たしか、こういった県の農業会議か何かにそういった要望が上げられたというようなことがあったと思うんですが、そういうことで間違いなかったですか。ここに要望を上げてというような、そんな動きをされていませんでしたか。

○太田農業委員会事務局長

毎年、県内の各農業委員会は、山口県農業会議に対して、農業政策の改善に関する意見を提出しており、光市農業委員会からも意見を提出しております。

山口県農業会議はこれらを取りまとめて、県知事、国会議員、政党関係、あるいは全国農業会議所などの関係機関に意見書を提出しております。

以上でございます。

○森戸委員

最近で県の農業会議に上げられた要望というのは何かあればお示しいただけますか。4年度、あれば。

○太田農業委員会事務局長

光市農業委員会が4年度に山口県農業会議に要望した事項は、太陽光発電に関するものとして、台風等により近隣の田畑に部品等が飛散するなどの被害が生じないように、また、耐用年数を過ぎた施設が放置されるなどの問題が発生しないよう、法整備をお願いしたいなどの内容で提出しております。

そのほかにも、山林が荒廃して、隣接する圃場の育成の妨げになっている状況を踏まえて、緩衝帯の設置などについての意見を提出しております。

以上でございます。

○森戸委員

要望した結果、どのようなことになったんですか。例えば、さらに上部組織である全国のほうに行ったりとかを含めて、そういう続きの流れが分かれば、活動結果が分かれば、お示しいただけますか。

○太田農業委員会事務局長

こうした要望は、順次上のほうに上がっていき、国は要望事項や全国の実情を踏まえて、太陽光発電に関しては、施設設置後の設備管理を含めて、ワーキンググループで協議を行っております。

先ほど申しました圃場の育成については、ピンポイントで項目には上がってはおりませんが、農地保全の取組の推進が国に上がっております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。この負担金を出しているという意義に関しては、よく分かりましたので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

説 明：西村経済部次長 ～別紙

○小林委員

それでは質問のほうをさせていただきます。

まず、主要施策の成果についての157ページのうち、新規漁業就業者の自立支援についてお聞きをします。令和3年度に新規漁業就業者数が2名に増員となった一方で、令和4年度1月末をもって1名、令和4年度6月末をもって1名が離職をされていますが、ここの離職の要因をお示してください。

○西村経済部次長

新規漁業就業者の離職の要因について、令和4年1月末の離職者は、操業中の事故に伴う心身の病気により、漁業の継続が困難となったものです。また、令和4年6月末の離職者は、一身上の都合によるものとなります。

以上でございます。

○小林委員

状況が分かりました。

もう一つ、この新規漁業就業者の自立支援に関連してお聞きをしますが、今現在、主要施策の中では、新規漁業者の経営が安定するまでの一定の期間、県と市の支援が行われていることは理解しております。ただ、現状の新規就業者の数というところを考えると、さらなる、いわゆるなつた人、なる人に対する対策が必要だと思いますが、この点についてお示しをください。

○西村経済部次長

新規就業者の確保は、県漁業協同組合光支店と連携し、取組を進めています。令和4年度の状況を例に御説明いたしますと、6月に県漁協光支店が山口県漁業就業フェアに参加申請を行っております。このフェアに参加することにより国費の補助を受け、研修生を採用することができます。

8月に開催された山口県漁業就業フェアに参加し、漁業就業を希望している人材と募集している漁協とが直接面接を行い、研修候補者の絞り込みを行います。なお、令和4年度は4名の方と面談を実施しています。

9月にフェアで面談した希望者に短期研修として数日間の漁業体験を行ってもらい、

漁業の概要や船上作業の内容、注意点を学ぶ場を用意しております。

10月には短期研修を実施した希望者にヒアリングを実施し、感想や就業への意欲を聞き取り、指導者となる漁業者の意見も踏まえ、研修生として受け入れる人について検討します。令和4年は1名決定いたしました。

この研修生は、令和4年11月から2年後の令和6年11月まで、漁師になるための技能や技術を学び、漁業者として就業する最終確認が行われた後に、新規漁業就業者となる見込みとなっております。

このように、新規漁業者の確保に当たっては、事前の漁業体験や面談などを通じて慎重に人選を行った上で、その後2年間指導者の下での研修などを経て、新規就業することとなります。

令和4年に2名の離職者が出ておりますが、2名とも独立後4年以上が経過し、いずれも経済的な理由が原因ではないと我々は考えております。今後も本市での漁業就業が就業者にとってより魅力的なものになるよう、新規漁業者や漁業研修生とのコミュニケーションを図りながら、必要な支援等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○小林委員

いわゆる新規漁業者に対する取組というところは、すごくよく理解ができました。特によかったなというところは、事前に研修をして、そして技術を学んでいく上でも、しっかりきめ細やかなフォローができていること。これは大変すばらしいと思います。

その上で、新規漁業者の研修設置を決めているということで、あらかじめ適性等もしっかりと見極めているということですね。はい、分かりました。

私からは以上でございます。

○森戸委員

何点かお尋ねをいたします。主要施策の成果の145ページで、農業総務費があります。ここの農業面積、耕地面積であるとか、農家数の推移の販売農家が平成22年から比べると、534件が288件と。この農業を考えたときになかなか厳しい状況だなと思います。事務事業の中で集約化やあっせんやマッチング、ブランド化、里の厨の運営、地産地消、様々な補助金、新規の就農の支援、有害鳥獣とか、害虫の対策、農地の保全対策、農道維持管理など、多くの事務事業が行われておりますけれども、これだけの事業をして、農業自体はうまくいっているのかどうか、その辺のところはどんな指標で評価をすればいいのかなと思います。

ゆたかな社会に向けたまちづくりレポートの50ページを見ると、農家の合計生産量が3.6億円というふうに書かれています。ここで、その金額に対する評価は特にないんです。この3.6億円の生産量が、地元の食材を購入している人の割合までは当然賄っていないんでしょうけれども、それぞれの施策はきっちり遂行されていると思いますけれども、どのように評価をしたらよろしいんですか。評価ではBになっていますけど。

○影土井地産地消担当課長

まちづくりレポートや第3次総合計画において、農業の振興を成果指標に定めており、総括してB評価となっております。

詳しく申しますと、新規就農者数や認定農業者数は策定時より増加しており、また、高付加価値化の取組数や生産者と消費者の交流機会参加率の増加など、こうした指標から汲み取っていただけたらと思っております。

また、まちづくり市民アンケートの項目の一つでもある、地元の食材を購入している人の割合は、策定当初から4.1ポイント低下しています。

総合評価はB評価となっておりますが、地元の食材を購入している人の割合は低下しておりますので、こうした現状を真摯に捉え、引き続き、里の厨や様々な販売所を通じて、地元農林水産物の購入促進に向けて、様々な工夫を凝らしたPR等もしていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

例えば、農業就業人口当たりの農業出荷額とか、産出額か。これを例えば周南3市とかで比較するとどうなんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○影土井地産地消担当課長

主要施策の成果145ページのウ「水稻作付の状況」に掲載していますが、令和4年度の本市の作付面積は322ヘクタール、収穫量が1,600トンでございます。

周南3市の状況は、農林水産関係の市町村別の統計では、下松市が作付面積113ヘクタールで、収穫量が529トン、周南市は1,040ヘクタールの5,300トンでございます。

光市は、水稻の作付を主にしておられる現状がございます。周南市等より5分の1程度でございますが、光市の基幹作物でありますので、その作付、収穫量を増やしていけるような努力も必要かと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。人口当たりの農業出荷額というところの比較ということでもいいですか。今の比較は。

○委員長

影土井課長、よろしいですか。どうですか。

○影土井地産地消担当課長

3市それぞれの総作付面積と総収穫量をお答えしたものでございます。

○森戸委員

分かりました。それと、同じく51ページのゆたかな社会に向けたまちづくりレポートで、有害鳥獣対策の推進に関しては、評価はBということなんですけれども、この成果指標の中に大型金網柵の面積、これについてなんですけど、これが主に市内でいうと分布しているのはどの地域になりますか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

型金網柵は、塩田地区が主になっております。
以上です。

○森戸委員

だと思います。それ自体非常に効果が高いということですので、これをどう市内に広げていくかというのが一つの課題ではないかなと思いますが、その塩田以外でなかなかこれに対する取組がないというのは、何か理由がございますでしょうか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

この補助金は、国の補助事業になりますが、補助要件に、受益戸数が3戸以上であること、大型金網柵は受益者で設置すること及び設置後14年間、受益者が責任を持って適切に維持管理をすることなどが示されております。

こうした状況から、これらを守りながら維持管理を続けていくことができる経営体を農事組合法人と想定し、平成30年度から塩田地区で実験的に進めてきております。

もちろん他の地域での利用も検討する必要があると思いますが、現状、確認できているスキームは、農事組合法人を中心としたものとなりますので、PR等は各農事組合法人に行っており、他地区でも条件等がそろえれば進めていきたいと考えております。

以上です。

○森戸委員

それ自体は他地区でのお勧めは、PRといたしますか、されているんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

農事組合法人など大和地区以外でも進めております。
以上です。

○森戸委員

いや、進めた結果、今のようなハードルがあって断られたというか、取組がないというのが現状なんですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

そういったことが現状です。
以上です。

○森戸委員

となると、非常に効果が高いものですが、そこ以外は広がらないということの裏返しだと捉えるんですけど、いかがですか。

○弘中有害鳥獣対策担当課長

現状、なかなか広がっていかないのが正直なところですが。
以上です。

○森戸委員

了解しました。非常にいい取組だと思いますので少しでも、ハードルの部分もありますけれども、引き続きPRをしていただけたらと思います。

それと、その次の林業の振興についてをお尋ねをするんですけども、林業も様々な事務事業が行われております。まず、このゆたかなまちづくりレポートでは、評価がAということなんですけれども、その中の竹林面積に関しては、策定時の322ヘクタールから298ヘクタールに減っているんですけども、その減った理由というのは、どういった施策を打って減ったということになったのでしょうか。

○西村経済部次長

竹林面積の減少は、竹林を伐採して、そこに広葉樹を植えるなど、竹が再度生えてこないような事業を市と県併せていろいろと取り組んでいるところです。
以上でございます。

○森戸委員

広葉樹でいうと何になるんですか。

○西村経済部次長

山桜を推奨しております。

○森戸委員

その山桜なんですけど、これ自体は材といいますか、木材といいますか、なかなかお金に変わらないものではないかと思うんですけども、一般的に県内では杉とかヒノキとか、お金に変わる木材を植林をして、林業が営まれていると思うんですけども、光市がその山桜を選んだ理由というのは何なんですか。

○西村経済部次長

市が山桜を推奨している理由は、本市の森林の林野率とか人工材率が共に全国平均と

比較して約2割下回る水準、つまり、他と比べると山が非常に少ないという特徴があります。さらに、私有林の人工林面積は全国平均の約4割という水準にあり、杉やヒノキ等の人工林を主体とした木材生産活動が限定的となることが推測されます。

そのため、本市では、森林の公益的機能の維持、増進の観点から、保育間伐施策による環境保全型を主体とした取組を行っているため、竹林を伐採し、広葉樹林を造林することで、景観の形成や維持管理の軽減に努めております。

経済林とするには杉、ヒノキを植えることになりませんが、森林組合の意見によると、先ほども申し上げましたとおり、本市の山林面積がある程度小さいこともあり、木材搬出に必要となる作業道整備を含め必要な経費が大きくなります。それに対して現状の流通価格で木材を搬出しても収益が限定的になるため、少し消極的になる傾向がありますので、それなら、山というのは経済林だけではない、多面的な様々な機能がありますので、それらを重視しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

環境保全型の森造りだと、なかなか林業として成立をしないといいますが、そういう立地に光市があるんだというのはよく分かりましたんですが、ここ最近ですと、木材の生産がずっとありません。なので、今後生産が多少でも出てくるんだろうとは思いますが、そうなる、何ていうんですか、産業としての林業はなかなか厳しいといいますが、それだともう本当に環境保全、災害を起こさない山造りとかそういう傾向になっていきますけど、その辺のところはどう思われますか、要は経済的なバックがない政策ということになりますか。

○西村経済部次長

森林整備を進めていく一番大きな母体は、森林組合になると思いますが、光大和森林組合は、前身の光と大和が合併しても経営規模が非常に小さく、そのエリアの中だけで活動してきたいきさつもあり、このような施策になっていると思われま。

この辺はまだ私もよくわかりませんが、昨年、6月の森林組合の合併により、経営規模拡大を図る中で、経済林の活用などの施策があれば、転換していくことも考えられます。木材は造林してから伐期まで、30年、40年、期間を経るものなので、簡単に方向性を変えるのは難しいものと思います。しかしながら、将来50年後とかの話にはなるのかもしれないですが、取り入れられるものは取り入れて進めてまいりたいと考えております。

○森戸委員

単純に植林で経済林を植えてないんですから、お金になかなか変わりにくいとは、もう現時点でそういう政策ですから難しい。林業としてはなかなか厳しい状況なのかなというのが私の理解なので、この評価のAというのは、いわゆる環境保全型としては、私はAだとは思いますが、経済的という側面を追求するという点においてはAではないか

なと思いますので、そういう方向性も県内の中でも非常に珍しいと聞いてますので、山桜を植え続けているというのは、これは県等にも確認をしたんですけれども。その辺は少しまた、産業としての取扱いの部分に関しては、今後少し考えていただけたらなと思います。

それと、水産業の振興についてお尋ねをするんですが、同じこの53ページに、まちづくりレポートに、評価としてはCという形になっています。で、年間のその漁獲高というんですか、それを単純にどう見たらよろしいんですか。この漁業の合計生産量イコール漁獲高とはまた違うでしょうし、その辺はなかなか出てこないんですけど、どこに表記されているんですか。

○西村経済部次長

漁獲高は、毎年行われる港勢調査に基づいたデータがありますので、これで漁獲高を把握することは可能であります。

以上です。

○森戸委員

であれば、今まで、その前の前とか出てるはずなので、その辺の推移といいますか、その辺が示していただけたらと。

○西村経済部次長

光と牛島、2つ漁港を合わせた漁獲高は、平成30年が99.9トン、令和元年が109トン、令和2年が86トン、そして令和3年が66.2トンになります。

以上でございます。

○森戸委員

ちょうどその平成30年、今言われた漁獲高の経年変化と組合数の推移を重ねて言うことが可能ですか。

○西村経済部次長

まず、平成30年が正組合員数39名、漁獲高99.9トン、令和元年が正組合員数34名、漁獲高109トン、令和2年が正組合員数34名、漁獲高86トン、令和3年が正組合員数31名、漁獲高が66.2トンになります。

以上でございます。

○森戸委員

近年、漁船の油が高騰して、なかなか実際のところは非常に厳しい経営状況にあると思いますので、そういった中で、要は、あとはどう収益を上げていくかのところだと思うんですけど、そこでちょっとお尋ねをすると、主要施策の成果の156ページで見て、なかなか放流をして漁獲に結びつくのがなかなか追えないというのが今までだったと思

うんですけれども、まず、この中間育成とかこういった水産業の振興の今、156ページには、光・熊毛栽培漁業センターでの育成とか放流とか、その辺のところが書かれているわけなんですけれども、この中間育成とか放流にはどのぐらいの費用がかかっているんでしょうか。

○西村経済部次長

中間育成放流にかかる費用は、光・熊毛地区栽培漁業協会の公益目的事業に当たるものと考えており、その事業費総額は令和4年度でおよそ4,900万円となっております。以上でございます。

○森戸委員

今のお金で、この栽培漁業センター、光・熊毛地区栽培漁業センターの本場、分場が運営されているというような理解でよろしいですか。

○西村経済部次長

公益事業として、中間育成や放流に関する事業は、この予算で運営されております。

○森戸委員

光分場についてなんですけれども、ここはどのぐらいのスタッフで運営をされておられるんですか。それと、分担金も400万円程度出ていたと思いますが。

○西村経済部次長

光分場の栽培漁業協会の運営状況は、まず栽培漁業協会の職員が1名、それとパート職員2名、この3名体制で運営を行っております。以上でございます。

○森戸委員

その3名体制なんですけど、ちょっとこの表から見ると、アワビのところにウイルス性の疾病発症により殺処分というような形なんですけど、その原因といいますか、その管理体制でどうだったんですか。なかなか対応ができなかったのか、その辺のところはいかがですか。

○西村経済部次長

主要施策156ページのウイルス性の疾病発症により全個体を殺処分した経緯について御説明します。協会から聞き取りを行ったところ、光分場ではアワビの中間育成を行っており、令和4年度は7月下旬から約5万個の育成を行っていましたが、受け入れた当初から餌を食べない弱い個体が確認されていたことから、十分に注意しながら飼育を行うこととしておりました。

こうした中、9月初旬までは死んでしまう個体は1日あたりに100個未満でしたが、

それ以降、急激に増加を始め、9月中旬には1日当たり400個を超える状況となりました。

こうした状況から、これらの個体を山口県水産研究センター、内海研究部に持ち込み検査したところ、ウイルスが検出されたため、対応策として殺処分及び施設の浄化を行うことが決定されたものです。ウイルスは天然海域にも生息するもので、人体に影響はございませんが、ウイルス感染によりアワビの成長が妨げられます。

また、放流についても放流先を汚染する可能性がありますので、放流の実施は困難とされております。

原因について、環境の影響や稚貝の個体差によるものが考えられますが、アワビは海水温の上昇に弱く、高温になると体力を消耗してウイルスなどに感染しやすくなり、また感染に対する免疫力にも個体差があると言われております。

原因究明を図るために、協会として育成の管理に問題がなかったかについて、過去の状況などと比較するなどの調査を実施しておりますが、特に問題点などは見つかっていないと聞いております。

令和4年度は県内他市でもアワビの殺処分が発生しているという状況などからも、海水温の上昇が関係しているのではないかと考えられております。今後もこれまでの経緯に加え、海水温や稚貝の個体差という要因についても十分に注意を払いながら、中間育成に努めていく必要があると聞いております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。で、結局のところ、今の現段階では殺処分をして、またアワビに関してはどうされておられるのですか。さらにまた、5年度の話になりますけど、5年度は再開したとか、その辺のところはいかがなんでしょうか。

○西村経済部次長

このアワビの中間育成は、継続して実施しております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。いろいろ今の原因についてもお話をされましたので、またそれを基に中間育成に取り組んでいただけたらと思います。

それと、一番下の赤、令和2年からアマダイについて、これは放流ですか、放流を開始されたということなんですが、この魚種を選んだ理由と伺いますか、それは何かあるんですか。

○西村経済部次長

この魚種を選んだ理由は、漁業者からの要望によるものでございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。基本的に先ほども聞きましたけれども、トン数も下がってきて、組合員も徐々に少なくなっているような状況で、どういうふうに収入を稼いでいくかというところで見ると、やっぱり整備を目指していた拠点施設がありますよね。が、当初のとおりいろいろな機能がきちんとつくられて、農業と比較をすると販売できる場所が増えたり、そういうところがやっぱり一番求められているのかなというふうに思いますので、やっぱりそこに力をぜひ入れていただきたいなと思います。

その辺のところについて、漁業全体の振興について漁業者の漁獲を上げて、参入者を増やしていく、それについてまとめて何かあればお願いできたらと思います。要は拠点施設のそういうところの整備を目指していくんだとかです。

○西村経済部次長

漁業者の状況は、高齢化に伴い、急速に減少している状況です。漁業を継続していくためには、新たに漁業に就業する人をまず育成して、その育成された人が、またその次に就業してくる新規漁業者を指導していく、そうした継続性のある仕組みとして、我々がしっかりサポートしながら漁業を進めていくことが、今、一番、本市で進めていかなければならないことだと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

それでは今の水産業から。今、概要について大体分かったんですが、栽培漁業センターではトラフグをやめるというような話を聞いたんですが、そういう状況ではなかったですか。

○西村経済部次長

トラフグをやめるというお話は聞いておりません。

以上でございます。

○河村委員

恐らく出荷が悪いのか何が悪いのか知りませんが、昨年だったですか、お邪魔した折にはそういうふうな話をされておまして、そういう話はないんですね。

それから、クルマエビが主力で、相当メインといいますか、あそこの運営経費そのものを賄うほどの収益を上げているんです。で、お一人の方が主体になってやられているので、あまり依存度が高過ぎると、万が一の際には経営そのものにも影響があると思うんですが、そのあたりのところの見通しをお持ちですか。

○西村経済部次長

見通しといたしますか、クルマエビ養殖の状況は、かなり好調で、うまく運営されているものと認識しており、特に懸念しているところはないと考えています。

以上でございます。

○河村委員

過去を遡ってみると、クルマエビをやってきた圃場といたしますか、養殖場については、10年とか20年とか必ず今の菌というか、そういった被害に遭って壊滅をして、なかなかそこが立ち直れないんですよ。

そうすると、そこ一辺倒にすると、あまりにも影響が大き過ぎるんで、ほかのものもやりながらというようなやり方のほうが望ましいんだと思うんですけどね、あまりその比重が高過ぎると、今までよそのクルマエビのそういった養殖場を見て、秋穂は何かうまくやっていますけどね、ああいうケースは本当に珍しいんで、その辺りのところは御注意をしていただいたらと思います。

それから、先ほど組合員数の話があったんですが、昔は正組合員の出漁日数というのがあったと思うんですが、今この正組合員について、漁獲高とどのような関係になっているのか。

○西村経済部次長

正組合員となるためには出漁日数が定められており、90日以上出漁することが定款で定められております。

以上でございます。

○河村委員

なるほど。従前はたしか180日じゃったと思うたんじゃけど、90日以上の出漁日数で正組合員と。すごい少ないね。はい、分かりました。

それから、主要施策の成果の158ページ、真ん中辺の光漁港海岸の放置艇について、大変お世話になったと思います。12艇も処分していただいて、結構環境的にはよかったんではなかろうかと思います。

レジャーボートについて、何か漁港で管理ができるんだと、こういうような話もあつたりするんですが、今状況が分かりますか、この時点で結構ですが。

○西村経済部次長

本市にある戸仲、八幡、西ノ浜の3つの漁港でそれぞれ漁業者管理の下、レジャーボートの数を把握して適切な管理を進めている状況であります。

以上でございます。

○河村委員

適切な管理というのが難しいんですが、要は一般開放といいますかね、通常のレジャー船、遊漁船を、要は漁師が持っている船の空きがあるために、そこに係留をして、当然係留賃をもらったりするんですが、そういった、要は管理方法——適正に管理されていると思いますが、その管理方法。

今、光井港にレジャーボートを係留していると思うんですが、そういったものとの整理の問題を含めてですね、分かっています。

○西村経済部次長

まず光井港は、漁港ではありませんので、把握できておりません。

漁港の管理は、漁業者が漁業に使用することを目的としており、まず、漁業者と競合しない範囲での利用が原則になります。

そのため、プレジャーボートの係留位置、その他については、漁業者とその都度調整を図りながら決めております。

以上でございます。

○河村委員

だと思いますが、要は公平性という観点から、どういうふうな申込方法から始まってね、恐らく持っている人にとっては困っていることがあると思うんですよ。そういった中で、適正に管理をしていただけるんなら、申込みをしたいという人はたくさんおられると思うんで、そういう公平性の観点から、その後レジャーボートをどうするのか。

○西村経済部次長

漁港にプレジャーボートを係留してよいということを市から積極的に発信する取組は行っておりませんが、現状、水産庁のマニュアルにプレジャーボートの活用を示している内容は、漁業者と競合しない範囲での管理運営を検討していくというものだったと記憶しておりますので、例えば、利用したいという方がおられれば、市が漁協につながりというお手伝いはできるのではないかと思います。

以上でございます。

○河村委員

おっしゃるとおりで、そういう仲立がないと適正な管理に向けてうまくいかないのではないかなど。そうすると、漁港の中の併せて整理も含めてね、当然、船を係留するところに荷さばき場を持っていますので、そういうことも含めて整理をしていただいたらと思います。

それから、フィッシングパーク光のところで、調査をやられて入札減があったんですが、これは調査内容の変更なのか、入札減なのか。

○西村経済部次長

令和4年度にフィッシングパークの調査業務を実施した結果明らかとなった棧橋部分

の比較的大きな損傷箇所について、新年度早期に工事を開始する必要性等を考慮して、図面などの実施設計を追加で進める検討を行っていましたが、検討の結果、構造上大きな影響はないことが判明したため、これらの作業を取りやめることとしたのが理由でございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりやすう言ってくれませんか。栈橋がそこまで悪くはなかったと。そうすると設計変更をそこでしたのか、その辺がちょっとよう分かんが。

○西村経済部次長

まず、令和4年度に行った調査業務は、あくまで外観がどのようになっているか。例えば栈橋が腐食しているとか、腐食だったらどの程度腐食しているかとかなどを確認する業務です。

その結果、かなり大きな腐食が見られる箇所が数か所あり、その部分が、例えば、構造的に何か事故につながるような場所であれば早期に対応しなければならないため、その部分を国や県、コンサルなども含めて安全性を確保するための早急な対応の必要性について検討した結果、安全であるということが確認されています。このたびの不用額は、入札減として委託料に予算残額がありましたが、次期5年度に早期対応が必要な場合に備え、それらを用いて、実施設計等の対応を考えておりました。

結果として、それが不要になったために、今回不用額としてお示しすることになったとものでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。今、158ページの最下段には、目視と潜水調査一式と書いてあるんですが、支柱の部分、コンクリートですよ。途中でやり替えたかどうかちょっと記憶にないんですが、やり替えていないような気がするんですが、もう60年以上たったんじゃないかな。その辺りのコンクリートの調査は目視じゃないんでしょう。

○西村経済部次長

栈橋は鋼製です。（「栈橋だけ」と呼ぶ者あり）はい、栈橋です。

○河村委員

それでは、149ページで決算書のほうです。上段から3段目の県営土地改良事業でトンネルというふうに言われたんですが、この市役所の上のトンネルのことを言うてんですかね。

○西村経済部次長

そうです。市役所の前の道路をずっと光井方面に行く、ちょうど旧大和町と旧光市の境になるトンネルでございます。

以上でございます。

○河村委員

道路を造ってからずっとそのトンネル、修理やったり調査やったりいろいろやるんだけど、何か根本的に直すことはない。

○西村経済部次長

トンネルを根本的に直すにはまた莫大な費用がかかると思います。

それと比較すれば、悪い部分を修繕し、長寿命化工事を行って延命させるほうが、経済性で有利になると思います。また、トンネル本体も調査の結果、十分な強度を有しておりますので、現状は長寿命化対策工事で対応していくこととしております。

以上でございます。

○河村委員

よかったこと——よかったことちゅうのは西河内線を県に上げて、この農道を市がもろうてよかったことは、どっちも草を刈ってくれるからやね、その点だけありがたいね。それ以外にええことはないんでね。分かりました。

それから、その下の単独土地改良事業で、先ほど線路へ行かないようにガードレールをやったと、こういう話で、それはそれでよかったと思うんですが、土地改良事業になるの。

○西村経済部次長

農道の附属物をつくるということで、土地改良事業として予算に計上しております。

以上でございます。

○河村委員

それから、151ページの上段の2段目、光市土地改良事業補助金211万円ですが、千田郷のポンプと大和というようなことを言われたんですが、ちょっともう少し分かりやすく具体的にお願いできますか。千田郷が幾らで、それ以外が幾らか。

○西村経済部次長

まず、千田郷土地改良区は、ポンプ場出入口の道路を改良したもので、交付額は108万3,000円になります。

もう一方、大和土地改良区は農業水利施設及び農道施設の長寿命化対策工事を実施したもので、交付額は102万7,000円になります。

以上でございます。

○河村委員

その下の多面的機能支払交付金、草刈りという話は聞こえたんですが、それ以外ちょっとよく分からなかったんで、もう一回説明してください。

○西村経済部次長

多面的機能支払交付金は、農業の多面的機能の維持発展のための地域活動、営農活動に対して支援を行うもので、農業活動、いわゆる草刈りや泥上げ、また農業用施設、水路、農道、ため池等の維持管理及び更新も行うことができる事業です。

以上でございます。

○河村委員

それで1,879万円ほど使っているわけですが、その中身。

○西村経済部次長

主要施策の成果149ページ一番下、(2)農地保全管理事業、多面的機能支払交付金のところで、共同活動は、草刈りや保全管理をするもので、例えば水路がひび割れていたら目地を補修したりします。長寿命化対策工事は、例えば水路が老朽化して利用ができないということになれば、全部更新してやり替えたり、砕石の農道の舗装を行ったりとかしています。

かなり広いエリアで、細々としたいろいろな活動に対して、面積に応じて交付金を交付するものなので、どうしても、そういう大ざっぱな説明になりますが、内容としてはそういうことになります。

以上でございます。

○河村委員

よく理解ができないんですが、このお金は、今の土地改良区に交付をしてじゃないんですか。要は、お金のどういう利用方法をされているのか。

○西村経済部次長

主要施策の成果で、一番上から千田郷環境保全会、石城の里を守る会、鹿ノ石を守る会、つかり水と緑の会、佐田保全会の5つありますが、これらの団体が、それぞれ自分たちが所有する田の面積を事前に事業計画として提出してきて、それぞれ面積当たりの単価が決まっておりますので、それらをもとに補助金を交付する事業になります。

以上でございます。

○河村委員

そのお金の管理はどういう状況になっちゃるんですか。

○西村経済部次長

それぞれ、まず、申請がありましたら、市が審査して、団体に対して交付金を交付しています。最終的に実績報告などを行った上で内容確認等を行っております。

以上でございます。

○河村委員

だとするならば、例えばこの1,879万円を千田郷が幾ら、石城の里が幾らというふうに決まっていれば、その内訳を教えてください。

○芳岡経済部長

主要施策に載っております各活動団体ごとに申しますと、千田郷環境保全会が243万2,000円、石城の里を守る会が647万4,000円、鹿ノ石を守る会が58万4,000円、つかり水と緑の会が671万9,000円、佐田保全会が257万9,000円となっております。

○河村委員

随分大きな金額が出ているんですが、お金の管理というのは、何に使ってもええところという話なんですか。結構大きいところ、つかりじゃったら671万円の交付を受けて、あと報告書を出せば何に使ってもいいという話になるの。

○西村経済部次長

事業計画を申請する際に、使える方法が決まっているため、その内容をまず市が審査して、最終的には実績報告が出た段階で確認しております。

以上でございます。

○河村委員

当然だと思いますが、要は支払いについて、では、どういう支払いがあるというとおかしいんですが、領収書等と恐らく付き合わされているとは思いますが、その中身について、人件費なのか、あるいはそういった物の購入費なのか、そういった中身の内訳が分かります。

○西村経済部次長

これは団体ごとに規則等を作成し、例えば、1日草刈りに1回出たら幾らというルールに応じた金銭の支払いを行い、最終的にそれが行われているかどうかを我々が会計をチェックして、適切に支出されているかを確認するという流れになります。

以上でございます。

○河村委員

この事業はいつから始まって、ずっと未来永劫続く話ですか。

○西村経済部次長

1回の取組で5年間は継続しなければなりません。もし途中でやめた場合は補助金を返還しなければならない縛りがありますが、5年ごとに更新する事業になります。

以上でございます。

○河村委員

5年ごとに更新して、結構続いていけるわけね、10年、15年。ちょっとお手盛りのような扱いになると話が飛躍してどんどんいきますから、お金の管理だけはしっかりしてやっていかないと、あそこ行ったら1日5,000円出るとかね、そういうふうな話はやっぱり具合が悪いんで、通常、今クリーンなんかでみんなが出て草刈りやっていますし、旧大和においては、草刈りをするのに各自治会に結構な金額配っていますから、そういったところも含めて、お金の管理だけは適切にしっかりやっていただけたらと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

決算書の151ページの上段の下、農業水路等長寿命化・防災減災事業、令和3年度事業計画策定委託料ということですが、事業計画を策定して、その結果、一体これからどういうふうにしていこうとされているのかというのをちょっと教えてもらっていいですか。

○西村経済部次長

主要施策の成果150ページの(4)農業水路等長寿命化・防災減災事業に記載してあります。

当該事業は、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の防災・減災対策を行うため、老朽化が進む防災重点農業用ため池の廃止工事に向けた事業計画を策定しました。ため池の廃止に向けて、国への申請資料を作成したものです。

以上でございます。

○河村委員

はい、分かりました。それから、その下の農村婦人の家のところで、真ん中辺、周防多目的集会所の管理運営事業95万6,000円なんですけど、光熱水費が31万4,800円、浄化槽清掃維持管理22万2,000円、清掃委託15万4,000円、草刈り10万8,000円。何をするこれ施設かいね。このように上げ膳据え膳してまで管理せんにやいけんようなもの。

○影土井地産地消担当課長

周防多目的集会所は、条例で農業・農村の活性化を図るため、農業振興の拠点施設として設置しております。

以上でございます。

○河村委員

条例は分かるんですよ。で、利用状況をほいじゃ教えてください。

○影土井地産地消担当課長

利用状況、主な利用者になりますが、自治会や土地改良区、また諸団体等が利用しております。

以上でございます。

○河村委員

自治会というたら総会を年に1回、土地改良区でも総会を年に1回程度なんで、あとは恐らくその他ということになるんでしょうけど、光熱水費が今の水害の後、エアコンやなんかみんなやり替えて31万4,000円、エアコンが恐らくほとんどだと思うんです。それが31万円かかると。

それから、鍵管理だって10万円払っているんですが、恐らく歳入は全部でそんな大した金額じゃなかったですよ。もしそこでミスマッチが起こっているんなら、そのミスマッチを解消するようなことをしていかないと、95万6,000円も何かしらん、お金を垂れ流しているような雰囲気がありますので、条例改正まで含めてやっていかないと、あくまでも受益者負担をどう求めるのかということところはよく整理をしてください。恐らく何かの折にまた話をしますよ、これ。

それから153ページ、林業振興費のところ、先ほど市民の森自然観察林保育事業委託料、コバルトラインの6か所というふうな話をされたんですが、次のページの上段、地域が育む豊かな森林づくり推進事業委託ということで191万円、コバルトラインのやすらぎの森というような話をしていただいたんですが、その因果関係を併せて説明してもらっていいですか。

○西村経済部次長

まず、市民の森自然観察林保育事業委託料は、都市周辺近郊地域に優れた保健機能と併せて治山治水機能が期待される森林を造成し、自然との融和、調和の取れる社会を実現するために憩いの場を提供しようとして、山口県が整備した市民の森について維持管理を行うものです。

令和4年度は、四季の森、萩の平、市民の森、幸いの森、やすらぎの広場、コバルト台地の6か所について維持管理を行っております。

業務内容は、下刈り工4.75haと低木の整枝工などを実施しております。

もう1点、やまぐち森林づくり県民税関連事業は主要施策の成果154ページにあります。森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、やまぐち森林づくり県民税を活用して、集落周辺の山林に有害鳥獣防止対策として、緩衝帯の整備、修景伐採等の景観保全に取り組んでおります。

内容は、地域課題対策として室積で修景伐採工を行ったほか、中山間地域対策として三井に緩衝帯設置、いわゆるイノシシ対策を実施しております。

以上でございます。

○河村委員

さっきの説明では、やまぐち森林づくり県民税関連事業の地域を育む豊かな森林づくり推進事業委託は、コバルトラインのやすらぎの森って言うちゃったが、そうじゃあなかったの。

それが室積のね、これがやすらぎの森ちゅうんじゃったら、さっきも6つの中にやすらぎの森が入っちゃったね。

○西村経済部次長

市民の森は、草刈りや枝の切り落とし等を行っており、やすらぎの森は眺望を確保するため、大きな木を切る修景伐採を行ったものです。

○河村委員

やっていただくことはありがたいし、ええんですいね。やっちゃいけないちゅうんじゃない。ただ、今まである意味ほったらかしの状況の中で、人もあんまり来られない状況じゃったわけですが、これはどうするんですか、これから先。

今、コバルトラインに6つしかなかったんかいね。当初つくったいろんなやつがあったと思うんですが、それを全部の維持管理をしていこうちゅう話なの。もともとこれ県がつくったんよ。

○西村経済部次長

市民の森は全部で12か所ございます。令和4年度は6か所実施し、また、必要に応じてほかのところも維持管理を進めていくという形で、今後も続けていく予定としております。

以上です。

○河村委員

だとするならば、それは県から管理委託を受けたちゅうことなの。

○西村経済部次長

市民の森の整備は、県が行い、山自体は市有林になるため、市が維持管理を行っております。

以上でございます。

○河村委員

当初つくったのは県じゃけん。そうすると、そこの維持管理をするのも県だというふうに理解をしておったんですが、いつやったですかいね、もう何年か前にトイレを皆撤去したんですよ。で、そういったものも含めて、これからお金をずっと継続的にかけて

いくんならね、どういうふうにするのかというのをまとめんの。計画もなしにお金を使い続けていくちゅうわけにいかんのじゃけど。

○西村経済部次長

市民の森で、公園として活用されております萩の平やコバルト台地など、ある程度見晴らしのいいところは利用者也確認されており、また、コバルトラインを利用したイベントなども開かれている状況から、ある程度の活用も見込まれますので、今後も引き続き、維持管理を続けていく必要があると考えております。

○河村委員

分かりますよ、気持ちは分かりますが、ただ、それをやっていくんじやったら、今私が言うたように、計画的なお金のかけ方をしていかなければ切りがありませんよ、草刈りとか維持管理にお金を何ぼでも取られるわけですから。

このコバルトラインは市道なんでね、恐らく土木のほうですけども、ガードパイプをずっと当初——もう40年も50年も前の話ですけど、やっておったのが、もうほとんど半分以上崩れちよるのいね。

いつときは市の職員がそれをやりますからと言いつたけど、今頃そんな人見たことないわね。

だから、安全対策を含めて、コバルトラインを含めた市民の森をどうするんかという、先にそこから入っていかんと、お金をかけることが草刈りだけになってしまう。そのことが県と何かの交換条件であったちゅうんなら、それはそれでまた言うてください、県事業はこういうことで受けんにやいけんかったというのをですね。

○西村経済部次長

昭和54年4月1日に生活環境保全林譲与契約書を締結して、譲与が行われているものと理解しています。

○河村委員

あつ、あれは全部じゃあ市のもの、昭和54年から。

○西村経済部次長

昭和54年4月1日です。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○西村経済部次長

市民の森は、山口県が事業主体となって整備しました。整備完了後、譲与契約を交わして、管理が山口県から光市に譲与された後、光市が維持管理をしていくことになっております。今後も引き続き、維持管理を続けていく予定としております。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。私なんかもふだんから親しむ中でね、瀬戸内海国立公園に一部入っているものですから樹木の伐採については結構厳しい、後でお叱りを受けたりすることもあるんで、その辺りのところはしっかり打合せというのは済んでいるんでしょうね、今までに。樹木の伐採が今回ありますけど、そういったものは打合せは済んでいるんでしょうね。

○西村経済部次長

保安林を保全する範囲で市が行うもので、そうした調整は必要ないと認識しております。

○河村委員

象鼻ヶ岬でいうたら国立公園ですから、保安林でなくて樹木の伐採については特に厳しいですよ。今のコバルトラインも国立公園の該当区域については同じですから。私らふだん元旦登山やなんかにあそこを利用させてもらいよるけれども、樹木の伐採については特にいろんな声を言われますのでね、その辺りはしっかり調整をして作業にかかっていただくようお願いをしておきます。

それから、157ページ、上段の漁場開拓事業補助金360万円というのがあって、ごみの回収という話なんですけど、これもうちちょっと詳しくその中身を教えてもらっていいですか。

○西村経済部次長

光市地先は、小型底引き網漁業及び建網漁業等の好漁場でありますけど、近年はプラスチック、ビニール、空き缶等の生活廃棄物が堆積するなど、漁場環境の悪化により、操業に支障を来しております。

このため、山口県漁協光支店は、組合員全員を対象にごみの持ち帰り運動を行うなど漁場の環境保全を行っており、公益につながることから、この事業に対して補助を行っているものです。

事業の内容は、山口県漁協光支店組合員が出漁時、網にかかった生活ごみ等の持ち帰りを行い、持ち帰ったごみを県魚協光支店が組合員から買い取るスキームで進めているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

その買ったごみはどうしているんですか。

○西村経済部次長

市が処分しております。
以上でございます。

○河村委員

いやいや、このごみは生活の。産業廃棄物じゃないの。

○西村経済部次長

あくまで網にかかったごみなので、一般廃棄物だと考えております。

○河村委員

網を入れる行為は営業行為だから、当然そこから発生するものは、産業廃棄物だと思いますよ。そういったところも、事前のそういった、法律の網の中の整理をしっかりしていただくことが大事じゃないですか。

○西村経済部次長

漁業におけるプラスチック問題は、全国的に問題が大きくなっており、水産庁や有識者、プラスチックごみ排出事業者で構成される漁業におけるプラスチック資源循環問題対策協議会は、平成31年4月に、漁業におけるプラスチック資源循環問題に対する今後の取組を示しております。

この中で、特に海中に漂流し、または海底に堆積するごみについては、実態として、漁業者が回収する以外に有効な手だてがほとんどないことから、漁業者は、漁場機能の維持・回復等のため、海洋ごみの回収に積極的に取り組むこととし、また、水産庁は環境省や地方公共団体と連携して、漁業者による海洋ごみ回収の取組に対する支援を強化していくとされるなど、本市が進めている漁場開拓事業補助金は水産庁が推奨する支援策を先んじて実施しているものと理解しています。

以上でございます。

○河村委員

そのことと今のごみの分別の話は全く関係ないよ。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○河村委員

ごみの回収については、それはそれぞれのところでの言い分はあると思います。しかし、法律を守ることが一番の話なんで。行政としては、その法律を熟知することが大変重要なことだと思っておりますので。いろんなごみの問題を含めて熟知をする必要があると思いますから、そういう対策というか、いろんな協議をしていただいたらと思います。

以上です。

○大田委員

決算書の159ページの光海岸保全施設整備工事4,219万8,000円について、もう少し詳しい説明をお願いします。

○西村経済部次長

光漁港海岸保全施設整備事業は、室積海岸の侵食による浜崖や台風等による高潮に対して、海岸保全と背後地の人命・財産を保護することを目的とした事業であり、平成21年より、戸仲地区に防砂突堤の整備、室積松原地区に高潮堤防の整備、養浜、この3つの基本方針を掲げ、事業の推進を図っています。

決算書157ページ、測量登記委託料13万9,000円は、事業用地として購入・寄附を受けた土地について移転登記を行ったものです。

また、その下、測量設計等委託料743万7,000円は、事業用地にある建物の調査、借家人の補償の算定及び前松原排水路延伸工事に伴う実施設計を行ったものです。

次に、光漁港海岸保全施設整備工事4,219万8,000円は、令和4年度に、高潮堤防24mの整備や陸間1か所の整備、支障物移転撤去工事として、高潮堤防の整備に支障となる鳥居とほこの撤去または移設を行ったものです。

令和3年度光漁港海岸保全施設整備工事繰越明許1,422万7,000円は、令和3年度からの繰越工事として、高潮堤防23mの整備を行ったものです。

次に、用地購入費133万9,000円は、事業用地として購入した土地の取得費用となります。家屋等補償金1,274万1,000円は事業用地として取得した土地にある建物補償と移転補償を行ったものです。

以上が、光漁港海岸保全施設整備事業に関する項目となります。

以上でございます。

○大田委員

用地取得が1筆と建物移転が1棟で、そのほかは工事を、撤去工事やら整備工事やらやっていかれているみたいなんですが。実際のところ、現場はどのようになっているのか教えてほしいんですがね。

○西村経済部次長

現在、前松原排水路の延伸工事を進めており、仮設道路の設置や延伸するための基礎部分の工事を進めている状況です。

以上でございます。

○大田委員

前松原の排水路、どのぐらい海岸を延ばす工事なんですか。すぐそこの接点で終わるか、ずっと先まで延ばすかとかあるんですが、そこんところは、どねえなでしょうか。

○西村経済部次長

延長50mを予定しており、離岸堤が西ノ浜にあります、その付近まで達することになります。

以上でございます。

○大田委員

擬木で高潮対策がやってあるんですが、ところどころ、いっぱい空いているんですが、つながるのはいつ頃になるんでしょうかね。

○西村経済部次長

養浜の関係もありますが、計画の完了年を令和15年としております。

以上でございます。

○大田委員

15年に、昔の海浜荘から前松原まで全部連なるということで、了解でよろしいですかね。

○西村経済部次長

令和15年度に、養浜も含めた全ての事業を完了する計画で進めております。

以上でございます。

○大田委員

新開部分か戸仲の部分に関しては、どねえなるんですか。

○西村経済部次長

現状では、実施する計画等はありません。

以上でございます。

○大田委員

虹ヶ浜はほとんどが高潮対策でずっとやって、海岸部分において、遊漁場部分においても全部やっておられるんですが。

室積海岸において新開部分は、あるいは遊漁部分のところは、そのまま放置で高潮対策をやらないという解釈でよろしいんですかね。

○西村経済部次長

令和15年までの計画が終わらなければ、その次を計画することはできませんので、まずはこの計画を完了させて、その次の計画になると思います。

以上でございます。

○大田委員

前松原の浜崖辺ですかね。あそこの養浜事業は、今後どのようになるんですか。

○西村経済部次長

令和5年度予算で、前松原排水路を完成させる計画を進めており、完成すると、この前松原排水路自体が砂止めになることから、その後、養浜事業に着手してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

慎重にこれからやっていかなくちやいけないと思うんですが、そこんところも、よう、しっかりと計画を立ててやってもらいたいと思います。

○芳岡経済部長

事業の終了目途について、国に申請している計画は、先ほど次長が申したとおり、令和15年ではありますが、御承知のとおり、国からの交付金がこちらの要望どおりに措置されていない状況があります。事業の終了が確実に令和15年までとはお約束できませんが、それを目標に国との交渉を進めてまいりたいと思います。

○大田委員

目途ということですね。

次に、決算書の147ページ、成果の147ページに、害虫防除支援事業補助金21万円というふうな、説明では、たしかジャンボタニシか何とか、ちらつと言われたように思うんですが、その内容を詳しく教えてほしいんですが。

○影土井地産地消担当課長

害虫防除支援事業補助金21万円は、光市農業振興対策事業に係る補助金交付要綱における補助メニューにある病害虫防除支援事業に基づき、本市の基幹作物である水稻に被害を及ぼすジャンボタニシ、正式名はスクミリングカイと言いますが、その防除対策への支援を通じて、農家の生産意欲の向上や農地の維持を目的に実施しております。

令和4年度は、主要施策の成果にも記載しておりますが、申請のありました2法人と2団体に補助を実施しております。

以上でございます。

○大田委員

場所は、どこですか。

○影土井地産地消担当課長

実施をした場所は4か所で、小周防2箇所と塩田、立野でございます。

以上でございます。

○大田委員

それに出されたのが2法人、2団体というふうに、今、言われて。その補助要件とか補助事業の内容っちゅうのを、分かったら教えてもらいたいんですが。

○影土井地産地消担当課長

補助要件等は、農家または市内で農地を耕作する法人及び2戸以上の農家で構成する団体、防除対策組織が対象となります。

補助要件は、農林水産省が定めるスクミリンゴカイ、ジャンボタニシの防除対策マニュアルに示されている防除対策に沿って、薬剤の散布や、それ以外の複合的な対策に取り組むことが条件となっております。

その際の薬剤の購入費の2分の1を補助するものでございます。

以上でございます。

○大田委員

その補助を21万円出されて、その取組というのは、成果っちゅうのは上がったんでしょか、どうなんでしょうか。

○影土井地産地消担当課長

私が現地を直接確認したわけではございませんが、薬剤を散布することで害虫の減少に十分に効果があったと農家の方から聞いております。

本取組が本市の基幹作物である水稻の食害の防除また安定的な収穫に十分寄与している補助事業と認識しております。

以上でございます。

○大田委員

自分で確認されていないとか、ちらっと言われたんですが。お金を出している側としては、その辺の確認をするべきじゃないかと思うんですが。いかにお考えか、もう一度。

○影土井地産地消担当課長

私は、今年度から地産地消担当課長を拝命いたしましたので、今後は必要に応じて現地確認を行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

せっかく補助金を出すんですから、しっかりと現地確認して、いかにどのような効果があったかっちゅうのを、しっかり確認してほしいと思います。

また、その同じ147ページの下のほうに、地産地消推進業務委託料200万円というのがあるんですが。これについて、ちょっと詳しく教えてほしいんですが。

○影土井地産地消担当課長

地産地消推進事業の委託料200万円は、農業生産者と消費者の交流を図りながら、相互に理解を深めるために農業体験研修や農村地域の活性化、もちろん地産地消の推進を目的に実施している事業でございます。

主要施策の成果148ページに記載しておりますが、農業体験研修は、農業体験と加工品づくり、調理体験の3つの取組で実施しています。

少し説明させていただきますと、農業体験で実施したトウモロコシの収穫は、多くの家族連れの参加があり、天候にも恵まれて、皆さんに喜んで持って帰っていただきました。

加工品づくりは、開催予定日が新型コロナの拡大時期と重なったため、やむなく中止しております。

また、調理体験は、旬の食材を使ったイタリア料理教室を開催し、参加者の皆様より好評を頂いております。

こうした様々な研修事業を通じて、里の厨で進めている生産者と消費者の交流の促進、また、地産地消の推進にもしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○大田委員

これからしっかり取り組んでいきたいとか言われたんですが。

また今、トウモロコシの生産とか言われたと思うんですが、この令和4年度の研修事業においては、トウモロコシの生産は書いていないんですが。

○影土井地産地消担当課長

農業体験の収穫において、トウモロコシの収穫を実施いたしております。

以上でございます。

○大田委員

了解しました。それで、令和2年度から4年度まで、大体6コースから5コースで、210人から362人というふうに書いてあるんですが、これに対する、要するに実費とかいうのは頂いておるのでしょうか。それとも全額、市の補助金の200万円の中から賅っているのでしょうか。

○影土井地産地消担当課長

参加費を頂いております。

以上でございます。

○大田委員

これは、1家族で来られる場合もあるし、1人で来られる場合もあるんですが、そこんところは1家族とか1人とかいう決まり事があるんでしょうか、どうでしょうか。また、どのぐらい頂くようになっているんでしょうか。教えてほしいんですが。

○影土井地産地消担当課長

例えば、農業体験教室の夏野菜等の栽培コースでは、1組当たり2,500円頂いております。

以上でございます。

○大田委員

これは、要するに夏野菜とか秋冬野菜とか書いてあるんですが、それは畑を耕すところから収穫までするんでしょうか。それとも、収穫だけをするんでしょうか。そこんところを教えてください。

○影土井地産地消担当課長

夏野菜コースでは、植付けの準備から一緒に行い、一緒に育てて収穫するといった一連の流れで取り組んでいます。

以上でございます。

○大田委員

それが5コースで362人が、一式の収穫、先ほど言った、畑を耕したり収穫まで行っておるという解釈でよろしいですね。

○影土井地産地消担当課長

そのとおりでございます。

○大田委員

分かりました。こういうふうに、いろいろな農業体験やら調理体験やら、いろいろなふうに、せつかく市が地産地消でやっておられるんですから、これをもう少し皆さんに周知されて、今後も発展してやっていくようによろしくお願いします。

○笹井委員

主要な施策の成果の、先ほどコバルトラインの件が152ページ、154ページぐらいで説明があったかと思えます。これでちょっと、私、聞いていてよく分からなくなったんで、整理でお聞きしたいんですけど。

コバルトライン、大峯山については市の山、市道、それから、さっきの質疑で、施設も県が造ったけど市が譲渡を受けたんだということですから、大峯山環境事業主体が市ということによろしいのか。

それと、対比として、峨嵋山については、これは所有者は、たしか県の山と聞いていますので、峨嵋山については基本的に何か事業をするときは、県事業、県農林事務所の事業という、そういう仕分でよろしいか、ちょっと確認したいと思います。

○西村経済部次長

まず、市民の森は、先ほど御説明したとおり県から譲与を受けておりますので、市が維持管理等を進めていくことになります。

峨嵋山は、山口県の所有ですので、県に許可を取りながら進めていくことになると思います。

例えば、附属小学校の裏に道路がありますが、そこで山が崩れたり、倒木があった場合は、県が対応しております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。私も近くに住んでいますので、災害復旧とかあるいは危険予防なんかは全部県のほうにお願いしておったんで、そういう違いがあるのかなと思います。

ただ、峨嵋山については、たしか観光面の観点で遊歩道の点検を、これはちょっと市で一部やられておったと思いますけど。その点検状況、年に何回ぐらいやっておられるのか教えてください。

○久山観光・シティプロモーション推進課長

峨嵋山の遊歩道の整備は、県からの委託を受け、観光・シティプロモーション推進課が年に1回ほど除草作業を行っております。

以上です。

○笹井委員

分かりました。私も数年に1遍しか上がらないんですけど。もう遊歩道は壊れているけど、壊れたところは固まって、確かに通行ができんみたいなどころがあるので、いつかは、どこかで直してもらえないかなとは思っているんですけども。現状、年に1回点検されているというのは理解いたしました。

終わります。

○河村委員

僕は毎月1回上がりようからね。

5年前に今の山が崩れて、土砂を、要は、現地はそのまま法面に、わら引いて終わったんじゃないけど。出てきた泥は、そのままあそこへ置いちゃうのいね。市の土地が、ここじゃない福祉の土地なんじゃないけど。ずっとそのまま放置してあるもので、物すごい木やら草が生えて、この間から半年ぐらいひどい目に遭うた。遭うた人がおってね。そういうものは、どこへ言うて行っていったらええの。

忠魂碑のところの上の、今、峨嵋山から、昔5年前に大きなナラの木が倒れてね。

○西村経済部次長

まずは現場を確認させていただいて、どういう状況かを把握した上で、対応できる場所に対応していただくようお願いすることになると思います。

以上でございます。

○河村委員

それと、さっき、テクノキャンパスについていろいろお話があって、私もちょっと参加をさせていただきたいんですが。

当初のテクノキャンパスの維持と、今現行ではちょっと変わってきたんじゃないかと思うんです。昔はテニスコートやなんかも入っておったと思うんですが、そういったものが今はなくなってきている。

それから、16組で690件の利用者があるということじゃったんですが、主にどういった団体、利用者があるのか。

通常の小学校の体育館と比べると小さいんですね、ここの体育館そのものが。だから、どういった利用者が今、主に利用されているのか。それ、ちょっとお願いできますか。

○萬治商工振興課長

昨年度の主な利用団体は、18団体で、そのうち卓球が8団体なので、卓球が非常に多いです。

続いて、体操が3団体。あとは、バレーとかバドミントン、ドッジボール、空手などいろいろありますが、それは1団体ずつという形になっています。

以上です。

○河村委員

分かりました。どこでも今、卓球が一番多いから。

その今の利用料ちゅうか、当初はテニスコート等は入っておったと思いますが、現行ではありませんので、そういったことじゃないと思うんですが。要は、管理料の見直し。そういったものが、当初とは条件が変わってきたんで、必要だと思われるんですが、お願いをしておきます。

討 論：なし

採 決：全会一致「認定すべきもの」

3 建設部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定議案第5号 令和4年度光市一般会計歳入歳出決算について

説 明：山口道路河川課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

1点だけお尋ねいたします。決算書の170ページの、河川維持管理事業の河川水路浚渫工事についてなんですけれども、これは令和2年からだったと思いますけれども、4年度が2,746万7,000円ということで、6、7千万円ぐらい今まで使われてきたと思われますけれども。

これまでの間に、同一の河川で2回もやったっていうようなところもあったかと思うんですけれども、今後、3年やってみて、どのぐらいの頻度でやらんといけんといえますか、そういうのが分かってきたんではないかと思うんですが。

というのも、今後、浚渫債自体が令和6年でなくなっていくというような状況の中で、その辺のところは、どういうふうにつかんで今後に活かしていくのか。その辺のところをお示しいただけたらと思います。

○山口道路河川課長

ただいま、浚渫の対応について、これまでの状況を踏まえての御質問ですけれども。

委員御案内のとおり、令和2年度から、浚渫工事等を実施しているところでございます。令和2年から3年がたっておりますけれども、当初浚渫した箇所につきましては、台風や豪雨等の状況により、浚渫土砂のたまり具合を、これからまだ注視していく必要があると思っており、現状では、まだ何年後に同じ河川を浚渫するという見通しは立っていない状況でございます。

○森戸委員

状況によって、それは当然そのとおりなんですけど、風水害も含めて、毎年のように起こっていますから、どちらかという、土砂の堆積も年々短くなっているといえますか、やる必要性が5年に1回ぐらいだったのが、もう3年に1回必要だとか、そういう部分は皮膚感覚として感じられるんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。逆に、再々やる必要性っていうのが実感されたんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○山口道路河川課長

委員御案内のとおり、近年、豪雨災害が起こるような状況も多く見られることもございます。浚渫の状況につきましては、起債事業として令和2年度から6年度までを現在予定しております。まずは、この5年間で今まで取り切れていなかった浚渫を取り除きまして、それで今後の状況を見極めながら、次の浚渫等は、また検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。しっかり検証というか分析をされて、次に活かしていただきたいと思います。

これは、市民もこれだけきれいにしていただくと、当然、安心もされるでしょうし、次への期待も当然、出てくるかと思えますので、分かりやすいものですから。しっかりと分析をして次につなげていただければと思います。

以上で終わります。

○河村委員

今の河川維持管理事業で、この川の浚渫をするのに、何か川幅とか基準があるんですか。

○山口道路河川課長

浚渫工事の実施の基準についての御質問ですが。

これにつきましては、市街化区域でありますとか川幅等の基準は設けてはおりませんが、基本的には、普通河川や準用河川において、主に人家が隣接しているエリアを中心に市民の皆様からの御要望等を踏まえながら、担当職員が土砂の堆積状況を確認し、浚渫の実施について検討することとしております。

以上でございます。

○河村委員

今までに結構、要望事項が上がってきておったんですが、光井の八海地区の八海川、光井川の支線なんですが。もうできてから35年ぐらいになりますが、1回の浚渫もないんですが、そのあたりはどうですか。

○山口道路河川課長

ただいま、八海川についての御質問ですが。

これまで取り切れていない河川の浚渫につきましても今後、進めてまいりたいと思いますので、現地の状況を確認いたしまして、また検討のほうをさせていただきたいと思っています。

○河村委員

いや、今、市街化区域でなくとも言うて。今まで、じゃあ何件要望が上がっていますか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

ただいま、これまで要望を受けた件数の御質問でございましたけれども。

河川名で申し上げさせていただきますと、直近では、山近川や今積川、今栴川、岩狩水路などでございます。八海川は、ここ直近では御要望が上がっていなかったものでございます。

それと、1つ補足させていただきますと、八海川につきましては、市の道路河川課で管理している区域が決まっておりますので、それより上流のほうは所管外ということになります。

以上でございます。

○河村委員

だから、基準を示したらどうですかというて最初に言うたと思うんです。どこでもやってくれという話をしていませんが、基準があるなら、川幅が幾らなのか、あるいは何か延長の問題があるのか、そのあたりのところをしっかり示してもらったらと思います。

ちょうど豪雨があつてから、豪雨の後、結構その浚渫要望はたくさんあつたんですけど、田舎じゃからとか奥じゃから、浚渫をしてくれなかつたという話なんで。もし、要望書が要るっちゅうんなら、すぐにでも出させますよ。

それから、脇田中央線がどこの工事、今、最近、都市政策と分かれたから、どちらの工事区間か分かりませんが。草刈りをやっていると思うんですが、どのくらいの金額がかかっちゃう。

○委員長

ページ数は、どこら辺にありますか。

○河村委員

いや、載っていないから。脇田中央線はこっちゃなんじゃな。

○山口道路河川課長

今、委員から御質問がございました路線の草刈りににつきましては、市の作業班のほうで実施いたしております。

○河村委員

年に2回ぐらいやってもらっているんじゃないか。

○山口道路河川課長

はい、2回程度やっているところでございます。

○酒向建設部長

現地を確認しながら、随時、対応することになっております。

以上でございます。

○河村委員

道路が未完成で、そのまま草が生えた状態を放置されると、地域にとっても環境維持をするのに迷惑な話なんで。道路を完成するのか、あるいは、もし、もうやめるんならやめて、買った土地は返しゃあええんじやから。

そういう作業に入ってもろうたほうありがたいと思いますけどね。もう何十年もほったらかしにされると、あまり環境的にええとは思いませんので、そういう処理をしていただいたらと思います。

以上です。

○大田委員

決算書の159ページの上から4行目。がけ地近接等危険住宅移転事業補助金97万5,000円。これはハザードマップで、レッドゾーンのところにおいてのことを言われたと思うんですが。97万5,000円の根拠をお示してください。

○秋友監理課長

ただいま、大田委員さんから、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金についてのお尋ねを頂きました。

がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、国の示した金額に基づき、光市で要綱を策定し、補助を実施させていただいているものです。

以上になります。

○大田委員

国が示した金額。それで、これはどういう算定を出されたのか、国が示した金額っちゃうのを教えてもらえませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

こちらの金額についてですが、国が定めた金額を基に、県で要綱を策定し、その後、その金額を基にして光市が要綱を策定させていただいております。なお、この要綱を策定した市町についてのみ、国・県からの補助金が交付されることになっております。

以上になります。

○大田委員

それで、その国・県が認めた要綱がある市町というのは、光市がその要綱をつくっているから認められたという解釈になるわけですか。それでよろしいですね。

○秋友監理課長

仰せのとおりでございます。

○大田委員

それで、これ、97万5,000円ちゅうのは何件ぐらいか分かりませんが、これ100分の100出るんですか、それとも限度額があるんですか。

○秋友監理課長

ただいま除却費等ということで御質問を頂きました。

除却費については、1戸あたり限度額97万5,000円で補助を実施することになります。

以上でございます。

○大田委員

これ1戸当たり97万5,000円限度額と言われたんですが、もう97万5,000円が100%の限度額。それとも、まだ極端に言うたら、1,000万円のうちの何%とかいうものがあるじゃろうと思うんですが、これはないわけですか。もう97万5,000円しかないわけですか。

○秋友監理課長

除却費については、限度額97万5,000円ということで、それ以上はございません。

以上でございます。

○大田委員

これは、今、1戸当たりと言われたんですが、これは、引越し移転の金額になるわけですか。それとも、そこにあつたら家が潰れるから建て替え賃になるわけですか。

○秋友監理課長

補助の内容につきましては、現在、除却費ということで御説明させていただきました。

そちらに伴うものについては、家屋の撤去、動産の移転、仮住居費、撤去した後の整地代、これが全て含まれております。

そのほかの補助といたしましては、建設助成費の補助がございます。こちらの助成費につきましては、代わりの家屋を建てる、もしくは土地を買う、その土地を造成するときに、金融機関から借入れを行い、その借り入れた金額に対する利息に対して補助をするものになります。

こちらの限度額については、先ほど申し上げた3つの合計で731万8,000円が1戸当たりの補助になります。

以上でございます。

○大田委員

今、移転、転居した新築、土地を買うなどにして、銀行からお金を借りた利息の限度額が731万8,000円という解釈でよろしいんですかね。

○秋友監理課長

仰せのとおりでございます。

○大田委員

それで、これが、崖崩れが実際に起きた、やむを得ずその家が崩れた、避難しなければならないというときには、無条件で、この97万5,000円ちゅうのは出るんですか。

○秋友監理課長

今の97万5,000円ということでは除却費になりますので、こちらの除却については、目的に沿った撤去ということになれば、事前にご相談いただければ補助の対象になると考えております。

○大田委員

今、除去費と言われたんですが、この決算では、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金というふうに書いてあるんです。除去費とは書いていないんです。

○秋友監理課長

今、委員さんから言われた、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金には、先ほど御説明した除却に対する補助、そして家屋建設等に対する補助の2つが含まれております。

以上でございます。

○酒向建設部長

主要施策の成果の169ページの上段を開けていただきますと、がけ地近接等危険住宅移転事業といたしまして、既存不適格住宅の除却ということでお示しをさせていただいております。この内容が、先ほど委員仰せの97万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

少し答弁と違うたということですね。移転の、あれを新設した建設費の少し、それも含まれちよるという答弁じゃあ違うちゅうことですね。これ、ただ除去費だけですね。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○秋友監理課長

先ほど申し上げました、がけ地近接等危険住宅移転事業ということで御説明をさせて

いただきましたが。

このたびの補助については危険住宅の除却のみであり、先ほど御説明した建設助成費は含まれておりません。こちらの新築家屋等については融資を受けた物件でないことから、補助の対象外として扱わせていただいております。

以上でございます。

○大田委員

今回はこの1件であって、除去のみであったら、ほかの補助金もいろいろなんがあるという理解をしました。今回は、その1件のみの除去費だけど、それが97万5,000円ということでした。

ほかにあったんですが、ちょっと忘れちゃったから、またにします。

説 明：沖本建設担当次長兼建築住宅課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

滞納について少しお尋ねをいたします。

決算参考資料の5ページですかね。

まず、滞納なんですけど、基本的に滞納自体は一月遅れたら滞納としてカウントするんですかね。

○沖本建設担当次長

一月遅れても滞納として扱っております。

以上です。

○森戸委員

カウントするんですよね、と思います。分かりました。

それと、この表を見ていくと転居者の部分と納入中というのが2つあるんですけども、転居者の部分が非常に多いんですけど、これへの対応というんですか、どのように追っかけていっているのか、転居されたその先の把握とか、転居するに当たってどのような、例えば文書で交わしたりするのか、その辺のところの、やり方についてお示しいただけたらと思います。

○沖本建設担当次長

住宅使用料の滞納者のうち転居した者の追跡方法についてですが、通常、市営住宅を退居する際には、転居先をお聞きすることにしておりますので、そちらのほうへ文書を送付したり、臨戸訪問をしたりして、納付指導を行っております。

以上でございます。

○森戸委員

要は、追っかけ方として、移られているケースで残っていると思うんですけど、サインがですね、それに関しては、ただ請求書を送るだけなんですか。

○沖本建設担当次長

請求書を送るだけでなく、直接職員が出向いて納付指導をするということもございます。

以上です。

○森戸委員

ちなみに、例えば県外とかそういうケースもあろうかと思うんですが、そういうケースも含めてどう対応されるんですか。

○沖本建設担当次長

県外については、基本的には文書による納付指導で行っておりますが、場合によっては、県外に出張することもございます。

以上です。

○森戸委員

了解いたしました。それとこのゆたかな社会に向けたまちづくりレポートの47ページにあるんですけど、市営住宅のバリアフリー化についてなんですが、維持管理事業ということで、いろいろ主要施策の成果の180ページには、老朽化した施設の改修等を行っていますということで、その中にも入ってくるんでしょうけれども、バリアフリー化というのは具体的にどのように行われているんですか。その基準とかそういうものがあればお示しをいただけたらと思います。また、今までそういうふうにご改修をしてきたケースの事例があれば、施工済みといいますかそういう部分が分かれば、お示しいただけたらと思います。

○沖本建設担当次長

市営住宅のバリアフリー化についてでございます。

昨今のバリアフリー化の改修につきましては、基本的には新築、建て替えの工事の際にバリアフリー化を図ることにしております。既存の住宅のバリアフリー化につきましては、3階から4階建ての住宅につきましては、屋外の共用部分の階段に手すりを設置しております。

○森戸委員

新築か建て替えのときにバリアフリー化ということと、共有部分の3階、4階建ての建物の屋外の共用部分に関してやるというのが基準ということでよろしいですかね。

○沖本建設担当次長

バリアフリー化の整備基準につきましては、国が定めた基準がございます。これはどんなものかと言いますと、室内のトイレや浴室などに手すりを設けたり、室内の移動空間、廊下から居室に移るとかいうところに、室内の段差をなくしたり、室内から居室へ入るところの出入り口の幅について、一定の幅を確保するといったような基準になりますが、新築整備の際には、そういった基準に沿って設計を行っております。

以上です。

○森戸委員

新築とかそういうときではないと、なかなかその基準に合うようにはできないとは思いますが、老朽化したのも相当ありますし、入居されている方も高齢化のケースも相当多いといえますか、長く住んでいらっしゃる方も非常に多いと思いますので、その辺は一つ今後の課題といえますか、共用部分以外のところでの部分は今後何かございますか。今後どう対応していくか。今後の展開ということで。

○沖本建設担当次長

委員仰せのとおり、古い住宅で高齢者が住んで不便をしているという話は時々ございます。しかしながら、既存住宅の室内のバリアフリー化につきましては、入居者が居ながらの改修工事となるために、家財道具を移動したり、入居者の生活空間を確保しながらの工事ということで、入居者への負担がかなり大きくなるかと思えます。また、既に手すりを御自分で設置されている入居者という方もいらっしゃいます。様々な課題がございますので、なかなか着手できていないのが現状でございます。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。総合管理計画等の計画もございませうから、それと勘案をしながら展開をしていただけたらと思います。

それと、何点か決算書の附属資料のほうでお尋ねをいたしますが、177ページのエレベーターの保守点検委託料というのがございますよね。257万4,000円。このエレベーターの保守点検に関しては、これは定期的なものだと思うんですけど、全体像としてどのくらいあって、どのくらい年間点検していくとか、そういう計画的なものはあるんですか。

○沖本建設担当次長

エレベーターの保守点検につきましては、緑町住宅が3号棟で1基、4、5号棟で1基、それから平岡台住宅で1基の合計3基のエレベーターがございますが、そちらの点検については、業務委託の中で毎月点検し、報告をするということになっております。また、年に1回、法に基づいた点検の報告義務もございます。

以上でございます。

○森戸委員

適正にされているということが分かりました。

それと、市営住宅の移転補償費の部分で、どこでしたっけ、西ノ浜と虹川の移転補償をされたということなんですけれど、虹川に関しては、まだどうなんですかね、お住まいのようなケースかなとも思うんですけれども、その状況が分かれば、西ノ浜も含めて教えていただけたらと思います。

○沖本建設担当次長

移転補償費に関する御質問でございますが、まず西ノ浜住宅、こちらにつきましては、令和4年度に3件の移転補償費を支出しております。西ノ浜住宅については、あと残り2世帯が残っている状況となっております。虹川住宅につきましては、令和4年度3件の移転補償費を支出しております。虹川住宅につきましては、残り3世帯でありましたので、これで全ての入居者が退居されたということでございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。あと、西ノ浜に関しては、今現在交渉中といたしますか、そういう状況にありますかね、その辺が分かれば。

○沖本建設担当次長

西ノ浜住宅については、現在交渉中でございます。

以上です。

○森戸委員

分かりました。市営住宅に関しては、総合管理計画に基づいて、着実に計画を進めておられると思いますので、引き続きお進めをいただけたらと思います。

以上で終わります。

○河村委員

177ページの住宅管理人報酬、どういうふうになつているんですかね。置いているところと置いていないところも含めて。

○沖本建設担当次長

住宅管理人報酬につきましては、確かに委員仰せのとおり、置いているところと置いていないところと混在しておるんですが、基本的には自主的に管理人を定められている自治会については、管理人ということで、その住宅管理人に対しまして報酬ということでお支払いをしております。現在13名の方が管理人さんに登録をされております。

以上でございます。

○河村委員

その要は収納状況と、今管理費は幾らつけられたんですかね。

○沖本建設担当次長

管理人報酬の管理費、報酬費に関する事項でございますが、一住宅につき基本手当が月に1,500円と管理戸数に60円を掛けたものが月の管理人報酬となっております。

以上でございます。

○河村委員

住宅の管理人を置いているところと置いていないところとで、収納状況に差がありますか。

○沖本建設担当次長

以前は住宅の管理人が住宅の使用料を回収するということをやっておりましたが、今現在は管理人にはそのような業務はございませんので、管理人を置く置かないにかかわらず、その収納率に影響はないと考えております。

○河村委員

そういった管理人を置いてある住宅と、そうでない住宅の収納状況というのを出しているんですか。

○沖本建設担当次長

直接管理人を置いていた場合、置いていない場合というので、その収納率、各団地ごとの収納率のデータは現在持ち合わせておりません。

○河村委員

それから、先ほど費用弁償のところ、暴力団対策という話をされたんですが、そういった方の出番というのがあるんですか。

○沖本建設担当次長

暴力団対策の会計年度任用職員の任務、業務の内容についてですが、基本的に市営住宅に入居する際には、暴力団の関係者でないことという要件がございますので、この辺を警察署に行きまして照会をさせていただくというのが主な業務になろうかと思っております。

以上でございます。

○河村委員

入居の際に、確かにそういう誓約書じゃないけどあれ取っていましたよね。その上、なおかつその人が暴力団員かどうかという確認をしに警察に行っているということなん

ですか。

○沖本建設担当次長

会計年度任用職員が、直接警察署に行って、照会をかけているということでございます。

○河村委員

昔と比べると随分そういうケースはほとんどなくなっていると思うんですよね。本当に困ったことというのを一回洗い出し等をされることがええのではないのかなと。管理人も自治会長と一緒に気持ちでやっていただける分にはすごいありがたい話ですから、置いている効果というのは恐らくあると思うんです。要は、置いている効果というのを自分らでいろいろ書き出して、その効果をこういったときに発表することも大事だと思いますので、その辺りは対策をしていただきたらと思います。

それから、下段のほうへ下がって下から10段目くらいですかね。住宅内樹木管理委託料59万3,000円というのがあるんですが、さっき中低木というようなことで、管理区分というのを分けておられるんですかね。要は普通の草はその入居者がやるとかですね、中高木になってくると市がやりますよと。その草刈りについて、団地の中でどういうふうな役割分担になっているとか、そういう取り決めがあるんですかね。

○沖本建設担当次長

入居者で対応する部分と、市で対応する部分とのすみ分けにつきましては、明確なものはありません。基本的には入居者、また管理人等の要請を受け、現地を見に行ってお判断をしております。

以上でございます。

○河村委員

ということは、通常の草刈りも市がやるということでええんですか。

○沖本建設担当次長

草刈りに関しましては、平たい部分、宅内の平たい部分については全て入居者のほうで行っていただいておりますが、のり面であるとか、斜面であるとか、そういった部分については、どうしても入居者では対応が難しいということで、自治会等の要請等に応じて市のほうで行っております。

以上でございます。

○河村委員

私の聞き方が悪かったから。じゃあ入居者の皆さんでどういう自治方法、取り決めみたいなものがあるの、ないの。

○沖本建設担当次長

入居者が組まれる自治会によっては、毎年何回か定期的にその草刈りをどの範囲でやろうとかいうようなお話しはされている住宅もございます。その辺はある程度お聞きすることもございますが、それ以外で入居者がどうしても対応できないのり面については、市のほうで行っておるということでございます。

○河村委員

入居者で、要は自治会とかそういったものをみんなつくっておられますか。

○沖本建設担当次長

ないところもございます。
以上です。

○河村委員

そしたら、そのないところの管理はどうしようかって。

○沖本建設担当次長

そういった組織がない団地については、今のところ対応ができていないというのが現状かと思っております。
以上でございます。

○河村委員

たまたま昨日回る機会があつて、県営住宅は結構きれいなんだわ、草とかを含めて。市営住宅は結構伸び放題なんで、やっぱり何が違うんだろうと、要は自治会をどういうふうにするとか、入居者の人にもある程度負担をしてもらえようような方法が取れたらええとは思いますが、けどそれはちゃんと自治の進め方を指導していかんにゃあ難しいんではないかと思しますので、その辺りはちょっとよく御検討いただいたらと思います。

それから、住宅の滞納のほうなんですけど、1年間で収納が70万9,000円、今状況的に。これは違うかな、決算参考資料の5ページ、その後の収納状況ということで、今年度の収納に至っても一番高いところで6%という数字はありますが、ほとんどが1%、2%というような話の中で、要はそういった、さっきの暴力団対策じゃありませんけどね、そういう人はこういった収納に行くとかっちゅうことはないんですか。

○沖本建設担当次長

会計年度任用職員の方が、暴力団対策だけではなく、そういった滞納者のところに職員と一緒に出向くことはございます。
以上です。

○河村委員

出向くことはということは、常時出ないということか。

○沖本建設担当次長

常時ではございません。

○河村委員

できれば活動していただけるような具体的な仕事の配分というの必要なんだと思うんですよ。ずっと机の上におっても本人も退屈でしょうし、やっぱりその中で仕事があって、私はこういうのをやりよるんだよというのをやっぱり自覚をしていただくことが、収納効率を高めると思います。特に過年度分の古い分については、なかなかもう収納状況が難しいということであれば、今のところ住宅は不納欠損を落とさんようにしていますよね。その辺りのところの基準づくり、例えば10年以上の滞納状況がどのくらいありますか。

○沖本建設担当次長

滞納状況についてですが、10年以上前から滞納されているということになりますと、データは現在持ち合わせておりません。

○河村委員

要は、不納欠損をせんというのは、ええようでありよくはない。だからある程度、通常の時効を見越しながら、それをはるかに超えたような場合には、不納欠損で落とすといかんと士気が高まらんのではないのではないですかね。終わります。

○大田委員

管理費の不納についてお聞きします。成果の170ページですかね。現年度分が一昨年より落ちているんですが、その分析は何かされましたか。

○沖本建設担当次長

現年度分につきましては、収納率が約99.3%、98%、98.8%と、割と高い水準で推移していると思っております。

○大田委員

これは多分、銀行入れてありだろうと思うんですが違うんですかね。

○沖本建設担当次長

現年度分の収納率に一定の成果が上がっておりますのは、口座振替を推進していること、また期限内に納付がされていない入居者に対しましては、なるべく早期に接触を図っていることなどから、一定の収納率が確保できているのではないかと感じております。

以上でございます。

○大田委員

水道局が99.8%か99.7%と高い収納率なんですよね。市営住宅もそのぐらいになってもいいんじゃないかと思うんですが、そのところはどういうふうにご考えておられるか教えてください。

○沖本建設担当次長

市営住宅の収納率に関しましては、現年度分については、先ほど申し上げました99%から98%台となっておりますが、過年度分の収納率が少し低い数字でありますので、全体とすれば81%程度となっております。この過年度分の収納率を上げることができれば、収納率については上がると思います。

以上でございます。

○大田委員

だから過年度分が収納率が上がらないから、未済額が3,000万円以上からまだ残っているんですが、そのところはどういうふうにお考えか。

○沖本建設担当次長

過年度分の収納対策につきましては、本人や、また連帯保証人に対して電話や臨戸訪問等により納付指導を行っております。

以上でございます。

○大田委員

今は連帯保証人いるの。それで連帯保証人のほうにも持っていくという、その連帯保証人からの連絡はどのようになっているのか。

○沖本建設担当次長

連帯保証人に対しましても、本人に支払っていただくように、納付指導をお願いしております。

以上でございます。

○大田委員

だから連帯保証人のほうに代わりに支払ってもらうようお願いはできんのですかとお聞きしています。

○沖本建設担当次長

最終的に本人に支払う意思が全くない場合については、連帯保証人に対して支払ってもらうようお願いしております。

以上でございます。

○大田委員

だから連帯保証人ということは、約100%ぐらいの金が本当は入ってこなくてはいけないと思うんですが、そのところが、現年度分が98%、通年が81.9%ともう少し伸びてもいいと思うんですが、そういうふうな努力を今後もしていてもらいたいと思いますからよろしくお願いします。

決算書の177ページに、残存物等処分委託料40万4,000円と記載をされているんですが、説明なかったと思うんですが、説明をお願いしたいと思います。

○沖本建設担当次長

残存物等処分についてでございます。

残存物の処分につきましては、相続人や連帯保証人がいない単身の入居者が死亡された場合、部屋の中の家財道具を市が処分をするといったものの経費でございます。令和4年度につきましては、2件ほど実施をしております。

以上でございます。

○大田委員

今言われた、連帯保証人がいない単身者の入居者が死亡した場合で、市のほうが残存物を処分したのが2件というように言われたのですが、先ほどは連帯保証人が全員おられるとかいうふうに言われたんですが。

○沖本建設担当次長

中には、名義人が入居中に連帯保証人がお亡くなりになられているといったようなケースもございますので、私どもが把握できれば、そこで新たな連帯保証人を求めていくのですが、そういったものが分からなくなっている場合、連帯保証人がいなかったというケースもまれにございます。

以上でございます。

○大田委員

そういうのは、もし亡くなったと言われて、そしたらそれが引き取り手がない場合に、市がどこかの業者に委託して、この2件のところはきれいにされたという解釈でよろしいんですかね。

○沖本建設担当次長

仰せのとおりです。

○大田委員

それで、単身赴任の場合なんか今言われたんですが、もし夫婦2人とか、親が1人で

子供がおるとかいう場合で名義人が死亡された場合には、今後はどのようなようになるのでしょうか。

○沖本建設担当次長

名義人が亡くなられて、同居人が残ったというケースだと思いますが、この場合は一定の条件を満足していれば、入居承継ということで入居を継続することができます。

以上でございます。

○大田委員

夫婦2人でおられた場合は、名義人の御主人が亡くなった場合は奥さんのほうに一定のあれがあれば入居承継ができるから、名義人を変えるということができると。実際にそのようなものがあったと思うんですが、何件ぐらいあったんですか。

○沖本建設担当次長

入居承継の件数につきましては、今現在データは持ち合わせておりませんので、何世帯ということはわかりかねますが、入居承継については、相当数ございます。

以上でございます。

○大田委員

市の場合はそうやって入居承継ができると言っておられたんですが、県の場合はそれがなかなか難しいということをお聞きしたんですが、市の場合はそれがスムーズに行っているということで理解しましたが、今後もよろしくお聞きしたいと思います。

決算177ページの建設解体工事が3,200万円ですかね、施設解体工事が実施されたということですが、その解体跡地は今後どのようにされるのかちょっとお聞きしたいと思うんですが。

○沖本建設担当次長

市営住宅の解体跡地の利用についてでございます。

まずは行政財産としての活用方法がないか、まずは庁内で検討し活用方法がないようであれば、普通財産へ変更するように考えております。

以上でございます。

○大田委員

それについて、まちづくりレポートの65ページにA評価となっているんですが、そのところの御説明をもう一遍お聞きしたいと思うんですが。なぜA評価になったか。

○沖本建設担当次長

まちづくりレポートこちらのほうに、市営住宅長寿命化計画に基づく用途廃止戸数ということで、近況値89戸となっております。令和8年度の目標を134戸としております

ので、進捗率とすれば現在53.1%となっております。評価としてはAとなっておりますが、この評価方法につきましては、このレポートの2ページ、3ページになろうかと思えます。各年度の目標とする進捗率に照らし合わせ成果指標の評価方法、こちらの評価表に基づいてA評価としております。

以上でございます。

○大田委員

売却のところが策定時が4億914万円と、近況値が1億8,000万円と、目標値が1億円というふうに書いてあるんですが、それで進捗率182.3%でAになっているんですが、その上のところには、目標値の進捗率13%となっているんですが、そこんところちょっと分かりにくいんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

これは全体ということで、住宅だけじゃないからなかなかということで、ある程度は理解しました。了解。

○大田委員

まちづくりレポートの44ページ。

道路網の整備で、下のほうに令和4年度、岩田地区において市道小池枝線の整備が完了したほか、島田地区においては市道山田畑線の待避所の整備が完了しましたというふうに書いてあるんですが、山田畑線の改良工事うたってあるんですが、本当に完了したんですか。

○山口道路河川課長

ただいま、市道山田畑線の待避所の整備が完了したのかという御質問でございますけれども、こちらにつきましては、令和4年度におきまして、2か所目の待避所の設置が完了いたしております。

以上でございます。

○大田委員

これは何か所くらい整備しようと思う。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

山田畑線の待避所につきましては、全体で9か所の要望を受けております。
以上でございます。

○大田委員
9か所中、今2か所が完成したのか。

○山口道路河川課長
そのとおりでございます。

○大田委員
だから小池枝線については100%完了したんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長
小池枝線につきましても、完了いたしております。
以上でございます。

○大田委員
そしたらもう小池枝線については、対面通行でよけることなくスムーズにいけるという
ことですね。

・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員
そういうふうに小池枝線もそういうふうになったらしいんですが、このところに成
果表の進捗状況について、要するに舗装道路割合がCで、目標値が99.3%、近況値は
99.2%と取ってあるんですが、えらい高い数字なんですが、進捗率0%でこれ本当に間
違いないですか。

○山口道路河川課長
間違いございません。

○大田委員
そうなの。本当に間違いない。
それで、道路の改良率も100%となっているんですが、改良は、要するに今こういう
ふうに計画した改良が100%でやったという、ほかの計画のやつは入れないから100%と
いう解釈になるんですかね。

○山口道路河川課長
こちらにつきましては、令和4年度につきまして、宅地開発や県の改良工事に伴う道

路帰属により改良済み道路が300m増加したため、その結果、道路改良率が74.6%という数字になっております。それで、進捗率が100%ということになっています。

○大田委員

だから、ずっと長年の計画はこれの中に入れていないということになるんじゃないんですかとお聞きしているんです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山口道路河川課長

ただいま、委員からの道路改良率における、市の今後の全体の計画としてはどうなのかという御質問でございますけれども、こちらの計画策定時におきます、市で計画しておりました路線につきましては、まだ数値のほうに反映されておられませんので、今後の改良率向上となる数値に入ってきてまいります。

進捗率が既に100%に達していることに関しましては、先ほども御説明いたしましたけれども、当初の計画には入れておりませんでした宅地開発や県道改良工事に伴う道路の帰属によりまして、増加した延長によってこちらの数値が74.6%となり、目標値の74.6%に達したことから進捗率が100%になったものでございます。

以上でございます。

○大田委員

だから、策定時の割にはまだ25.5%は足りないということで、近況値の場合にはここ何年かのうちの達成率が100%という理解になるんですが、じゃけん策定時のところについては100%ではないですよという理解になるんですが、それでよろしいですかね。

○山口道路河川課長

策定時が74.5%でございましたが、令和4年度におきまして目標値の74.6%に達しましたので、100%ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

また後からしっかりと詳しくお聞きしようと思います。そこんところもっと分かりやすく説明してもらいたいと今後は思いますので、よろしくお願ひします。

○森戸委員

さっきの話の続きで確認だけなんですけど、同僚議員が決算書の177ページで住宅補修用資材のところでのお話してから入居承継のお話があったと思います。この入居承継に関しては、その入居承継していいんですよという根拠と基準があれば、あると思うんですが、その辺をちょっとお示しいただけますか。一問一答でやっていきます。

○沖本建設担当次長

入居承継のまず根拠につきましては、光市営住宅条例、これの第23条に入居の承継というものがございます。入居者が死亡し、または退去した場合において、その死亡時または退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き、当該市営住宅に居住しようとするときは、省令第12条の定めにより、市長の承認を得なければならないということで、一定の手続を踏めば入居の承継ができるということになっております。

入居承継の要件についてでございますが、入居者と同居期間が1年以上あること、もしくは入居時からずっと一緒に同居していた親族、承継後の認定月額が一定額を超えないこと、明け渡しの要件に該当しないということで、当然、家賃の滞納があれば入居継承はできません。

以上でございます。

○森戸委員

さらに世帯収入で家賃が決まってくると思うんですけど、きちんと納税証明等も含めて、新たにまた御提出をいただくとか、そういうところの部分はきちんとやられているのか、その辺の確認だけさせてください。

○沖本建設担当次長

入居承継の書類と同時に、そういった収入に関する書類等も求めております。それに基づいて再度家賃のほうは算定しております。

以上でございます。

○森戸委員

非常に多いということだったんですが、適正に基準と根拠に基づいて、適正に執行されているということによろしいですかね。

○沖本建設担当次長

仰せのとおりでございます。

○森戸委員

了解しました。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」

4. 都市政策部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第5号 令和3年度光市一般会計歳入歳出決算について〔所管分〕

説 明：山本都市政策課長 ～別紙

質 疑

○森戸委員

まちづくりレポートの43ページなのですが、良好な都市空間の創出で評価がAということなのですが、議決した光駅拠点整備基本計画について見直すということに令和4年度でなったわけなんですけれども、この評価、その見直すことについては、このA評価に関してどのように反映をしたのか。それも含めてAだということなのか、その辺のところはいかがですかね。

○山本都市政策課長

まちづくりレポートの43ページ、良好な都市空間の創出に係る評価Aについてでございます。

この算出方法につきましては、前に戻っていただき2ページをお開き願います。

この評価につきましては、2ページにお示ししております政策評価の方法に従いまして、43ページの成果指標の進捗状況の②良好な景観の形成に心がけている人の割合の進捗率を基にした客観的な評価で算出しております。

委員さん御質問の評価への反映につきましては、一番下の角で囲まれた担当所管による評価検証、特筆すべき実施内容、取組の分析等として、ここに丸の4つ目の事項に基本計画を見直すこととした旨の記載を行って評価をしております。あくまで評価の方法になりますので、光駅の関係については、下の担当所管課による評価検証のところで記入させていただいて評価しているということでございます。

以上でございます。

○森戸委員

だから、基本計画を見直すこととしましたとしか書かれていないんですけれど、それだけだということになって、その見直したことに関しての部分に関しては、この中に含まれないというような意味合いになるんですかね。

○山本都市政策課長

見直すことについては、これからでございますので、評価としては記載というか、そういう反映はしておりません。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。今のところの前提条件のところをもう少し詳しく、私が噛み砕いてなかったもので、こういう質問になったんだろうと思いますので、またちょっとその件に関

しては改めてやりたいと思います。

それと、同じようなページの中で、ふるさとひかりの景観10選を選定をしたということなんですが、この選定をしたことで、市民意識の高まりとかそういう点に関しては、どのように感じていらっしゃるのですか。

○山本都市政策課技術担当課長

こんにちは。ふるさとひかりの景観10選については、平成30年に選定をしており、その後パンフレットの印刷、配布や令和4年から定期的に市のフェイスブック等に選定された景観をアップするなど取組を行い、良好な景観の形成に心がけている人の割合が、令和3年度では67.3%、64年に69.1%増加しておりますので、市民意識は高まっていると感じているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

その認識の部分なんですけれども、認識というか、まあいいや。了解しました。どこまで認識されているのかなというのが、浸透しているのかなというところがまだ少し疑問だったので、その辺は引き続き、一回でなかなか浸透してくるものでもないと思いますので、引き続き景観に関しては、PRといたしますか、情報発信といたしますか、頑張っていたらと思います。

それと、決算参考資料の9ページで、商工総務費の高齢者バスタクシーの委託料の164万6,000円が生じた理由は何でしたかね。あ、これ公共交通だから、まだ後。

○委員長

後でお願いします。

○森戸委員

すみません。全て終わったかと思った。ごめんなさい。そこが私の勘違いでしたね。

それと、Park-PFIはここでよろしかったですかね。決算参考資料の36ページに、Park-PFIについての記述があるわけなんですけれども、4年度において導入可能性について調査研究を実施したということなんですけれども、4年度に関してはどういった調査研究をされたのか、その辺の成果報告をしていただけたらと思います。

○山本都市政策課長

Park-PFIについてでございます。

御承知とは思いますが、Park-PFIは都市公園の魅力と利便性の向上を図るために、公園に施設を設置して運営する民間事業者を応募により選定する制度でございます。令和4年度は民間事業者数社へのヒアリングや意見交換を実施しております。またトライアル・サウンディングといった社会実証実験の実施に向けた検討なども行ったところでございます。民間事業者への意見交換では、イベントによる集客効果、収益性な

どのデータがない中でのPark-PFIの実施は難しいというような意見もございました。このことから本年度ではございますが、トライアル・サウンディングといった市場調査ができないかといったことも検討しているところでございます。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。今年度にそういうつながりがあるということで、理解をいたしました。以上です。

○河村委員

173ページ、真ん中よりちょっと下なんですが、周南道路建設促進期成同盟会、これどういった道路要望をされるのか、その団体を含めてちょっと説明をお願いします。

○山本都市政策課長

周南道路期成同盟会に関する御質問でございます。

周南道路は、周南圏域の交通の円滑化や防災・減災の向上、産業力の強化を目的とするものでございます。平成10年6月に地域高規格道路の候補路線に選定され、その後、本市と周南市、下松市、田布施町の首長と議長で構成する周南道路建設促進期成同盟会を設立し、国や県等に対してその要望活動を行っているものでございます。

以上でございます。

○河村委員

要望活動をやっているんだと思いますが、減災とか防災とか産業力向上とかというのは、どういったものを指すんですか。例えば道路になったときには、どういう道路を指すの。今現状で市内いろんな道路がありますが、一通り十分というか通行状態については支障がない、これから人口減少へ向かっていく中で、さらなる車両の増加というのはあまり認められないわけですが、そういったことも含めてちょっとお話しください。

○山本都市政策課長

あくまでこの周南道路というのは、構想段階の道路でございます。減災・防災の観点では、光から下松に抜けるルートであれば、現在、国道188号路線のみとなっております。これに代わる幹線道路や、また田布施から周南市をルートとする、具体的なルートまでは定まっておきませんが、そういった地域を結ぶ道路ということで、計画要望をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○河村委員

188号を補完するというのであれば意義があるところと思いますが、今現行の188号線というのは、大雨とか越波とかというときに通行止めになりますからね、じゃあそうで

ないものちゅうのはどこなんかというのを明確にしないと、ずっとこのままずるずるずるずるいきおったら、お金だけなくなってしまうということになりますから、早めに路線決定をして、その路線についての要望を深めていく。そこから今の測量予算とか、土地購入というふうに移っていくわけで、もうちょっと公開できるような資料を明記して、そういった陳情活動につなげていただきたいというふうに思います。

それからその下の、都市計画の街路事業費事業費の中で駐車場のところがあります。南北の駐車場の中で、北側の駐車場の収入状況が分かりますか。

○山本都市政策課長

北口の駐車場の収入状況ということでございます。

恐れ入りますが、主要施策の成果の175ページをお願いします。ちょうど真ん中の辺りの表、駐車場の年間利用状況の整理料の北口、275万4,000円でございます。

以上でございます。

○河村委員

その上の駐車場の管理料金、管理委託これも南北分けて分かりますか。

○山本都市政策課長

南口駐車場が454万4,000円、光駅北口の駐車場の委託料が393万8,000円でございます。以上でございます。

○河村委員

従前から北口については、委託料のほうが高いわけですが、整理をしなければいけない理由というのがどうもよく分からない。夜は解放状況ですから、要は余分にお金をかけてまでその管理をせにゃいけないのかとこういうことなんです、その辺りの検討っていうのはどうだったんですか。

○山本都市政策課長

駐車場の利用についてですが、特に早朝から夕方の辺りは利用台数が多くございますので、やはり駐車場の管理人等を置きまして、維持管理をしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○河村委員

いや、何て言うんですかね、早朝夜間って朝何時からだったっけ。7時からだったかね。

○山本都市政策課長

6時からです。

○河村委員

6時からからね。なるほど。赤字の部分で整理がいるという考え方がちょっとよく分からなのですけれども、普通に開放型にして、管理事務所までの車が止められるようにしておいたほうが利用者にとっては便利なような気がするんですけども、一度そういった検討もしておいていただいたらと思います。

174ページの真ん中辺。誕生記念植樹の委託料。

当初の頃は幼木といいますか、若い木を植えて誕生記念植樹っていうのをやりよったんですが、このところ大きな、何ていうんですか、大きな木というか成木ですよ、成木を植えておられるんですが、その何でそういうふうになったんですかね。子供からすると、自分の子供の成長と木の成長が合わさって、分かりやすいというか楽しみになるわけですが、その辺りちょっと説明できますか。

○山本都市政策課技術担当課長

誕生記念植樹の事業につきましては、昭和56年から継続して実施しており、令和4年度で42回を迎えております。

令和4年には57名の方が参加しております。令和4年につきましては、誕生記念植樹として、メインツリー、高さ3mの梅を2本、それと現地に記念名板や写真用プレート等を設置しております。

近年、植樹する場所が減少しておりますので、大きいメインツリーを2本ほど誕生を記念して植えているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

冠山総合公園ができてからもう何年ですかね、四十何年になるのかな。当初公園の梅を市内のいろんな農家を含めて寄贈をしてもらったということで、公園を造ったときから20年、30年たった梅の木がたくさんあったわけで、現行そういった梅が70年とかもう経過しているということで、花のつきがすごい悪くなっているんですよ。梅の花のつきが悪くなっている。もちろん剪定もしていないというのも当然あるわけですがね。そういった中で、若い梅の木を植えることで、そういったカバーができるとも思うわけですが、もう成木になったものを植えると、またその最後の期間が短くなるわけですよ。その辺りの検討を、要は梅園全体の梅の木を配置する、あるいは植栽していく、あるいは剪定をする、あるいは花のつきが悪くなったら撤去するとか、そういったものは誰がやりよるんですか。

○山本都市政策課長

冠山総合公園の梅の里等の管理は、同公園の指定管理者が行っているところでございます。

具体的に梅の里につきましては、年3回程度草刈りを実施しております。また梅の木

の剪定やかずらの撤去などは、梅まつり前の1月頃に一度実施しているところでございます。

また、梅の木の根元には、公園の維持管理により発生した草などを置くなどの維持管理を行っているところでございます。

委員さんの御質問の梅の木についてでございますが、老木となっており植え替えが必要になってくることは、大きな検討課題だと認識しているところでございます。

以上でございます。

○河村委員

指定管理料の中身を見ていないのですが、草刈りと、それからどうも私が見ている範囲内では梅の剪定は最近あまりされていないように見受けるんですけどね、新芽に花がついていくんですから、新しい芽が出なければ花は咲かないので、その辺りのところまでその指定管理料の中に入っちゃうの。

○山本都市政策課長

梅の維持管理についても指定管理料の中に入っております。

以上でございます。

○河村委員

維持管理と剪定が同じなの。あなた方が思っている維持管理と、要は受け手の人たちがどういうふうに思っているのか、当初から梅園については、市の職員が剪定やなんかをしてきたという経緯があるんで、業者があまりやったことはないんですよ。間違いなくこの指定管理料の中に、今の剪定を含めた維持管理が入っちゃうということでええね。

○山本都市政策課長

指定管理料の中に入っております。

以上でございます。

○河村委員

やってなかったら、今度文句言うからね。（笑声）

それから最近上のオートキャンプ場のほうに、どんぐりを植えたり、あるいは草を刈るのはいいんですけど、あそこはウラジロの群生地なんですよ。刈るシーズンを間違えると、もう年末には取れんよね。分かるかね。その辺りのところもしっかり、当初地域と約束をした梅園を造るときのいろんな話がある。地権者から購入したときにはいろんな条件もあったりするんで、その辺りもしっかり検討材料の中に入れておいていただいたらと思います。

それから、冠の指定管理者の光熱水費と高騰支援金50万円ということで、あんまり光熱水費を使うケースはないというふうに思っておったんですが、あの、冠の電気代が枠を超えているのか、それとも今のレストランみんな含めた維持管理費になっているのか、

その辺分かりますか。

○山本都市政策課長

指定管理者光熱水費等高騰資援金でございますが、これはあくまで電気料金に対するものでございます。指定管理者からは、電気料金は令和3年度と比較すると約188万円程度増額となっているというふうに確認をしております。

また、先ほど言われましたレストラン棟につきましては、レストラン棟は指定管理の範囲外ということになっております。

また、休憩棟につきましても、指定管理者の範囲外ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

休憩棟というのは、副管理棟のことを言うんですか、それとも一番上のオートキャンプ場の管理棟のことを言うんですか。

○山本都市政策課長

レストランの横にある、今現在観光協会が入っておられる棟でございます。

以上でございます。

○河村委員

それは別か。今の指定管理の中に入っている建物をじゃあ言ってください。

○山本都市政策課長

指定管理の中に入っているものは、レストラン棟と休憩棟を除くものでございます。

以上でございます。

○河村委員

分かりました。ええです。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

○田中委員

決算書の173ページの一番下の部分で、公園緑地維持管理事業の消耗品費のところ、予算のときに、リコーの森に関する部分が上がっているというお話があって、主要施策の177ページのところに、リコーの森について触れているところがあるんですけど、この1年間というか、決算なので事業の状況と成果について、お聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

冠リコーの森ということで、少し概要を説明させていただきます。

冠リコーの森は、冠山総合公園協働活動事業の通称で、開園20周年を迎える冠山総合公園や隣接する市有地の森林において、協働で森林保全や環境美化活動に取り組むことにより、自然環境の保護や活動を通じたコミュニケーションの輪を広げることを目的とするものでございます。

令和4年度の活動は、11月26日に約60名の参加をいただきまして、砲台山への登山道の枝打ちや草刈り、ごみ拾いなどの森林保全活動を行いました。

以上でございます。

○田中委員

それでちょっとお聞きしたいんです。これ事業自体に先ほどの消耗品費も含めてどれくらいかかっているのかという部分と、協働事業ということでお話があったんですけど、以前も砲台山クリーンハイキングとかいって、市民と一緒にやっていた事業があったかと思うのですが、その事業がこれになったのかどうかという部分と、あと人数が結局そのリコーと協働でやることによって、どういうメリットが市にあるのかという部分を少しお聞かせいただけたらと思います。

○山本都市政策課長

まず、事業費でございます。先ほど言われた公園緑地維持管理事業の消耗品費から、約24万円程度、鎌やがんぜき、軍手など作業に必要なものを購入しております。

あと、これに係るメリットでございますが、先ほど御紹介したように、協働で森林保全活動に取り組むことによって、自然環境の保護や活動を通じたコミュニケーションの輪を広げることで、市民の方々、関係者の方々と一緒に森林保全活動や清掃等を行うことは、大変有意義なことだというふうに認識しております。

以上でございます。

○田中委員

成果という部分でちょっとお聞きしたいんですけど、っていうのがここ二、三日で市民の方から何人か連絡が来たというのもあって、光市のネーミングライツについて、新聞に出た関係があって手を挙げるところがないというようなところで、どういう状況なのかという問合せもあったんですけど。本来であれば、こういう企業の名前がついたものは、何かメリットが市のほうにもあって、協働で行うというものになってくるんだと思うんですけど、例えばこれ先ほど24万円支出があるということだったんですけど、砲台山クリーンやっていたときから、じゃあどれくらい減額になっているのかとか、例えば今砲台山のほうも痛みが激しくて崩れてきているんじゃないのかというような、戦争遺構の中の話もあったりする中で、例えば、企業さんから何か寄附をいただいているとか、参加人数が莫大、例えば企業が50人連れてきて増えているとか、何かそういったことってあるんですか。

○山本都市政策課長

具体的な事業費に関する効果の検討などはいたしておりません。あくまでこの事業は森林の保全環境ということになりますので、砲台山の修復であったりとか、そういったものは含まれておりません。

以上でございます。

○田中委員

その中で森林保全という部分で、目的がということなので、ではその部分でいわゆる今まであった砲台山クリーンの活動と、例えば事業の予算に比べて何かメリットがあったかとか、参加人数が莫大に増えたとか、市としてのメリットは何があるんですか。

○山本都市政策課長

リコーさんといった大企業のチャンネルを使うことで、光市のPRにつながる、そういった金銭以外のメリットがあるというふうに考えております。

以上でございます。

○田中委員

今、大企業のチャンネルを使った金銭ではないメリットというお話があったんですけど、例えば大手企業のCMとかで、この街のここの環境整備をやっていますよとか、CMとかで使われればそりゃあ目に留まって、市としてのメリットになってくると思うんですけど、今現状だけ見てしまうと、どうしてもそこの部分が今見えないんですね。今ちょうどメリットがあると言われたんで、何か例があれば御紹介いただけたらと思うんですけど。

○山本都市政策課長

SNSを使ったような情報発信がリコーさんのほうからもされているというふうに認識しております。

以上でございます。

○田中委員

私それ知らなかったもので、どういった、SNSもいろいろあるので、媒体と名前とかを教えていただけたらという部分と、あとそういったことは、何かPRはされているんですか。

○山本都市政策課長

具体的なものについては、認識できていないところではありますが、主に動画のユーチューブなどで発信されているというお話も聞いております。

以上でございます。

○田中委員

こちらのほうでユーチューブでリコーで検索かけたらこの動画が出てくるよという、プッシュ型じゃなくてこちらから検索をかけないとたどり着けないという理解になるんですけど、よろしいですか。ちょっと細かすぎてすみません。

○山本都市政策課長

私自身、実際にユーチューブでまだ検索をかけておりませんので、はっきり出てくるかどうかというのは分かりませんが、こちらのほうから検索をかけていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○田中委員

なかなかちょっとメリット等あまり感じられないのでちょっと整理していただいて、私自身も見てみますので、今、市がネーミングライツで苦勞している部分もありますので、何かその中からお互いがメリットになるような取組に、これをきっかけにつなげていただけたらと思います。今回が1年目ということだったので、今後の発展に期待しまして終わります。

○大田委員

決算書の175ページの虹ヶ浜海岸松林内保育等管理委託料190万9,000円と出ているので、これは虹ヶ浜の草刈りを行っているような説明があったと思うんですが、その範囲はどのようになっているんですか。経済部やったんですかね、海岸の砂浜を機械でやるとか、それぞれの区分けなんかもいろいろあると思うんですが、そういうところも教えてほしいんですが。

○山本技術担当課長

虹ヶ浜海岸松林内保育等管理委託料の内訳でございます。

これは、虹ヶ浜地区の松林内とわかば公園の除草などの作業となります。虹ヶ浜地区でも海岸というよりは、市道浜線より1本駅側というか、元キャンプ場跡地の付近の松林の草刈りとわかば公園内の除草となっております。これは、経済部とは重なっておりません。

以上でございます。

○大田委員

となると虹ヶ浜の市道ですかね、海岸から市道までの間の松林はあれはどのようになっているんですか。

○山本技術担当課長

市道から海岸沿いのほうについては、この業務には含まれておりません。

それと、わかば公園については、この業務の中に含んでおります。
以上でございます。

○大田委員

だから今現在の、夏になったら店舗が2店ほど今回出ましたよね。あそこのところは経済部が担当しておるという解釈になるんですか。

○山本技術担当課長

そこは、この業務の中には含まれていないということでございます。
以上でございます。

○大田委員

だから、どげんなっちゃうんかとお聞きしているだけで、わかば公園はあそこの東側のところの駐車場兼あれやら含んでいるところでしょう。区分が分からない、あそこのわかば公園よりちょっと西側のところにもよく草が生えちゃうんですよね、よく。そげなところも区分けがはっきりされているんですか。

○山本技術担当課長

先ほどの繰り返しとなりますけども、本業務には含まれておりません。
以上でございます。

○委員長

山本担当課長、大体番地からどっからどこまでの範囲で、どこまでが都市政策部でありますというところは、もう一度的確にお願いします。分かりましたら。ここの所管の部分だけお願いします。

○大田委員

いいよ。そうしたらあそこへ線をピシーっと引けばいいんだよ。（笑声）それを言うんだったら。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○山本技術担当課長

わかば公園につきましては、西の河原川の左岸側の公園区域内の草刈り。それと松林につきましては、市道より光駅側の松林内の草刈り等を行っております。
以上でございます。

○大田委員

それが192万9,000円で、何回ぐらい草刈りされるんですか。

○山本技術担当課長

草刈りについては、年に2回行っております。
以上でございます。

○大田委員

それと、先ほど駐車場のことについてお聞きされたんですが、駐車場の事業費832万円のあれが。（「173ページ」と呼ぶ者あり）あれで、以前私が2期目ぐらいのときに自動改札装置が図面で表されて、それをやるというふうな話が出たんですが、それがいつの間に立ち消えになっているんです。なぜ立ち立ち消えになったのか、そのところを説明してほしいんですが。

○委員長

大田委員、今回の駐車場事業の897万2,945円に対しての質疑をお願いします。

○大田委員

さっきその832万円が上がっちゃるからさ、その前にあったのがなぜ今このまま継続しているのかというのをお聞きしているだけです。

○山本都市政策課長

委員御質問になられた173ページの下ほどの駐車場管理委託料848万2,000円につきましては、北口・南口の駐車場の料金徴収等の維持管理を地元の老人会組織に委託した費用でございます。
以上でございます。

○大田委員

それをなくすためにそういう計画が上がって、私らも図面提示されたんですよ。それがいつの間にかまたこういうふうな委託費に決算で上がっていると。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

まだ、現在はまだ生きているということで私は解釈しました。今見直し中ということらしいですから。

それから、175ページの光駅拠点整備事業の基本設計委託料が今回5,827万1,000円上がっています。これは、主要施策の成果でも179ページですかね、2件の業務委託、設計業務委託が出ております。その内訳をちょっと細かく教えてほしいんですが。

○山本都市政策課長

内訳ということでございますが、主要施策の179ページをお願いします。

光駅拠点整備事業費の基本設計ということで、光駅南北自由通路等基本設計業務の事業費が3,953万1,000円、光駅前広場等基本設計業務が1,874万1,000円ということでございます。

以上でございます。

○大田委員

その業務委託というのはどういふのですか。

○山本都市政策課長

光駅南北自由通路等基本設計業務は、光駅拠点整備基本計画に沿って、令和3年度と令和4年度の2か年で駅舎を含む南北自由通路をはじめ、南口駐輪場、南口公衆トイレ等の基本設計を実施したものでございます。

もう一つの光駅前広場等基本設計業務につきましては、基本構想並びに基本計画に掲げる整備コンセプトの実現に向け、南口ロータリーや北口駅前広場等について必要な比較検討、関係機関との協議や基本設計図の作成、概算費用の算出、イメージパース等を作成したものでございます。

以上でございます。

○大田委員

今光駅前広場等基本設計、そのイメージ等を作成、設計業務をされたというふうに言われたんですが、実際具体的にはどのようなことをされたんですか。

○山本都市政策課長

先ほどの繰り返しになりますが、基本設計図の作成、概算費用の算出、イメージパース等の作成でございます。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、金額は出されたんですか、出されていないんですか。

○山本都市政策課長

基本設計の概算費用として算出しております。

以上でございます。

○大田委員

それは、その成果というのは我々に示されるべきだろうと思うんですが、どうでございますか。

○山本都市政策課長

光駅拠点整備事業に係る令和4年度の基本設計やその成果内容については、駅舎を含む南北自由通路、南口駅前広場や北口駅前広場の概算事業費や主な施設の概要についてはこれまで御説明させていただいており、さらに詳細な内容などについては、市と鉄道事業者の双方が意思決定していない基本設計について、より詳細な内容をお示しすることはできません。

以上でございます。

○大田委員

光駅前広場基本設計業務も鉄道事業者とそんなにあれなんですか。それとも、これは随契で出されているんですが、このあれも鉄道事業者のコンサルタントの関係者ですか。

○山本都市政策課長

光駅整備事業に係る基本設計でございますが、光駅南北自由通路等基本設計と光駅前広場等基本設計は密接に関連した一体的なものですことから、これまでもお伝えしていますように、基本設計の成果については市と鉄道事業者の双方が意思決定していないことから、これまでに御説明している以上の詳細についてはお示しすることはできません。

以上でございます。

○大田委員

これは令和2年度から令和4年度まで設計業務委託ですかね、約1億1,000万円以上の市民の税金が出ているわけです。それについて、いろんな成果について説明ができないと、鉄道事業者との決着がついていないからできませんと言っておられるんですが、これは北側と南側広場について市の基本方針どおりに進めていると私は信じているんですが、それも一応鉄道事業者と話合いがついていないという解釈になるんですか。

○山本都市政策課長

駅前広場につきましても、南北自由通路と密接な関係がございます。このことから、双方一体的なものと考えております。

以上でございます。

○大田委員

そうすると、設計業務は南北自由通路と駅前広場の2つに分けて出された理由というのはどういう理由なんですか。

○山本都市政策課長

南北自由通路につきましては、鉄道事業者との密接な協議・調整が不可欠であるとともに、鉄道用地内及び線路内への立入り、近接する施設調査等を限られた期間や時間の

中での確かつ効果的・効率的な作業を安全に実施する必要があります。

また、鉄道固有の特殊な資格を持つ体制はもとより、豊かな経験や鉄道施設等について高度な専門性が必要であることから、JR西日本コンサルタンツ株式会社山口営業所と契約を行っております。

一方、光駅前広場等基本設計業務につきましては、基本構想並びに基本計画に掲げる整備コンセプトの実現に向け、南口ロータリーや北口駅前広場等について必要な比較検討、関係機関との協議や基本設計図の作成、概算費用の算出、イメージパース等を作成するものであることは先ほど申し上げました。本業務の実施に当たっては、業務受注者が持つ専門的知識や実績、それらに基づく提案力によって業務成果が大きく異なる性質のものであります。また、短期間で業務を履行する能力を求めることから公募型プロポーザルを実施し、最優先交渉権者として特定した大日本コンサルタント株式会社山口営業所と契約を締結いたしました。

以上でございます。

○大田委員

だから、今の説明では鉄道関係に主たる関係は別にあるような答弁でなかったんですがね、大日本コンサルタントに出された理由は。

○山本都市政策課長

先ほどから申しますように、両設計には密接な関係がございまして、両設計を含めて意思決定をしておりますので公表できない、これ以上詳細は説明できないというふうに申し上げております。

以上でございます。

○委員長

大田委員、今、上の南北地域通路についてはJRコンサルタント山口とJR系の企業のコンサルと、そして下の南北地域通路は大日本コンサルと公募型プロポーザルで決めたと。双方密接した関係があつて、意思決定に至っていないという部分が執行部の答弁であります。

そういったところで、まだ的確な答弁がありましたら、大田委員、まだそういったのを踏まえて、まだ答弁を頂きたいと思います。よろしく申し上げます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○大田委員

3年間に分けて1億円以上の金も、市民の大事な税金をお使いされて、それがいまだに成果物が出ないという答弁ずっとされてきておるわけですよ。これは、もう延期になってから半年以上たっちょるわけですよ。

いつになったら出るんかちゅうのは、大体の目星でよろしいですから、言うてくださ

い。

○松並都市政策部長

決算でお示ししておりますように、令和3年度と4年度の2か年をかけて光駅拠点整備に係る基本設計に取り組んでまいりました。しかしながら、これまでも申し上げておりますように、概算事業費が当初基本計画で定めていたものを大幅に上回る状況となりましたことから、基本計画の見直しを進めることをお示しをしたところでございます。

今後、このたびの基本設計の成果も踏まえつつ、なるべく早い時期に基本計画の見直しについてお示しできるように鋭意取り組んでまいります。

以上でございます。

○大田委員

なるべく早いでお示しするという答弁があったんですが、ある程度の目星をつけて、来年の何月頃までとか、再来年の何月頃までとかいう目星がつくはずですから、そのところを期間をある程度定めた答弁をお願いしたいと思うんですが。

○松並都市政策部長

委員から目星をつけるというふうにお尋ねを頂きましたけれども、現時点で具体的な時期をお示しすることはできかねますが、なるべく早い時期にお示しできるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○大田委員

それはそれでもよろしいんですが、我々の任期も来年の10月で選挙になって、そういうような期間も迫っておることだし。それらも踏まえて、答弁をもう一遍お願いしたいと思うのですが。

○松並都市政策部長

現時点で具体的な時期、めどについてお示しはできかねますが、なるべく早い時期にお示しできるように努力をしてまいります。

以上でございます。

○大田委員

なるべく早いですが、よろしくお願ひしますよ。

続いて、173ページの都市計画基礎調査委託料385万円が計上されておるんですが、これのどういうふうな調査委託料を出されたのか、その成果もどういうふうにしたら出されるのか教えてほしいんですが。

○山本都市政策課長

都市計画基礎調査委託料についての御質問でございます。

都市計画は長期的な目線で定めるものであり、合理性を確保することが重要です。このことから、都市計画基礎調査の目的は都市の現状や都市化の動向などを定期的に、そして客観的・定量的に把握することで、その状況に応じ、適切に都市計画を定めていくことでございます。

都市計画基礎調査は都市計画法に基づき県が実施したもので、その一部を県から委託を受けて市が実施したもので、おおむね5年ごとに行われ、その内容は人口規模、市街地の面積、土地利用の状況、建物の規模や構造などといった法令で定められた事項の調査を行い、現状や将来の見直しについて調査を行うものでございます。

都市計画基礎調査の結果は、都市計画の決定や変更を行うための、また将来様々な計画を立案するための指標としても活用していきたいと思っております。

以上でございます。

○大田委員

それは、どのぐらいの期間をかけて調査されるんですか。

○山本都市政策課長

都市計画基礎調査業務委託の期間ということでお答えさせていただけたらと思います。令和4年6月30日から令和5年3月31日までの期間でございます。

以上でございます。

○大田委員

まちづくりレポートの中の43ページの中にも、一番下の括弧の中に担当者による評価・検証と次に示す内容の取組の分析等の下の2番目の丸のところにも、一応ここに書いてあるんですよ。「都市計画区域における土地利用の状況や建物の用途、構造の現状などをおおむね5年ごとに県の委託を受け、把握するために都市計画基礎調査を実施しました」とここに書いてあるんです。

だけど、なかなか我々にはよく浸透しないんですよ。浸透するように、もう一遍ちょっと分かりやすく説明してほしいんですがね。

○山本都市政策課長

この調査でございますが、都市計画の長期的な目線に立って、都市計画を様々定めてくるわけですが、その元となる情報といいますか、データを定期的に調査し、蓄積し、今後活用しようとしていくものでございます。

以上でございます。

○大田委員

要するに、基本・基礎、光市の発展を今後どのようにしようかという考えの基本計画をやっているという理解でよろしいですかね。

○山本都市政策課長

その元となる情報の調査でございます。
以上でございます。

○大田委員

それを、今後の光市の都市発展のために一生懸命利用して、光市の都市発展のために基礎づくりを今からされていこうとされているみたいですので、それをいかに利用するか、発展するかで活用してほしいと思っておりますので、ぜひともよろしく願います。またお聞きします。

○松並都市政策部長

先ほど、課長から土地利用の状況ですとか建物の現況といった調査を行ったことはお答えを申し上げましたが、これは都市計画法の定めによりおおむね5年ごとに県が行うもので、おおむね5年と言いつつ近年はぴったり5年ごとに県が実施しております。

この調査を踏まえて様々な都市計画の見直しに当たっての基礎情報として活用するんですけれども、大きいのは市街化区域と市街化調整区域の見直し、いわゆる線引きの見直しの基礎資料として活用されることが多くございます。

といいますのも、近年ですと平成19年の基礎調査を踏まえて平成24年に線引きを見直しております。その後、5年ごとですので、平成24年の調査、それから平成29年の調査を踏まえて令和2年に線引きの見直しを県がしております。

やっぱり、土地利用の状況ですとか建物の状況というのを俯瞰して、どちらかというマクロな視点で捉えつつ、人口減少と照らし合わせながら市街化すべきエリアの規模とか状況といったようなことをこの基礎調査の結果を踏まえて検討していくことになる。そういったものための調査ということで、御理解を頂きたいと思えます。

以上でございます。

○大田委員

それによって、光市の何か見直しをすることはあるんですか。

○松並都市政策部長

都市計画には、県が定めるものと市が定めるものとそれぞれ決まっておるんですけれども、近年で言いますと、市街化区域の見直しに合わせて、当然市街化区域が広がるのであれば、市街化区域を広げて用途地域を何にするのか、例えば住居地域にするのかといったようなことをこれは市が定めてくるようになるんですけれども、そういったことを合わせて検討してくるようになるかと思えます。

以上でございます。

説 明：坪根公共交通政策課長 ～別紙

質 疑

○小林委員

それでは、何点か御質問させていただきます。

まず1つ目の質問としましては、主要施策の成果についての159ページ、離島航路運航助成事業についてお聞きをします。本航路は、牛島で暮らす市民の唯一の移動手段であり、大変重要な航路と認識をしております。その上で、令和4年度の輸送人員、あるいは欠損金額、実質市補助金額等を鑑みると大変厳しい状況であることが伺えますが、令和4年度における収支改善に向けた取組、このものについてお示してください。

○坪根公共交通政策課長

令和4年度における収支の改善ということで、まず収入の増に向けた取組ということで御説明をさせていただきたいと思っております。

輸送人員につきましては、島民利用が約15%、業者の利用が約27%となっております。牛島の人口や世帯数は年々減少傾向にありますことから、こうした利用が今後大幅に増えるということは現状困難ではないかというふうに認識をしております。

一方で、残りの58%、こちらは釣り客や観光客等となっております、これを伸ばしていくために、もちろん島民生活を最優先とした上でございますが、うしま丸の利便性の向上や情報発信に取り組んでまいりました。

具体的に、令和4年度には、まず令和4年10月1日に運航ダイヤの改正を行いまして、特に本土から牛島へ渡る朝の1便を少し前倒すことで釣り客等の増を期待するものでございます。

もう一つが、牛島海運有限会社のホームページを昨年8月にリニューアルをいたしまして、スマートフォンの表示に対応できるように見直しを行っております。これによって、船の運航情報や島の紹介など欲しい情報が簡単にアクセスできるようなコンテンツについても見直しを行ったところでございます。

次に、フェイスブックを活用した情報発信ということで、釣り情報の提供、あとは少し島に興味を持っていただけるようにということで、アサギマダラの飛来情報の掲載、そして島の日常生活などの情報提供といえますか、そうしたものを写真に撮っての御紹介、そして安心して船に御乗船頂けるように、船の安全点検の様子などをフェイスブックで情報発信を行ったところでございます。

最後に、ユーチューブを活用ということで、うしま丸の船内の様子等をユーチューブで撮影をしていただく機会がありまして、うしま丸の様子を動画で撮って、さらに「撮りました、ユーチューブで御覧ください」ということについてはフェイスブックにおいても紹介をさせていただいているところでございます。

以上が収入の増に向けた取組でございます。

次に、費用の削減という視点で申し上げますと、現在、令和4年度から老朽化が進むうしま丸を更新するために国や県等の関係機関との協議に着手をしております。就航の目途は令和6年10月として船を小型化したいと考えておりまして、この船の小型化によ

り燃料費の削減や船員体制の縮小、船が小さいので船員が少し少なくて済むというところで、そうした人件費の削減も可能であろうと考えておりますので、こちらは今後そうしたことを期待しながら現在調整を進めているという状況でございます。

以上でございます。

○小林委員

非常に分かりやすい説明で、特に収入増のところにおいては様々なツールを活用されて、牛島のいいところをPRされているというところはよく理解できました。加えて、やはり現状をよく分析できているなど思ったのが、実際の輸送人員というところをしっかりと見極めていて、当然島の島民の航路を確保することが大前提になりますが、58%のいわゆる観光客にターゲットを絞って、その上での対策をしっかりと取られているというところはよく分かりました。

費用削減のところについても、現状のところを小型化をして燃料・人員費を下げているところ等しっかりと対応されていると思いますので、引き続きの取組のほうをよろしくお願いいたします。

もう1点御質問なんですが、こちらも主要施策の成果についての162ページ、デマンド型交通導入検討事業についてお聞きをします。

令和4年8月に先進地での岡山県総社市、久米南町を視察されておられますが、その調査・分析結果並びにそれらの結果をどのように本市の事業に反映したのかを併せてお示しをください。

○坪根公共交通政策課長

主要施策の成果の中の先進視察の分析結果等について今御質問を頂きました。

総社市と久米南町という町をそれぞれ視察したのですが、総社市のほうはいわゆる昔ながらのといえますか、職員、パートさんとかが電話を受けて、知識と経験で運行ルートを描くアナログな形のデマンド交通。久米南町さんは、いわゆるシステムを入れて、AIがルートを引くデマンド交通ということで、2つを同時に見ることでそれぞれの差を分析しようということで、2つの町を選んで視察を行いました。

その結果でございますが、まずそれぞれのデマンド型交通の特徴や運用方法について、当然実際現地を見て分析をした結果、まずデマンド型交通の利点の主なものとしたしましては、当然ではございますが、自宅前から目的地まで移動できる、高齢者に特に優しい乗り物であるということを再認識いたしました。また、予約に応じて運行しますので、複数の方が乗り合うことで車両の有効活用が図られること、これもメリットでございます。あと、利用者にとっては利便性が高いのに比べますと、利用者負担が比較的安価である。これらがデマンド型交通のメリットであろうというふうに整理をしております。

一方で、導入する上での課題の主なものとしたしましては、やはり予約の円滑化、あるいは配車の効率化、少ない車両を効率的に使うということの対策が必要であるということ。また、既存のバスやタクシー、他の公共交通の需要を一定程度取りますので、そうした既存の民間事業に対する影響あるいはその民間事業の共存について整理をしてい

く必要があろうかと思えます。

また、デマンド型交通は現在本市に導入されていない仕組みでありますことから、利用ニーズがどこまであるか、これらについても把握をしていく必要があるかと思えます。

最後に、費用対効果。これについても分析をまずしていく必要があろうというふうに、視察の結果課題として認識をしたところでございます。

このたびの視察により、デマンド型交通が本市にどのような影響を与えるか、こうしたことをまず整理する必要があるというふうにこの視察を通じて再認識をしたところでございます。

以上でございます。

○小林委員

こちらも、いわゆる総社と久米南町ですね。両方見られて、いわゆるアナログの部分とデジタルをしっかりと比較をして、しっかりとそれを今後の本市のほうに事業に反映していくという、いわゆるプロセスというところがよく理解ができました。

なので、非常にこの費用対効果を見ていくということも非常に重要だと思いますので、その上になる、素地となるしっかりとしたデータを取っていただきたいということを御要望して、私からの質問を終わります。

以上です。

○森戸委員

1点だけちょっとお尋ねいたします。

主要施策の成果の162ページの高齢者バスタクシー運賃助成パイロット事業で、高齢者バスタクシー運賃助成委託料として411万4,000円を支出しましたと。不用額として、参考資料の9ページで164万6,000円の不用額が上がっているんですが、先ほどの説明では見込んでいたけれどもこれだけだったんですよという説明がありました。

その見込みを下回った理由というのは、どういうことなんですかね。例えばPRが足りなかったのか、また応募の部分なのか、その辺のことも含めて御説明を頂けたらと思います。半分とは言いませんけれども、かなりの額が不用額になっていますので、その辺の御説明をお願いします。

○坪根公共交通政策課長

まず、不用額の理由ですけれども、まず当初予算の想定といたしましては、200円の助成券24枚、一人当たり4,800円分のチケットを申請者が1,200人来られて、利用率が100%であるという前提の下、576万円を当初予算措置しておりました。真に移動支援が必要とされている方が申請頂くということで、まずは利用率100%で予算措置を行ったところでございます。

実際、申請者の方は1,272人ほど御応募頂いて、これについては当初の予算上の想定を上回る申請でありました。配付したチケットの数は2万9,808枚をお配りして、予算でいうと596万円程度の金額のチケットをお配りして、実際の使用枚数、これが2万

1,338枚。使用率にして71.6%という形になったところでございます。

少なかった理由ということで、こちらが確認した範囲では、まず助成券をもらったんだけど紛失されたという方がおられました。あと、転出、市外に出た、あるいは入院をした、あるいはお亡くなりになられた等の理由により使用が困難な状況になってしまったという方がおられました。

それと、あと知人に勧められて取得はしたんだけど、結果使用に至らなかったという方もおられるというふうに聞いております。

地区社協、連合自治会、民生委員様、様々な皆様の御協力で申請についての啓発というのをすごくさせていただいて、結果当初の想定を上回る申請があって、これは我々としても非常にありがたいことだと思っております。利用につきましては、御本人さんの一定負担も若干生じる部分ではありますが、まずは申請が予想を超えたということの評価をしております。今後公共交通の利用促進という視点から高齢者に限らず全体として高齢者の利用が底上げされるような取組というのは、しっかりと次年度以降整理をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○森戸委員

分かりました。今最後の部分で、今後の部分も少しお話をされたんですけども、実際にこれを使われての感想といいますかね、高齢者の方の。その辺のところはどういうふうに分析されておられるんですか。

○坪根公共交通政策課長

利用者の方とか、あとは近隣にお住まいの御家族の方、例えば市外に住まれている御家族の方とかからは非常に助かるといった声を窓口を通じてお声を頂いております。我々としても励みになっております。

あと、タクシー事業者、バス事業者からは新規のお客様が乗車されるようになりましたという声も伺っておりますので、公共交通の利用促進にも効果があったのではないかとこのように認識をしております。

以上でございます。

○森戸委員

了解しました。

○河村委員

それでは、161ページの市営バスの運行事業で、この市営バスには委託とはいいながら、その業務日誌あるいは車両の点検記録簿等の整理についてはどのようにされていますか。

○坪根公共交通政策課長

点検や記録につきましては、この委託料の中にそうした業務を含んで発注をしております。具体的には、運行の15分前に日常点検を運転手の方が車両に対して行っております。原則、異常があった場合には直ちに市のほうに連絡すること、これを原則としております。

また、運行中の記録につきましては、運行記録というものを取っております、受託事業者の運転手が市が定める様式を用いて乗務記録を作成いたしまして、利用状況報告書として月ごとにまとめて翌月10日までに市のほうに提出することとしております。

以上でございます。

○河村委員

日常点検を15分前にとこういう話だったんですが、バスですからエンジンオイル等の点検があるんだと思うんですが、日常点検の中入っていますかね。それとも、1か月点検でやるよということですかね。

○坪根公共交通政策課長

日常点検ということで、運行前の15分程度で、目視等で国交省の自動車点検基準で定められている16項目を点検しております。

主なものを少しピックアップしますと、まずエンジンルームでの点検5項目。これは、エンジンオイルの量とか汚れ、あとブレーキオイルの液、漏れがないかなど5項目を点検いたします。あと、車外での点検として2項目、タイヤの摩耗とか破裂、あと方向指示器、ウインカーがちゃんと表示されているのかを点検いたします。あと、運転席での点検6項目、これはブレーキペダルの踏みしろ、エンジンのかかり具合、異音がないか、あと灯火指示器、ウインカーのレバーとかがちゃんと動くかこれを6項目行います。あと、走行中での点検3項目としてブレーキが実際に効くかどうか、あとエンジン回転のむらや加速の状態がちゃんとしているかなどを運行前の15分の中でチェックリストを用いて運転手が点検しております。

以上でございます。

○河村委員

実際のエンジンオイルの点検がありますよね。それは、見ていないの。

○坪根公共交通政策課長

日常点検の中でオイルの量とか汚れとかは運転手が確認します。また、エンジンオイルを5,000kmごとに交換するという基本的なルールを市営バスのほうに設けておりますので、そのタイミングでまず交換がなされる。間に車検とか点検が入ればそこで点検がなされるという形になります。

以上でございます。

○河村委員

エンジンオイルというのは、現実的に差してみないと確実に点検できないもの。オイルを例えば交換しても、途中で入れたときに忘れがあったり、人為的なミスが起きるかも知らん。だから、エンジンオイルだけを切らせたらエンジンが壊れる話なんで、どうやって見るのかというのは、例えば通常は青ナンバーというか、業者の者なら毎日点検するはずなんですけど、遅くても1か月に1回はきちんとしたそういう点検が必要なんだと思います。そこは要望にしておきますからね。どういうふうにしてやるのかというのはもう1回。

それから、記録日誌をやっているということで、通常の危険箇所の把握をどのようにされているんですかね。運転手のほうからここがちょっと危なかったからこれはこういうふうにしてほしいとか、そういう要望が上がっているかどうか。

○坪根公共交通政策課長

委員が御指摘頂いた道とか、道に限らず、例えば草とか枝とかが道にしがたれがかかっているとか、特に市営バスは車高、屋根が高いので、普通の車よりもそうしたものが当たりやすく、また、幅もあります。運転手からは随時そういう状況があれば、すぐ運転管理者に、受託事業者に連絡が入り、そこからすぐ市のほうに連絡が入る仕組みとなっております。

実際、去年も台風とか大雨の後に、例えば木がしがたれがかかっていることがあれば道路管理者のほうに速やかに連絡も行っておりますし、山から山水が出てきて石が落ちてきたとか、そういったことも車のスリップの原因になりますので、それについても連絡が入り次第、道路管理者にお願いをしてすぐさま対応していただくようにしております。以上でございます。

○河村委員

あともう一点は、要はスピードになるんですが、タコメーターというか、そういったものの点検はどうなんですか。

○坪根公共交通政策課長

スピードメーターの表示が正しいかどうかというのは車検のときに検査をされるということで、こちらは年1回となろうかと思えます。いわゆるトラックのように最高時速を記録するような装置、このようなものはちょっと今のうちのマイクロバスにはついておりませんので、そのような記録までは行っておりません。

以上でございます。

○河村委員

恐らく人を乗せる作業ですから、それが必要なんだと思います。特に、30km規制の道路もありますから、その辺りがしっかり理解されているかどうかというのは教育も含めてしていただく必要があるかと思えますので、お願いをしておきます。

それから、先ほどデマンド型交通の視察の件なんですけど、我々も報告を出すようにし

ていますが、これはどこかに掲載してあるんですか。

○坪根公共交通政策課長

議会等を通じてこのような形で御説明をさせていただいております。ホームページに分析結果を載せるようなことは行っておりません。

以上でございます。

○河村委員

私らでさえ出さんにゃいけんのじゃから、市で視察に行ったらそういった報告書は速やかに出すというのが望ましい姿だろうと思います。

○坪根公共交通政策課長

視察の成果の報告自体は内部的には当然上げておりますが、外部に対しては載せておりません。

令和5年度に実証実験等に取り組むということで業者選定に着手したところではあるんですが、その中で委員御指摘の今までの取組について若干触れることがあれば、少し工夫してみたいと思います。

以上でございます。

○河村委員

以上です。

○大田委員

成果の161ページ。下松タウンセンター前から室積公園前、その下に光総合病院から室積公園、ひかりぐるりんバス。これは、年間の乗車数が随分減っているんです。その分析をどういうふうにされているか教えてください。

○坪根公共交通政策課長

個別というか全体通して民間事業者のバス事業の利用者数の把握の仕方ですが、運賃の一つ一つ、乗車の一つ一つで輸送人数を把握するということをしておらずに、年に1回ほど乗降調査という調査を行います。

その調査に基づいて、年間の利用者がこれだけであろうというような形で人数を推測したものがこの輸送人員になります。市営バスとぐるりんバスは200円の定額で運行しておりますので、人数の把握はほぼ実数を捉えておるんですが、この路線バスについては、例えばその時点、前の年のその時点もそうですけど、何かの理由によって調査日の人数に大幅な動きがあった場合にはそうしたものを全て反映してしまうので、そうしたことにより人数が増減している。

特に、令和3年度はコロナ禍でもありましたので、なかなかその辺で数字の動きが例年よりは把握しにくい状況となっているものというふうに思います。

以上でございます。

○大田委員

光総合病院室積公園前のところは、令和3年度で5,700人と突出して多いんですよ。令和4年度だとまた2,876人。また、ぐるりんバスにおいては、令和2年度で2万人乗車、令和4年度で1万5,000人と全く下がっている。そういうのはどういう把握されているか。

○坪根公共交通政策課長

まず、主要施策161ページの真ん中辺の（ア）、光総合病院から室積公園口への輸送人員等の状況。これは、委員御指摘のとおり、令和3年度5,736人から令和4年度2,876人、大幅に減少しております。こちらについては、年に1回の乗降調査によるものということで、逆に令和3年度の調査の日がもしかしたら何かの理由により利用者が多かったということも考えられるわけなんですけど、民間事業者に確認をしたところ、理由はちょっと分からないということでした。

一方で、その下のひかりぐるりんバスの利用人数につきましては、こちらは200円の乗車運賃で乗れるということで、運転手が毎日乗車人数を把握しております。これは実数でございます。そのため、ひかりぐるりんバスについては、令和3年度と比べての人数が減少しておりますが、令和2年度からも年間約200人程度の人数が減少しております。

特別何かこれだという理由はちょっとないんですが、コロナ禍ということで、高齢者を中心に外出控えであったり、病院の受診控えであったり、そうしたものが影響しているのではないかなと思われま。

以上でございます。

○大田委員

ぐるりんバスは1人当たり200円だから実数だろうということですが、もっと違う理由があるんじゃないかと思うんですが、そのところはなかなか把握ができていないというふうな答弁であったんですが、何かあるんだろうと思うんですが、もう少し把握の仕方というか、あれを考えてみられて把握されたほうがいいんじゃないかと思ひます。よろしくお願ひします。

○河村委員

つつじ苑の維持管理についてどのようにされているか。主要政策の成果の176ページ。

○山本都市政策課技術担当課長

光つつじ苑の維持管理でございます。

これは、主要政策176ページのイ、公園緑地管理委託料の一番上の公園緑地管理委託料に含まれております。この中で年に2回草刈り等を行っております。

以上でございます。

○河村委員

年に2回草刈りをやっているようにも見えないし、大きな木が倒れていたのがそのままになっていたり、管理をされているようにはあまり見受けられないんですが、去年は特に大きな、ちょっと外れではありますが、桜の木が3本も倒れて、もうほんのちょっとのくらいで家に当たりそうなところへいってしましてね、地面がすごい緩んでいると思われるんですよ。その辺り、維持管理の中で、そういう大きな木の管理を含めてどういうふうにされているのかなど。

○山本都市政策課技術担当課長

桜等の大きな木につきましても剪定等を行っておりますが、非常に桜も老朽化しておりますので、市内全域桜の木なども老朽化しており、植樹等も必要になっていることから、今後老朽化した桜の木などの樹木についても点検等を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○河村委員

普段の維持管理の中で、そういった安全対策を含めた点検というのはされているんですか。

○山本都市政策課技術担当課長

この委託の範囲内で維持管理、安全点検等も行っております。

以上でございます。

○河村委員

委託の範囲ってどこかに委託してある。

○山本都市政策課技術担当課長

この公園緑地管理委託料の中で、業者に委託しています。

○河村委員

この公園緑地管理委託料の中に、今は市内にたくさん公園がありますが、そこの維持管理、樹木の点検といいますか、そういったものを含めて委託料の中に入っちゃうわけ。

○山本都市政策課長

樹木の調査ということでは項目には挙がっておりませんが、主に目視点検、異常があるようでしたら市のほうに連絡が入るような、そういった目視点検を中心とした管理ということでございます。

以上でございます。

○河村委員

このじゃあ委託料は、入札でどういう業者が取りよるんです。

○山本都市政策課技術担当課長

この業務については、決算審査の参考資料の23ページの上から4段目の室積地区公園緑地街路樹維持管理作業委託と、その5段下から島田三井地区、浅江北部、浅江南部、光井地区においては入札で行っております。

○河村委員

ということは、この室積地区公園緑地街路樹維持管理作業委託の中に、この今のつつじ苑は入っていると。

○山本都市政策課技術担当課長

光つつじ苑については、光井地区公園緑地街路樹維持管理作業委託に含まれています。

○河村委員

どこにある。（「31」という者あり）5月31日、これ。熊谷なのね。分かりました。よく確認させていただきます。

○笹井委員

主要施策の179ページ、光駅拠点整備事業について、先行委員もちょっと質問しましたが、私はちょっと別観点から質問させていただきます。

まず、ここにさっき2つの事業、光駅南北自由通路等基本設計業務と、下の段に光駅前広場基本設計業務、2本で出されて事業費が上がっているということは、当然支出済みだと思いますが、この2つの事業は、事業としてはきちんと終わって設計の一式はもう済んでいるのか。市役所がそれが済んで頂いた日にちも教えてください。

○山本都市政策課長

この2業務については、もう既に成果品を頂き、検査も終えております。引き取った日にちでございますが、両方の業務とも同じでございます。令和5年3月24日でございます。

○笹井委員

この中身については、先ほどからあるいは一般質問でなかなか公開ができないということは理解しますが、どんなものを受け取ったのか。例えば、報告書であれば何ページぐらいのものを受け取ったのかはお答えできますでしょうか。

○山本都市政策課長

ページ数というものはなかなか申し上げにくいんですが、ファイルで言えば数冊ございます。

○笹井委員

2事業あるので、恐らく2社から出てきていると思うんですけど、ちょっとそれぞれどんなものが出てきたのか教えてください。

○山本都市政策課長

すみません、先ほど数冊と申し上げましたが、それ以上ございます。先ほど申し上げましたように、イメージパース、各設計書、概算事業費、設計計算書、数量表、そういったものもございます。

以上でございます。

○松並都市政策部長

報告書のボリュームということでのお尋ねかと存じます。いわゆる市販のファイルに様々な資料をファイリングして納められております。段ボール数箱程度というほどのボリュームでございます。

○笹井委員

これ2業務あるから、それぞれの委託を受けた会社からそれぞれ出てきたという理解でよろしいですか。

○山本都市政策課長

業務ごとに出てきております。

○笹井委員

分かりました。

これ昨年の12月の一般質問の中で、この設計の中で概算事業費を大幅に上回ることが分かったということで、基本計画が実行が困難になったというのが最初12月に回答であったと思いますが、この業務自体は設計をしながら高くなったという事業費の中で、一応3月末までに、それで高くなった状態での設計が全部終わって、それで報告書として出てきたという理解でよろしいのでしょうか。

○山本都市政策課長

基本設計の概算事業費が62億1,000万円ということでお答えしていると思いますが、この概算事業費も成果物として出てきております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。

私、本来の審査であれば、本当その62億になった3月に出てきたものを見て、それでまた議論したり考え直すことができなかつたのかなと思いますが、それは進行上のスケジュールもあるので、それができなかつたという理解はしています。

ちなみに、高くなつたというのは、この上の段の業務の報告書でしょうか、下の段の業務の報告書でしょうか。

○山本都市政策課長

事業費の増額分はそれぞれでございます。例えば、鉄道施設を含む南北自由通路であれば、基本計画の概算事業上限額25億円から約15億円増額しております。それと、南口駅前広場でございますと、基本計画の概算事業費上限額から約6億1,000万円。そして、北口駅前広場でございますと、基本計画の上限額から約1億円それぞれ増額し、合わせて22億1,000万円増額しております。

以上でございます。

○笹井委員

分かりました。今の数字もたしか3月議会で報告があつたときの数字と同じと思つていますので、理解はしております。

このたび、こういう成果は出たけれども、計画はまた新しく見直す、作り直すという状態になっておるわけですが、もともと令和2年9月、基本計画を議会に議案として出して承認した際に、前段の説明として3つのプランがあつたと思います。橋上改札で鉄道施設の上に橋上駅を設けるプランと、それから鉄道施設の線路上ではないけれども手前に橋上駅を造るプランと、あと現行の今ある議決した計画にあるように、駅舎は地上で両側改札案というプランの3種類があつたと思います。

最終的に、その中で一番費用が安いプランで大体40億円ということで説明されて、審議して可決したわけですがけれども、もっと安いプランも考えていく必要があつたんじゃないかと。私も、既存施設利用案みたいなものを過去提案させていただきましたが、そういうところ、もっと得策な計画というのを考えるべきではなかつたか。あるいは、これからでも考えるべきではないかと思つますけど、決算審査ですから、そういうところを排除したところに問題はなかつたでしょうか。

○委員長

笹井委員、今はこの光駅拠点整備事業にある3,953万1,000円と1,874万1,000円についての、この辺りについてを具体的に質疑してもらいたいんですけど、その辺りはどうですか。

○笹井委員

そこからは外れると思いますが、ただ過去に議会が議決した計画が、本当は白紙に戻

ると。あるいは、本来決算審査であるので成果物が出てこなきゃいけないけどいろんな理由で出てこないということでもありますので、私なりにちょっと過去も含めて質問をさせていただいています。委員長判断で外れるということであれば止めていただいて結構です。

○委員長

先ほども成果物を出していただきたいというのが大田委員からありましたので、その辺りは大田委員が既に質疑された部分だと思いますので、その辺りは注意してお願いします。

○笹井委員

了解しました。じゃあ終わります。

討 論：なし

採 決：全会一致「可決すべきもの」